

建築確認手続き等の運用改善マニュアル

「小規模建築物用（木造住宅等）」

平成22年3月

発行 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
協力 国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続き等の運用改善のためのマニュアルの策定について

- 本マニュアルは、国土交通省が平成 22 年 1 月 22 日付けで発表した建築確認手続き等の運用改善のうち、以下の事項に係る運用方法等を木造の四号建築物についてとりまとめたものです。

〈確認審査の迅速化関係〉

1. 確認申請図書の補正の対象の見直し
2. 「軽微な変更」の対象の見直し

〈申請図書の簡素化関係〉

1. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化
2. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

〈その他関係〉

1. 既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置

※： 上記に係る施行規則・関係告示の改正は、平成 22 年 6 月 1 日に施行されます。

※： 申請図書に係る規定は、平成 22 年 6 月 1 日以降に確認申請を行う者（変更確認申請を行う者を含みます。）に対して適用されます。

なお、平成 22 年 6 月 1 日以降に旧申請図書により確認申請がなされた場合には、特定行政庁・指定確認検査機関において弾力的な取扱いが必要です。

本マニュアルでは法令名を以下のように略記します。

[正式名称]	[本マニュアルでの略記]
建築基準法	法
建築基準法施行令	令
建築基準法施行規則	規則

※： 本マニュアルの〈確認審査の迅速化関係〉及び〈申請図書の簡素化関係〉は、財団法人建築行政情報センター編集・一般社団法人 新・建築士制度普及協会発行の「建築確認申請手続きの運用改善マニュアル（一般建築物用）」に基づいております。

木造の四号建築物以外の建築物については、「建築確認申請手続きの運用改善マニュアル（一般建築物用）」をご覧ください。

建築確認手続き等の運用改善の方針について

国土交通省が平成 22 年 1 月 22 日付けで発表した建築確認手続き等の運用改善

1. 経緯

建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しの検討を行うため、実務者や関係団体から幅広く意見聴取を行ってきたところでありますが、以下のとおり建築確認手続き等の運用改善の方針をとりまとめました。建築基準法施行規則及び関係告示等の改正については、3 月末目途に公布を行い、6 月に施行する予定です。※

※:平成 22 年 6 月 1 日から施行です。

2. 運用改善案の概要

<確認審査の迅速化関係>

1. 確認申請図書の補正の対象の拡大等（告示改正）

⇒ 確認申請図書の補正の対象は、軽微な不備（誤記、記載漏れ等）とされているが、これを不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）とする。また、補正にあたっては、適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付や確認審査報告書の特定行政庁への報告を不要とする。

2. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とする見直し（告示改正）

⇒ 構造に係る確認審査後に構造計算適合性判定を求めることとされているが、当該確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができることとする。

3. 確認審査等の報告に係るチェックリスト告示の簡素化（告示改正）

⇒ 指定確認検査機関が確認済証等を交付した後に特定行政庁へ提出するチェックリストを大幅に簡素化する（項目を約 9 割減とする）。

4. 「軽微な変更」の対象の拡大（規則改正・技術的助言等）

⇒ 計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象は、安全上の危険の度等が高くない一定の変更とされているが、これを建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更とする。

また、「軽微な変更」の適用可能な具体事例を提示し、運用の徹底を図る。

5. 大臣認定変更手続きの迅速化

⇒ 超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図る。

6. 審査期間短縮及び審査バラツキの是正（技術的助言等）

⇒ 構造計算適合性判定の対象物件については、現在の審査期間（約 70 日※）の半減を目指し、審査期間短縮に係る目標を設定するとともに、取組方針及び公表方法を「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針として発出する。

また、各機関に苦情窓口の設置とそれを通じた審査のバラツキ把握及び審査員への指導等の取組みを要請する。

※サンプル調査による平成 21 年 7 月から 12 月までの確認済証交付までに要した実日数の平均

<申請図書の簡素化関係>

1. 構造計算概要書の廃止（規則、告示改正）

⇒ 確認申請図書のうち、構造計算概要書を廃止する。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化（規則、告示改正等）

- (1) 非常用照明装置に係る技術的基準の見直しを行うとともに、非常用照明装置の構造詳細図を提出不要とする。
- (2) 水洗便所の構造詳細図を提出不要とする。
- (3) 排水のための配管設備に係る技術的基準の見直しを行うとともに、排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とするなど、配管設備に係る図書の簡素化を行う。
- (4) 換気設備の構造詳細図を簡素化する。

3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略（技術的助言等）

⇒ 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

<厳罰化関係>

1. 違反設計等への処分の徹底

⇒ 「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針に、中間・完了検査の徹底、違反建築物対策の推進を盛り込み、違反設計等への処分を徹底する。

2. 広範なサンプル調査を実施

⇒ 違反建築物対策を推進するため、広範なサンプル調査を実施する。

<その他関係>

1. 小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例について、当分の間継続する。
2. 既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し（平成21年国土交通省告示第891号等）について、周知徹底を図る。
3. 住宅性能評価及び長期優良住宅の認定についても申請図書の簡素化を図る。（規則、告示改正等）

※ 上述のとおり、小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例については、当分の間継続することとされています。

目 次

建築確認手続き等の運用改善のためのマニュアルの策定について	1
目次	4
〈確認審査の迅速化関係〉	
1. 確認申請図書の補正の対象の見直し	9
(1) 運用改善の概要	9
(2) 運用改善の詳細	9
1) 補正対象について（補正が認められる「不備」）	9
2) 補正等の手続き	10
3) 補正等の方法	13
4) 補正の取扱い	14
2. 「軽微な変更」の対象の見直し	16
(1) 運用改善の概要	16
1) 基本的な考え方	16
2) 「軽微な変更」の対象となる計画の変更	16
3) 軽微な変更の運用	16
(2) 軽微な変更の適用事例	17
参照条文	19
〈申請図書の簡素化関係〉	
1. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化	23
1. 1. 便所	23
(1) 規則の改正内容	23
(2) 運用改善の要旨	23
(3) 改正後の確認申請図書の記入方法	23
1. 2. 換気設備	23
(1) 規則の改正内容	23
(2) 運用改善の要旨	23
(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法	23
2. 建築材料・防火設備等に係る確認申請図書の簡素化	24
2. 1. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略	24
2. 2. 「耐火構造等の構造詳細図」の記載例	25
3. その他運用の統一化に係る事項	28
(1) 「求積図」に係る記載について	28
(2) 「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」に係る記載について	28
(3) 建築設備に係る確認申請図書における「二面以上の断面図」の記載について	28
参照条文	29

〈その他関係〉 既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置

木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き

目次	1
1. 本手引きの目的	2
2. 本手引きの対象とする建築物及び建築行為	3
3. 建築確認申請における必要図書	5
4. 緩和条件適合図書の詳細な解説	10
5. 参考事項	38
資料	43
参照条文	58

〈建築確認申請手続きの運用改善に伴う建築基準法・国土交通省告示 新旧対照表〉

1. 建築基準法施行規則 第3条の2 改正新旧対照表	1
2. 建築基準法施行規則 第1条の3 改正新旧対照表	5
3. 平成19年国土交通省告示835号 改正新旧対照表	16

※ 〈その他関係〉及び〈建築確認申請手続きの運用改善に伴う建築基準法・国土交通省告示 新旧対照表〉は独立したページ番号となります。

<確認審査の迅速化関係>

1. 確認申請図書の補正の対象の見直し

(1) 運用改善の概要

確認申請図書の補正の対象については、「確認審査等に関する指針」(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。)で定められており、従前は、「軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。)」とされていましたが、指針告示の改正により、「不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。)」とされました。

また、これまで、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)が補正又は追加説明書を求める場合には、法第6条第13項等に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨及びその理由を記載した通知書の交付(以下「法定通知」という。)を行い、指定確認検査機関の場合にあっては確認審査報告書を特定行政庁へ報告する等とされてきました。今回の改正により、法定通知は、正当な理由がある場合に行うことが明確化され、原則として、建築主事等は申請者等に対して補正又は追加説明書の提出を書面の交付により求めることとなり、指定確認検査機関による確認審査報告書の特定行政庁への報告が不要となります。

なお、以下のような申請図書等は、従前のおり、適正な確認申請書とは認められませんので、提出されれば確認審査は終了することとなります。

- ・申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの
- ・設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの

(2) 運用改善の詳細

1) 補正対象について(補正が認められる「不備」)

申請図書等に不備があった場合、これまでではその不備の程度が軽微なもの(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもの)に限り、補正を行うとされてきました。

今回、指針告示の改正により、「申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの」についても補正を行うことができるとされました。

したがって、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象と考えられます。

なお、指針告示第一第5項第四号では、これまでどおり、「確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。」とされており、申請者等の意思により計画の変更を行う場合にあっては、補正の対象とは認められません。この場合には、建築主事等が「不適合通知」や「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行い、確認審査を終了させる必要があります。

2) 補正等の手続き

これまで、建築主事等が確認審査で申請者等に対して指摘を行う場合については、申請図書等に軽微な不備がある又は申請図書等の記載事項に不明確な点があるとして、法定通知を行い、一定の期限を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることになっていました。

今回の指針告示の改正では、「申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき」に法定通知を行うことを明確化し、確認審査において建築主事等が補正又は追加説明書の提出を書面で求めることとされ、具体的には、申請図書等の不備の内容又は申請図書等の記載事項に不明確な内容を明らかにした書面を申請者等に交付（以下「補正等の書面の交付」という。）することとなりました。

補正等の書面の交付にあたっては、「相当の期限」を定めて補正や追加説明書の提出を求めることとされていますが、この「相当の期限」の目安としては、内容に応じて概ね2週間以内の一定期間が適切であると考えられます。この場合、当該書面の交付以降の申請者等が追加説明書等を作成する期間も、法第6条第4項の期間に含まれることとなります。したがって、「相当の期限」を経過しても補正等の求めに対する回答がない場合、又は回答があってもその内容が不十分な場合には、上述した「正当な理由」があるとして、法定通知を行うこととなります。（法定通知を行った場合には、当該法定通知以降の期間は同項の期間に含みません。）

補正等の書面の交付は、指摘事項を小出しにすることなく、まとめて示すことが原則です。ただし、申請者の便宜を踏まえ、意匠・構造・設備の分野ごとに個別に書面を交付することとしても差し支えないですが、この場合、すべての指摘ではないことを連絡するなど誤解を招くことがないように注意が必要です。

4号建築物については、建築主事等は確認申請を受理した日から7日以内（指定確認検査機関においては、契約で定められた期限内）に審査を行わなければならないこととされており、補正又は追加説明書を求める内容が軽微で、迅速な対応が可能であると考えられるときは、補正等の書面の交付によることとなりますが、それ以外の場合にはこれらの手続きによらず、法定通知を行うことも可能です。

【表 1】補正等の手続きの概要

書面等の種類	根拠規定	書面等の交付を行う場合	運用方法
補正等の書面の交付	指針告示第一第五項第三号及び第四号	<ul style="list-style-type: none"> 申請図書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 建築主事等が、相当の期限（目安は概ね2週間以内の一定期間）を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めます。 この場合、補正等の書面の交付以降の期間も確認審査期間（法第6条第4項）に含まれます。 建築主事等は、まとめて補正等の書面を交付しますが、意匠分野・構造分野・設備分野別に補正等の書面を交付することもできます。
法定通知	法第6条第13項等	<ul style="list-style-type: none"> 申請図書等の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由※があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、本通知により審査終了となりますが、建築主事等は、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることができます。この場合、法定通知以降の期間は確認審査期間（法第6条第4項）には含まれません。

※：法定通知を行う場合の「正当な理由」には次のものが該当します。

- ①建築主事等が法第6条第4項の期間（例えば、規則第2条第4項の規定により、構造計算適合性判定の対象となる場合には最大70日）内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合
- ②建築主事等が行った補正等の書面の内容について、定められた相当の期限までに申請者等が補正もしくは追加説明書の提出を行わない場合、又は、補正もしくは追加説明書の提出を行っても、その内容が不十分な場合

＜参考＞補正等の書面の交付の方法

建築主事等の指摘は、補正を求めるものも、追加説明書の提出を求めるものもありますので、補正等の書面の交付については、この両者と同じ書面で求めることができます。（補正等の書面の例は【モデル事例1】・【モデル事例2】のとおりです。）

【モデル事例1】申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める際の書面の例

申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面

平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事又は指定確認検査機関名
担当者名

下記による確認申請書は、申請書等に不備があり、又は申請書等の記載事項に不明確な点があります。

このため、平成19年国土交通省告示第835号第一第五項第三号の規定により下記の事項について申請図書等の補正又は追加説明書を求めます。

記

1. 申請年月日
 2. 建築場所、設置場所又は築造場所
- (申請書等の補正又は追加説明書を求める事項)
別紙のとおり
- (備考)
・申請書等を補正し、又は追加説明書を提出する期限は、平成 年 月 日
です。

【モデル事例2】補正等の書面における「補正又は追加説明書を求める事項」の別紙の例

番号	該当図書 該当頁等	補正又は追加説明 書を求める事項 (指摘事項)	指摘事項の内容・理由	回 答		備 考
				回答内容	該当図書 該当頁等	
1						
2						
3						
4						
5						

注1) 回答欄以外は建築主事等が記入します。

注2) 申請者等は、回答欄に建築主事等の指摘事項に対する回答内容等を記載して提出してください。

(本様式のコピー可)

※：建築主事等は、構造計算適合性判定機関からの構造計算適合性判定に係る指摘に基づき申請者等に補正又は追加説明書の提出を求めるときは、本表について、建築主事等からの指摘に係るものと構造計算適合性判定機関からの指摘に係るものを別葉とすることが望ましいと考えられます。

※：備考欄には、補正や追加説明の方法等を記載することが考えられます。

3) 補正等の方法

今回の指針告示の改正に伴う補正の対象の見直しにより、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となるため、建築主事等が申請図書等の「補正」を求めた場合には、修正後の申請図書等で修正前の申請図書等を補正することが可能となりました。

申請図書等の補正により不要となった申請図書等の取扱いは、建築主事等の判断に委ねられます。(返却、保存いずれでも可能です。)

補正等の書面の交付による建築主事等と申請者等のやりとり(【モデル事例2】を参考)は審査の経過に係るものとして保存することが必要です。

4) 補正の取扱い

図面に不備があるため、建築主事等が補正を求めた場合の回答書の例は【モデル事例3】のとおりです。

【モデル事例3】図面の補正の指摘

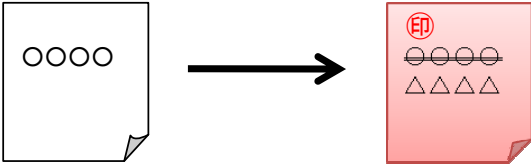
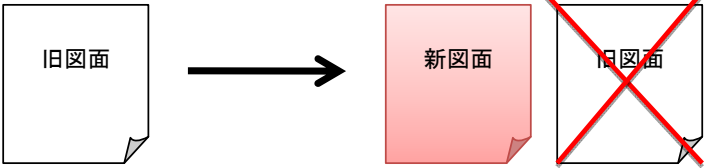
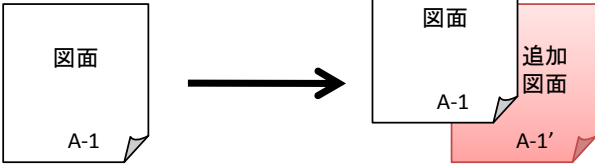
番号	該当図書 該当頁等	補正又は追加説明書を求める事項 (指摘事項)	指摘事項の内容・理由	回答		備考
				回答内容	該当図書 該当頁等	
1	配置図	隣地の高さ	隣地のレベル表示が漏れているところがあります。	隣地レベルを配置図に記載します。	配置図	補正
2	立面図	開口部の位置・大きさ	1階平面図と開口部の位置・大きさに不整合があります。	1階平面図の開口部位置と大きさに合わせて、新図面で旧図面を補正します。	立面図	補正

注1) 回答欄以外は、建築主事等が記入します。

注2) 申請者等は、回答欄に建築主事等の指摘事項に対する回答内容等を記載して提出して下さい（本様式のコピー可）。

図面の補正の方法は図示すると以下のとおりです。

【表 2】 図面の補正の方法

<p>① 建築主事等が図書の補正(訂正)を求めた場合</p>	<p>例)「〇〇〇〇」を「△△△△」に訂正する場合</p> 
<p>② 建築主事等が新図面により旧図面の補正を求めた場合</p>	<p>例)旧図面を新図面で補正する場合</p> 
<p>(参考) 建築主事等が追加説明書として追加図面を求めた場合</p>	<p>例)図面に詳細図を追加する場合</p> 

2. 「軽微な変更」の対象の見直し

(1) 運用改善の概要

1) 基本的な考え方

規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば「軽微な変更」となります。同項各号の一に該当するが他の号に該当しない場合であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」に該当することになります。

なお、施工管理上の微少な施工誤差については、計画変更には該当しませんが、当然、建築基準関係規定に適合していることが必要です。

2) 「軽微な変更」の対象となる計画の変更

「軽微な変更」の対象となるのは、「一の変更」(※1)ごとに、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、かつ、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に限られます。「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは、高度な計算や検討(※2)によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるものとなります。

※1:「一の変更」

「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。例えば、間仕切壁の位置の変更に伴い、当該間仕切壁に設置されている建築設備の位置が変更される場合は、一体性があることから、間仕切壁の位置の変更と建築設備の位置の変更を併せて「一の変更」となると考えられます。

※2:「高度な計算や検討」が必要なものとしては、以下のものが想定されます。

- ①構造耐力関係規定では、全体架構モデルの再計算を要するもの
- ②防火・避難関係規定では、避難安全検証法(計画変更の影響が居室避難の範囲を超えず、居室避難の成立が簡易に確認できる場合を除く。)や耐火性能検証の再検討を要するもの
- ③集団規定では、日影規制に係る日影図による再検討や天空率の再計算を要するもの

3) 軽微な変更の運用

「軽微な変更」に該当するか否かは、まずは申請者等が判断することになりますが、中間検査・完了検査において、検査申請書に「確認以降の軽微な変更の概要」を記載するとともに、変更内容を記載した書類(軽微な変更説明書)を提出することが義務付けられています。指針告示第三第3項及び第四第3項にしたがって、建築主事等は、この内容が「軽微な変更」に該当するかどうかを確認し、当該計画の変更が「軽微な変更」に該当しないとき等建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、完了検査にあつては検査済証を交付できない旨の通知書を、中間検査にあつては中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付することとなります。

このため、申請者等は、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、事前

に建築主事等と相談・調整することが望ましいと考えられます。

(2) 軽微な変更の適用事例

「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」であることが、「軽微な変更」に該当する前提条件となりますので、予め申請者等にて十分に確認してください。

本マニュアルの適用事例はあくまでも例示であり、工事の現場においては様々な軽微な変更が発生します。実際の運用においては、申請者等が軽微な変更に該当するか否かを判断の上、建築主事等と事前に相談・調整を十分に行うことが望ましいと考えられます。

なお、当然のことながら、建築基準法令の規定等に違反した建築物については、法第9条に基づく是正、除却、使用中止等の命令等の対象となりますので、注意が必要です。

○事例1：間仕切壁の位置の変更

⇒ 間仕切壁の位置の変更については、第十号の「位置の変更」に該当し、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、間仕切壁の一部の追加又は取止めも、第十号の「位置の変更」に含まれます。

○事例2：配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさの変更

⇒ 配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさの変更（※）は、第十三号の「位置及び大きさの変更」に該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、開口部の一部の追加又は取止めも、第十三号の「位置及び大きさの変更」に含まれます。また、開口部には、建築設備の躯体開口部も含まれます。

※：採光及び換気に有効な面積が減少するもの等、第十三号のイからニまでに該当する場合は除きます。

○事例3：ダクトの長さ等の変更

⇒ ルート変更等に伴いダクトの長さ等に変更が生じる場合は、第十五号の「材料、位置又は能力の変更」に該当し、換気システム全体としての性能を低下させない場合（※）であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

※：換気ファンの能力等を調整し、結果的に換気システム全体の性能を低下させない変更を含みます。

○事例4：天井高の変更

⇒ 天井高の変更は、第十四号の「高さの変更」に該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

○事例 5：庇の大きさの変更

⇒ 構造耐力上主要な部分に該当しない庇の位置の変更に伴う大きさの変更は、第十号の「位置の変更」に該当し、建ぺい率、斜線制限等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

参照条文

- 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について」（平成 19 年 9 月 25 日付け国住指第 2327 号国土交通省建築指導課長通知）
- 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）
- 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 20 年 5 月 27 日付け国住指第 858-1 号国土交通省建築指導課長通知）

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について」（平成 19 年 9 月 25 日付け国住指第 2327 号国土交通省建築指導課長通知）

第 5 中間検査・完了検査の取扱いについて （計画変更の取扱いについて）

中間検査の結果、計画変更の確認申請を要する変更が明らかとなった場合、施行規則第 4 条の 9（施行規則第 8 条の 2 第 1 3 項において準用する場合を含む。）又は施行規則第 4 条の 12 の 2 の規定に基づき、建築主等は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付し、建築主は計画変更の確認申請を行い、必要に応じて計画変更の確認後に現場の是正を行った後、再度中間検査申請を行うものとする。

一方、完了検査申請がなされた後においては、計画変更の確認申請を行うことはできないことに留意されたい。
なお、中間検査又は完了検査の申請の取下げの手続については、建築基準法令において特に定められていないため、各特定行政庁等において適切に取り扱われたい。

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

第 2 建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について（規則第 3 条の 2 関係）

確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更を行う場合で、当該変更の内容が建築基準関係規定に関係のない変更である場合は、計画の変更に係る確認審査の対象外である。したがって、中間検査又は完了検査（以下「検査」という。）の申請時に求められる軽微な変更の概要の記載も要しない。

（略）

軽微な変更該当するものとして建築確認手続を行わなかった計画の変更については、検査の申請書の第三面に軽微な変更の概要（略）を記載することとなるが、当該記載内容に基づき、建築基準関係規定に適合していることを適切に確認することとする。

また、検査の円滑な実施を図るため、建築主から、検査前の適当な時期において、軽微な変更の内容について建築主事等に対しあらかじめ説明しておきたい旨の希望がある場合が考えられるが、建築主事等においては当該求めに対し積極的に応ずることが望ましい。

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 20 年 5 月 27 日付け国住指第 858-1 号国土交通省建築指導課長通知）

今般、同条各項各号に列記するものに、構造関係規定及び建築設備関係規定に係るものを追加したところであり、これらの運用については、それぞれ次に掲げる事項に留意し、軽微な変更の趣旨が建築主の建築確認手続に要する負担の軽減にあること等を踏まえ、弾力的に取り扱われたい。

1. 構造耐力上主要な部分における位置の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第八号及び第 3 項第二号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第八号及び第 3 項第二号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分のうち、位置の変更によって当該変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外の建築物の架構に生ずる応力度に影響を及ぼさず、かつ、当該変更に係る部材及び当該部材に接する部材の範囲において安全性が確認できるものに限り変更を認めるものであり、例えば、基礎杭の位置の変更について、基礎杭及び当該基礎杭に接するフーチング又は基礎梁の範囲に

において安全性が確認できるもの、小梁の位置の変更について、小梁及び当該小梁に接する大梁の範囲において安全性が確認できるもの等が該当する。当該安全性が確認できるものとは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 82 条各号に規定する構造計算によって確かめられるものをいい、これらの構造計算以外の構造計算を行わなければ当該変更後の計画に係る安全性を確認できないものは本号には該当しない。

なお、本号に該当するかどうかについては、施行規則第 3 条の 2 第 1 項第九号に掲げる変更と併せて判断することも考えられ、例えば、小梁の位置の変更について、これに接する大梁の断面を大きくする変更を併せて行う場合、当該変更が同号に該当するものであって、これらの部材について令第 8 2 条各号に規定する構造計算によって安全性を確認することができる場合等も本号に該当する。ただし、当該変更によって保有水平耐力の再計算が必要になる場合等は本号に該当しない。

2. 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第九号及び第 3 項第三号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第九号及び第 3 項第三号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分である柱、梁、壁等の部材の材料又は構造について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の構造の種類を変更するものではなく、かつ、当該部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造の変更が該当する場合は、同表の下欄に掲げるものに限りその変更を認めるものである。例えば、鉄筋コンクリート造の柱について、コンクリート又は鉄筋をより高強度のものに変更し、柱として同程度の強度又は耐力を有するものとする場合等が該当する。なお、断面形状や寸法、鉄筋の本数や配置等の変更を、部材の強度又は耐力が減少しない範囲で行うことは可能であるが、材料又は構造の変更によって強度及び耐力以外の剛性、剛域その他の構造計算の結果に影響を及ぼす数値の変更が生ずる場合、有効細長比、鉄筋のかぶり厚さその他の構造関係規定への適否に影響を及ぼす変更が生ずる場合、鋼材の幅厚比に影響を及ぼすため令第 81 条に規定する構造計算の基準の適用の変更を伴う場合等は、本号には該当しない。
3. 非構造部材の材料、構造又は位置の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十号及び第 3 項第四号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十号及び第 3 項第四号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分以外の部分について、その材料、構造又は位置の変更を認めるものであり、例えば、屋根ふき材の材料又は構造の変更について、屋根瓦の材料の変更及び下地との緊結方法の変更等が該当する。この場合、材料又は構造の変更にあつては、同項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造に該当するものは同表下欄に掲げるものへの変更に関し、間仕切壁の位置の変更にあつては、間仕切壁が主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除いたものの変更に限られる。
4. 建築設備の材料、位置又は能力の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十五号、第 2 項第二号及び第 3 項第五号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十五号、第 2 項第二号及び第 3 項第五号においては、建築設備の材料、位置又は能力の変更を認めるものであり、材料の変更にあつては、例えば、防火区画等を貫通する管の材料を同等以上の機能を有するものに変更すること、能力の変更にあつては、例えば、同等以上の能力を有する排煙機に変更すること等が該当する。この場合、材料の変更にあつては、機能が低下する材料の変更が該当するもの、能力の変更にあつては、能力が減少する変更が該当するもの以外のものに限られる。
5. 準用工作物の軽微な変更に係る留意事項について（施行規則第 3 条の 2 第 3 項）

法第 88 条の規定に基づき指定される工作物（以下「準用工作物」という。）に対しては法第 88 条において建築物に適用される一部の規定を準用しており、施行規則第 3 条の 2 第 3 項第二号から第四号に掲げる変更についても、建築物の部分に対する変更を工作物に準用するものとして規定したものである。工作物の変更に係る部分が建築物のどの部分に該当するかどうかについては、当該工作物の構造等に照らして適宜判断されたい。なお、同項で取り扱う軽微な変更とは、例えば、準用工作物に該当する煙突に取り付ける準用工作物に該当しない広告塔の材料又は構造の変更等であり、広告塔等そのものについては準用工作物に該当しない工作物と解するものとする。
6. 事前相談について
軽微な変更に係る事前相談については、平成 19 年 11 月 14 日付国住指第 3110 号、国住街第 185-2 号「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」において既に通知しているところであるが、検査の円滑な実施を図るため、建築主から、検査前の適当な時期において、軽微な変更の内容について建築主事等に対しあらかじめ説明しておきたい旨の希望がある場合について、建築主事等においては当該求めに対して積極的に応ずることが望ましい。
7. その他
法第 68 条の 26 の規定に基づき構造方法の認定を受けた建築物について、当該構造方法の内容に係る計画の変更があった場合においては、仮に当該変更が軽微な変更が該当する場合であっても、変更後の構造方法について新たに認定を受ける必要がある。
なお、当該構造方法の内容に係らない変更又は当該認定に当たってあらかじめ検討されている内容の範囲における変更が生じた場合においては新たに認定を受ける必要はない。

<申請図書の簡素化関係>

1. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化

1. 1. 便所

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

○法第36条の規定が適用される建築設備

令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所

〈改正内容〉

「便所の構造詳細図」の明示すべき事項中「便器及び小便器から便槽までの污水管の構造」を「くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの污水管の構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

○ 水洗便所に係る構造詳細図は提出不要とします。

(3) 改正後の確認申請図書の記入方法

水洗便所については構造詳細図の提出が不要となります。

1. 2. 換気設備

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第4項表1(十)

法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の6の規定が適用される換気設備

〈改正内容〉

「換気設備の構造詳細図」の明示すべき事項の「直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造」を「直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

○ 換気扇の構造詳細図の提出を不要とします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法

換気扇の構造詳細図の提出が不要となります。ただし、換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造（フード、ガラリ、ベントキャップ等）に係る構造詳細図の提出は、引き続き必要となります。

2. 建築材料・防火設備等に係る確認申請図書の簡素化

2. 1. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

○ 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について構造方法等の認定データベースに登録することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出を不要とします。

規則により、建築主事等において、既に構造方法等の認定に係る認定書（以下、「認定書」という。）の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（出版物やホームページに掲載されたものを含む）によりその内容を確認できる場合には、認定書の写しについては、確認申請において提出不要となっています。

以下の構造方法等の認定については、原則として、当該認定書の写しを、構造方法等の認定データベースを通じて、特定行政庁、指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関に対して、建築確認等又は構造計算適合性判定に係る審査を目的として閲覧に供することとしています。

上記のデータベースは、認定書の内容を収録した図書として取扱えますので、平成 22 年 6 月 1 日以降は、構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付については、原則として、確認申請において提出不要となります。

○構造方法等の認定データベースの閲覧対象となる構造方法等の認定

- 一 法第二条第七号 【耐火構造】
- 二 法第二条第七号の二 【準耐火構造】
- 三 法第二条第八号 【防火構造】
- 四 法第二条第九号 【不燃材料】
- 五 法第二条第九号の二ロ 【防火設備】
- 六 法第二十二条第一項 【屋根飛火】
- 七 法第二十三条 【外壁】
- 八 法第三十条 【遮音】
- 九 法第六十三条 【飛び火屋根】
- 十 法第六十四条 【外壁の開口部の防火戸】
- 十一 令第一条第五号 【準不燃材料】
- 十二 令第一条第六号 【難燃材料】
- 十三 令第二十条の七第二項から四項まで 【シックハウス建材】
- 十四 令第七十条 【柱の防火被覆】
- 十五 令第九十九条の三第一号 【準耐火構造同等】
- 十六 令第九十九条の三第二号ハ 【準耐火構造同等】
- 十七 令第一百十二条第一項 【特定防火設備】
- 十八 令第一百十二条第十四項第一号及び第二号 【防火設備又は特定防火設備】

十九	令第百十二条第十六項	【防火区画貫通】
二十	令第百十三条第一項第三号	【防火壁】
二十一	令第百十四条第五項	【防火設備】
二十二	令第百十五条第一項第三号ロ	【煙突】
二十三	令第百十五条の二第一項第四号	【防火壁の設置を要しない建築物】
二十四	令第百十五条の二の二第一項第一号	【耐火建築物とすることを要しない特殊建築物】
二十五	令第百十五条の二の二第一項第四号ハ	【耐火建築物とすることを要しない特殊建築物】
二十六	令第百二十六条の二第二項	【防火設備】
二十七	令第百二十九条の二の五第一項第七号ハ	【区画貫通の管】
二十八	令第百二十九条の十三の二第三号	【特定防火設備】
二十九	令第百三十六条の二第一号	【防火設備】
三十	令第百三十七条の十四第三号ロ	【防火設備】
三十一	令第百四十五条第一項第二号	【特定防火設備】

2. 2. 「耐火構造等の構造詳細図」の記載例

規則第1条の3第1項の表2の図書の書類のうち「耐火構造等の構造詳細図」の具体的な記載内容については、記載例を参照してください。

記載例

防火材料一覧表				耐火被覆仕様																	
区分	材料の名称・規格	認定番号	区分	材料の名称・規格	認定番号	耐火被覆の時間分表(H) (堅穴貫通部)					耐火被覆の厚さ (mm)										
						耐火壁	耐火柱	耐火梁	耐火床	耐火階段	柱		梁								
外壁	内壁	非耐力壁	耐力壁	耐火壁	耐火柱						耐火梁	耐火床									
不 燃 材 料	繊維強化セメント板 (スレートボード・フレキシブル板・ パーライト板)	NM-****	不 燃 材 料	仕上塗材/不燃材料 (下地・法定不燃材)	NM-****																
	繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板) タイプ2 t5mm以上	NM-****		紙製壁紙	NM-****																
	繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板) タイプ2 t5mm以上	NM-****		繊維製壁紙	NM-****																
	化粧繊維強化セメント板	NM-****		無機質壁紙	NM-****																
	せっこうボード t12, 6, 15mm	NM-****		(下地・法定不燃材料、金属・ せっこうボードを除く。直張り)																	
	不燃繊維せっこうボード t9, 5mm	NM-****		せっこうボード 9, 5mm	QM-****	**F~**F	1	1	1	0, 6	1	1	1	0, 6	25	20	25	15			
	化粧せっこうボード t12, 5mm	NM-****		化粧せっこうボード 9, 5mm	QM-****																
	強化せっこうボード t12, 5, 15, 18, 21, 25mm	NM-****		シーリングせっこうボード 9, 5mm	QM-****																
	ロックウール化粧吸音板	NM-****		木片セメント板	QM-****																
	吹付けロックウール t10mm以上	NM-****		木毛セメント板	QM-****	**F~**F	1	2	1	0, 6	2	2	2	0, 6	45	25	45	25			
	グラスウール保温板	NM-****		紙製壁紙	QM-****	(**F床含む)															
	グラスウール化粧保温板	NM-****		繊維製壁紙	QM-****																
	ALCパネル	NM-****		プラスチック製(塩化ビニル)壁紙	QM-****																
	押出成形セメント板	NM-****		無機質壁紙(不燃材料)	QM-****	**F~**F	1	2	1	0, 6	3	2	3	0, 6	65	35	60	40			
塗料塗装/不燃材料 (下地・法定不燃材)	NM-****	(下地・法定不燃材料、金属・ せっこうボードを除く。直張り)		*無機質壁紙は 金属下地を含む																	
名称	片面強化せっこうボード重ね張り /軽量鉄骨下地間仕切壁		名称	両面強化せっこうボード重ね張り/ 軽量鉄骨下地間仕切壁		名称	グラスウール断熱材充填/両面強化せっこうボード 重ね張り/軽量鉄骨下地間仕切壁 (規格: TL0-40)					名称	両面せっこうボード・強化せっこうボード 張り/軽量鉄骨下地間仕切壁 (規格: TL0-55)								
認定番号	FP060NP-****		1時間耐火	認定番号	FP060NP-****		1時間耐火	認定番号	FP060NP-****					1時間耐火	認定番号	FP060NP-****				1時間耐火	
名称	グラスウール断熱材充填/両面せっこうボード・強化せっこうボード張り /軽量鉄骨下地間仕切壁		名称	グラスウール断熱材充填/両面せっこうボード・ 強化せっこうボード張り/間仕切壁 (規格: TL0-52)		名称	グラスウール断熱材充填/両面せっこうボード・ 強化せっこうボード張り/間仕切壁 (規格: TL0-52)					名称	けい酸カルシウム板両面張り/ 中空鉄骨間仕切壁								
認定番号	FP060NP-****		1時間耐火	認定番号	FP060NP-****		1時間耐火	認定番号	FP060NP-****					1時間耐火	認定番号	FP060NP-****				1時間耐火	
名称	ALCパネル/けい酸カルシウム板 合成被覆/鉄骨はり		名称	けい酸カルシウム板張り/鉄骨はり		名称	プレキャストコンクリート/けい酸カル シウム板合成被覆/鉄骨はり					名称	ALCパネル張り/鉄骨はり								
認定番号	FP060BM-****		1時間耐火	認定番号	FP060BM-****		1時間耐火	認定番号	FP060BM-****					1時間耐火	認定番号	FP060BM-****				1時間耐火	

建具共通事項		名称		名称	
<p>・本表は建具関連の符号・標準寸法などを示しているが、本表に記載のない仕様は標準仕様書を適用する。</p> <p>・建具表備考欄に「閉」「特」「不」とあるのは、防火設備・特定防火設備・不燃建具を示し、開き戸はノンストップクローザー、埋込み戸は煙感知器連動閉鎖装置付きとする。</p> <p>・延焼の恐れのある部分にかかる建具（敷地北側延焼ラインにかかる建具）は各所特定防火設備とする。</p>		<p>めっき鋼板・木質系セメント板 表張り/軽量鉄骨下地屋根</p>		<p>吹付けロックウール被覆床</p>	
<p>建具の符号(平面図の記載例)</p>		<p>図面表示(平面図の記載例)</p>		<p>認定番号 FP030RF-**** 30分耐火</p>	
<p>その他(設計者にて設定) SG:がらり符号など</p> <p>建具の種類 (PD, OP, HKなど)</p> <p>防炎建具種別 (閉、特、不)</p>		<p>ドアクローザー ヒンジクローザー フロアヒンジ</p> <p>ト上げ落し取付側</p> <p>(くつずりの符号 形状番号)</p>		<p>認定番号 FP060FL-**** 1時間耐火</p>	
<p>認定番号 FP060BM-**** 1時間耐火</p>		<p>認定番号 EA-**** 特定防火設備</p>		<p>認定番号 EA-**** 特定防火設備</p>	
<p>名称 半湿式吹付けロックウール被覆 鉄骨はり</p>		<p>名称 耐熱板ガラス入鋼製親子開き戸</p>		<p>名称 耐熱板ガラス入鋼製片開き戸</p>	
<p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>		<p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>		<p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>	
<p>名称 強化せつこうボード被覆/中空鉄骨柱</p>		<p>名称 ALCパネル・強化せつこうボード 合成被覆/中空鉄骨柱</p>		<p>名称 けい酸カルシウム板張り/鉄骨柱</p>	
<p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>		<p>認定番号 FP060NE-**** 1時間耐火</p>		<p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>	
<p>名称 半湿式吹付けロックウール被覆 鉄骨柱</p>		<p>名称 押出成形セメント板張り/外壁</p>		<p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>	
				<p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>	

3. その他運用の円滑化に係る事項

(1) 「求積図」に係る記載について

- 床面積求積図については、CAD等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。

規則第1条の3第1項の表1、表2及び第4項の表1の図書である床面積求積図、敷地面積求積図、建築面積求積図については、作図にあたり、CAD等を用いる場合にあっては、三斜求積図とする必要はありません。ただし、求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式については、明示することが必要となります。また、作図にあたり使用したCAD等の種類を明示してください。

(2) 「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」に係る記載について

- PQ線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図）を記載すれば、換気設備機器のカタログの提出は不要です。

規則第1条の3第4項の表1(2)の「給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書」の明示すべき事項である「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」については、給気機又は排気機のPQ線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図。複数のPQ線を一つのPQ線図にまとめて明示することも可能。）を記載すれば、その根拠となるカタログ等の提出は必要ありません。

(3) 建築設備に係る確認申請図書における「二面以上の断面図」の記載について

- 二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（平面図、系統図など）（※）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要です。

建築基準法施行規則第1条の3第6項の規定により、二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（平面図、系統図など）※に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要となる。

※規則第1条の3第1項の表1及び表2並びに第4項の表一に掲げる図書に限る（規則第1条の3第6項）。

参照条文

- 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成 19 年 9 月 25 日国住指第 2327 号・国土交通省住宅局建築指導課長通知）
- 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成 19 年 9 月 25 日国住指第 2327 号・国土交通省住宅局建築指導課長通知）

第 1、第 2 （略）

第 3 申請図書に明示すべき事項の取扱いについて

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を施行規則第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項まで又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請図書に明示すべき事項については、以下のとおり取り扱う。

- ① 当該計画において「明示すべき事項」に該当する項目が存在しない場合は、記載を求める必要はない（例えば、施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2（八）の「法第 26 条ただし書の規定が適用される建築物」については、各階平面図の明示すべき事項として「かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置」が規定されているが、これらの設備又は器具が当該計画にない場合など）。なお、施行規則第 1 条の 3 第 6 項により、同条第 1 項表 1 若しくは表 2 又は同条第 4 項表 1 に掲げる各図書に明示すべき事項が、他の図書に明示されていれば、本来の図書に明示する必要はない。施行規則第 2 条の 2 第 3 項についても同様である。
- ② 「明示すべき事項」に係る規定が、明らかに建築基準関係規定に適合する場合であっても、原則として「明示すべき事項」を記載する必要があるが、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等に替えることとして差し支えない（例：前面道路幅員 30m、適用距離 25m のため道路斜線制限に適合等）。
また、申請者等が建築基準関係規定への適合は明らかであると考え、「明示すべき事項」について、適合することが明らかである旨の記載等に替えていた場合において、建築主事等が建築基準関係規定への適合を確かめられないと判断すれば、申請者等に対して法第 6 条第 13 項、法第 6 条の 2 第 9 項又は法第 18 条第 12 項の規定に基づき、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付し、補正又は追加説明書の提出を求めることとする。
- ③ 各階平面図については、意匠（間取、各室の用途等）、各種設備の位置など、様々な事項が「明示すべき事項」となっているが、図面が煩雑になるなどの場合には、これら全てを 1 つの各階平面図の上に明示する必要はない（意匠や各種設備等の各階平面図をそれぞれ別葉で提出してよい）。

第 4、第 5 （略）

第 6 大臣認定書の取扱いについて

- ① 法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等を有する建築物の確認申請については、原則として、施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条において求められる認定書の写し（別添図書を含む。以下同じ。）が必要となる。ただし、認定書の写しの別添図書の提出については、耐火構造等（例えば、外壁、防火設備、屋根・軒裏など）の認定部材については、認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されている図書が提出されていればよい。この場合において、当該図書の図面は、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 に掲げる該当する条項の構造詳細図とすることができる。
- ② 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」に関する構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付により、構造詳細図（具体的には、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表一（ハ）項に掲げる構造詳細図及び同項の表二に掲げる建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 3 章第 5 節の規定が適用される建築物の構造詳細図（構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法のうち、当該工場において溶接された鉄骨の溶接部に係る図書に限る）の省略が可能となる。従って、これらの構造詳細図が申請図書に含まれていない場合は、確認申請時に認定書の写しの添付が必要である。なお、これらが含まれている場合で確認申請時に認定書の写しの添付がない場合には、鉄骨製作工場が確定した段階において認定書の写しの提出を受けることにより、検査において、当該認定書の写しをもとに、建築物等の工事が確認に要した図書のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることとする。
- ③ 施行規則第 3 条の 2 第十号に規定する「軽微な変更」として扱われる建築材料等のうち、ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料については、施行規則第 1 条の 3 において断面の構造等が明示すべき事項として規定されていないことから、確認申請時に使用する建築材料が確定していない場合は、使用材料の種別が明示されていればよく、確認申請時の認定書の写しの添付は不要である。なお、確認申請時に認定書の写しを添付せずに、認定材料を使用した場合には、完了検査申請時に、当該認定材料の認定書の写しの提出が必要となる。

また、複数の建築材料を工場で組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、当該製品を構成する建築材料がそれぞれ各種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するかどうかの審査について、その根拠を確認するための情報（当該製品の製造者の連絡先等）が記載された当該製品の説明書や事業者団体等による表示等から判断して差し支えない。

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指
第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

第 1 構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出について（規則第 1 条の 3 等関係）

- ① 構造方法等の認定に係る認定書の写しについては、当該構造方法等が申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分（以下「建築物等」という。）に用いることができること、適用される建築基準関係規定に適合すること等確かめるために確認の申請書として提出を義務付けているものである。したがって、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）において、既に認定書の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されているものに限り、出版物やホームページに掲載されたものを含む。）によりその内容を確認できる場合には、上述の建築物等の計画が当該構造方法等によるものであることを確かめられ、認定書の写しの提出を求めていることに相当すると判断できることから、今般、認定書の写しについては、それら以外の場合で建築主事等が提出を求める場合に限り提出することとすることとした。
- ② 建築主事等は、提出を要しない認定書の写しの情報（自ら有している構造方法等の認定に係る認定書の写しの認定番号の一覧等）について、ホームページへの掲載、審査の窓口への備付け等により公表するほか、設計等に係る関係団体への周知を図られたい。
- ③ 建築主事等は、建築物等の計画に係る申請者等との事前相談時等において、あらかじめ提出が必要となる認定書の写しについて説明を行い、申請手続が円滑に行われるよう努められたい。それにもかかわらず、当該申請者等から認定書の写しの提出がなかった場合には、建築主事等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 13 項、第 6 条の 2 第 9 項又は第 18 条第 12 項（これらの規定を第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付した上で、追加説明書として認定書の写しの提出を求めるものとする。なお、規則別記第二号様式（確認申請書（建築物））において、構造方法等の認定の番号も記入することとされたことを踏まえ、認定書の写しの提出が必要であるかどうかの確認に当たっては、当該認定の番号の記載された欄を活用することとする。

第 2、第 3 （略）

＜その他関係＞

既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置について

**木造住宅等の増改築における
建築確認申請の手引き**

—既存不適格である木造の四号建築物を対象に—

目次

1	本手引きの目的	2
2	本手引きの対象とする建築物及び建築行為	3
	2-(1) 対象とする建築物	
	2-(2) 対象とする建築行為	
3	建築確認申請における必要図書	5
	3-(1) 既存不適格調書	
	3-(2) 緩和条件適合図書	
4	緩和条件適合図書の詳細な解説	10
	ケースⅠA	12
	ケースⅠB	18
	ケースⅠC	20
	ケースⅡA	24
	ケースⅡB	26
	ケースⅡC	30
	ケースⅡD	32
	ケースⅡE	34
	ケースⅢ	36
5	参考事項	38
	5-(1) シックハウス対策について	
	5-(2) 昭和56年以前に建てられた木造住宅（在来工法）の増改築について	
	5-(3) 同一敷地内に別の建築物がある場合について	
	5-(4) 枠組壁工法・木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築について	
	5-(5) 建築基準法令の規定の主な改正経緯	
	 資 料	
	● 既存不適格調書の記入例	44
	● 添付図書の例	
	ケースⅠAによる添付図書の例	49
	ケースⅠCによる添付図書の例	52
	ケースⅡBによる添付図書の例	55
	 参照条文	
	● 構造耐力関係規定（現行の建築基準法、施行令）	59
	● 耐久性等関係規定	62
	● 既存建築物に対する制限の緩和（構造耐力関連、ほか）	62
	● 既存不適格建築物の増築等に係る確認申請手続きの円滑化について（技術的助言）	64
	● 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）	65
	● 新耐震基準（昭和56年時の構造耐力関係規定）	67
	● 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	72
	● 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準	73

〔法令名・条数等の略記について〕

○本手引きでは、法令名等を次のように略記します。ここに取り上げる以外は、正式名称を用います。

〔正式名称〕 〔本手引きでの略記〕

建築基準法 法
建築基準法施行令 令
建築基準法施行規則 施行規則
建設省告示 建告
国土交通省告示 国交告

○また、条数等については、次の基準で略記します。

〔例1〕 建築基準法第6条第1項第四号 法第6条第1項第四号
〔例2〕 建築基準法第6条の3第1項第三号 法第6条の3第1項第三号
〔例3〕 平成12年建設省告示第1347号 平12建告第1347号
〔例4〕 平成17年国土交通省告示第566号 平17国交告第566号

※告示の月日は省略します。

※法令や法改正等の記述に付す年数については、公布年とします。

※年数を付さない法令等についての記述は、原則として現行法令（平成21年9月時点）によります。

木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き

— 既存不適格である木造の四号建築物を対象に —

1 本手引きの目的

本手引きは、既存不適格建築物のうち木造の四号建築物を対象として、これらの建築物の増改築を行う場合の手続きや提出図書について解説を行い、既存建築物の増改築時における取扱いについて、広く周知してゆくことを目的としています。

本手引きについては、財団法人 日本住宅・木材技術センター
(TEL:03-3589-1788) の協力により、編集を行っています。

2 本手引きの対象とする建築物及び建築行為

2-（1）対象とする建築物

本手引きでは、木造の四号建築物（以下①参照）のうち、既存不適格建築物（以下②参照）に該当するものを解説の対象としています。

①木造の四号建築物

法第6条第1項第四号において規定する建築物のこと。具体的には、以下の条件を満たすもの。

- ・木造の建築物で、階数2以下、延べ面積500㎡以下、高さ13m以下及び軒高9m以下のもの
- ・都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区又は都道府県知事が指定する区域内における建築物

②既存不適格建築物

従前は建築基準法令の技術的基準に適合していた既存建築物のうち、建築基準法令の改正によって、改正後の技術的基準に適合しなくなったもの。

2-（2）対象とする建築行為

本手引きでは、既存の木造の四号建築物を対象とした建築行為のうち、建築確認を受けることが必要となる「増築」及び「改築」について解説いたします。なお、四号建築物については、「移転」も建築確認を受けることが必要ですが、「移転」の場合は原則として、新基準への遡及適用を受けないことから、緩和特例の適用対象とならないため、解説の対象にはしていません。

また、四号建築物の場合、「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」については、建築確認を受ける必要がないため、本手引きにおいては解説の対象にはしていません。

四号建築物の増改築（本手引きでは「増築」又は「改築」のことを「増改築」ということにします。なお、増築と改築を同時に行う場合を含みます。）にあたり、建築確認を受けることが必要となる増改築の規模は次頁のとおりです。

当該建築物の敷地が

防火地域及び準防火地域内の場合

すべての増改築について、建築確認を受ける必要があります。

当該建築物の敷地が


防火地域及び準防火地域外の場合

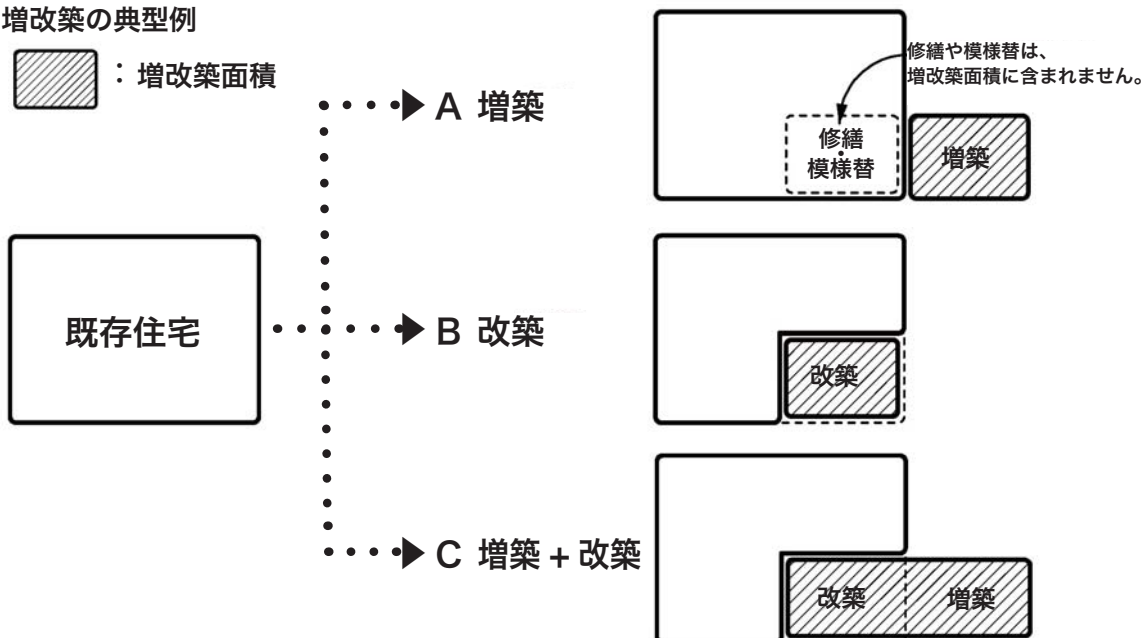
増改築部分が 10㎡を超える場合、建築確認を受ける必要があります。

増改築の規模（増改築部分の面積）のとらえ方は、以下のとおりです。

- A 増 築 : 増築部分の面積
- B 改 築 : 改築部分の面積
- C 増築 + 改築 : 増築部分の面積 + 改築部分の面積

●増改築の典型例

 : 増改築面積



増 築 : 1の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）をいいます。

改 築 : 建築物の全部又は一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後に、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいいます。

修 繕 : 既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいいます。

模様替 : おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等は異なるような既存の建築物の部分に対する工事をいいます。

3 建築確認申請における必要図書

既存建築物の増改築に当たって、制限の緩和の適用を受ける場合の確認申請書は、一般の確認申請における確認申請書と比べて以下の点が異なります。

- (1) 対象となる既存建築物について、既存不適格となる規定があることを示すための図書（既存不適格調書）が必要となる。
- (2) 予定している増改築が、一定の条件を満たしていることを示す図書（本書では「緩和条件適合図書」ということにします。）が必要となる。

以下では、新たに必要となる「既存不適格調書」と「緩和条件適合図書」に関する図書について解説します。

3-（1）既存不適格調書

①既存不適格調書の考え方

既存建築物の増改築について、法第 86 条の 7（既存の建築物に対する制限の緩和）の適用を受ける場合は、既存不適格であることを証する必要がある。これを示す図書が「既存不適格調書」です。具体的には、「既存建築物の基準時」と「既存建築物の状況に関する事項」を記載し、申請の対象となる既存建築物がその基準時以前における技術的基準に適合していることを示すこととなります。

- ・ 既存不適格とは、法第 3 条第 2 項の規定による考え方であり、既存建築物が法令の改正によって改正後の技術的基準に適合しなくなったとしても、その建築物を違反建築物扱いしないこととするものです。
- ・ しかし、法第 3 条第 3 項第三号及び第四号の規定により、増改築する場合には、原則、既存建築物についても新基準への遡及適用の対象となりますが、法第 86 条の 7 第 1 項の規定により、一定の範囲内の増改築においては制限緩和がされます。
- ・ 法第 86 条の 7 において規定する制限緩和の特例は、建築基準法の技術的基準に適合していない違反建築物は対象としていないため、「既存不適格調書」により、申請対象となる建築物が違反建築物ではなく、法令の改正によって基準に適合しなくなった既存不適格建築物であることを示す必要があります。

- ・なお、「基準時」とは、建築物が既存不適格建築物となった期間の始期のことです。具体的に、昭和 56 年 6 月 1 日施行の改正政令によって基準が変更された令第 46 条を例にとると、このときの改正によって、必要な耐力壁の量に関する基準が強化されました。このため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物で、耐力壁の量が改正後の必要量に満たないものは、新基準には適合していないこととなりますが、改正前の旧基準に適合していれば、この建築物は令第 46 条について既存不適格であることとなり、この場合の「基準時」は昭和 56 年 6 月 1 日ということになります。

②既存不適格調書を構成する図書

具体の既存不適格調書については、国土交通省住宅局建築指導課長の技術的助言（平成 21 年国住指第 2153 号）によれば、以下に示す図書等によって必要な事項が示されていることを確認できれば、申請に係る建築物を既存不適格建築物として取り扱って差し支えないとされています。

（注）記入例について資料 P.44 ～ 48 を参照ください。

①現況の調査書

現況の建築物の状態等が分かる図書等に、以下の（ i ）から（ v ）までに掲げる事項が示されていること。

- （ i ）建築主の記名及び押印
- （ ii ）当該調査書を作成した者の記名及び押印
- （ iii ）既存不適格となっている規定及びその建築物の部分（既存不適格となっている建築物の部分は具体的に明記すること。）
- （ iv ）既存不適格となっている建築物の部分ごとの基準時
- （ v ）当該申請に係る増築等以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事（以下「既往工事」という。）の履歴

②既存建築物の平面図及び配置図

既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示されていること。

③新築又は増築等の時期を示す書類

原則として、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明（完了検査を行った機関が交付したもの。）により、新築又は増築等を行った時点を明らかとすること。

これらの書類がない場合にあつては、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあつては「確認通知書」）、建築確認台帳に係る記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）、登記事項証明書のほか、建築確認後の工事の実施を特定できるその他書類により、建築主事又は指定確認検査機関が新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができる。ただし、①及び②に掲げる書類により、新築又は増築等の時期における建築基準関係規定への適合を確かめること。

なお、建築主事又は指定確認検査機関が、法第12条第7項に規定する台帳又は法第77条の29に規定する帳簿によって、当該建築物について新築又は増築等に係る確認済証又は検査済証が交付されたことが確かめられる場合にあつては、本書類の添付を省略することとして差し支えない。

④基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等

審査においては、当該建築物の用途・規模等に応じ、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な図書等の提出を求めることができる。

本技術的助言においては、既存建築物の新築や増改築を行った時期の特定は、原則として検査済証又は建築確認台帳の記載事項証明（完了検査を行った機関が交付したもの）によるべきとされています。しかし、既存建築物の中には、完了検査の申請手続きを行っていないものも想定されるため、このような場合の対応方法についても一定の方針が示されています。

検査済証がない場合にあつても、建築主事又は指定確認検査機関は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書、登記事項証明書等）の提出により、新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができます。

さらに、建築確認台帳が災害等により滅失している場合にあつても、建築主事等は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類の提出により、新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができます。

なお、四号建築物については、「①～③の図書」をもって「④基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等」とすることも可能であると考えられます。

木造住宅以外の建築物の増改築にあつても、既存不適格調書を構成する図書については、同様の取扱いとなります。

3-（2）緩和条件適合図書

①緩和条件適合図書の考え方

既存建築物の増改築において、法第 86 条の 7 に規定する緩和の適用を受ける場合は、その増改築が政令で定める条件を満たしていることを証する必要があります。これを示す図書が「緩和条件適合図書」です。

ここでいう政令とは、法第 86 条の 7 の委任を受けている政令であり、具体的には令第 137 条の 2 から令第 137 条の 15 までが該当します。このうち、木造住宅に関係するものは主として以下のものが挙げられます。

規 定	緩和対象の条文	緩和条件の条文
構造耐力関係	法第 20 条	令第 137 条の 2
容積率関係	法第 52 条	令第 137 条の 8
防火地域関係	法第 61 条	令第 137 条の 10
準防火地域関係	法第 62 条	令第 137 条の 11

（注）条文の内容について巻末資料を参照ください。
令 137 条の 2：P.62、令 137 条の 8：P.66
令 137 条の 10：P.66、令 137 条の 11：P.66

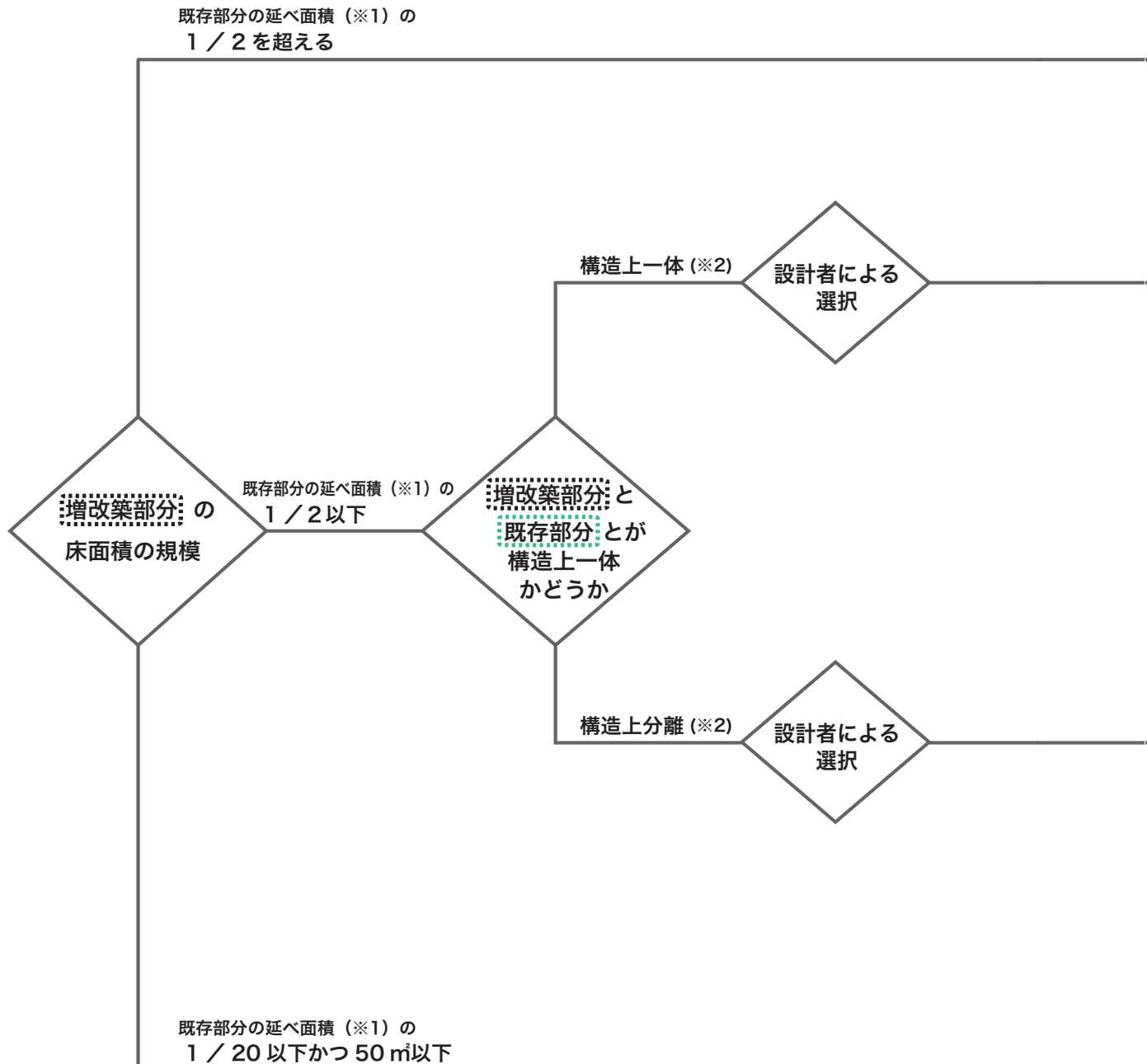
②緩和条件適合図書を構成する図書

具体の緩和条件適合図書については、緩和の適用を受ける技術的基準によって異なります。一般的には、戸建の住宅の増改築の場合、構造耐力関係規定の緩和の適用を受けようとするケースが多いものと想定されます。

従って、法第 20 条の規定の適用の緩和を受ける場合について、令第 137 条の 2 において定められている緩和条件と、それに適合することを示すための図書について、次章以降で解説します。

4 緩和条件適合図書の詳細な解説 — 構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物の場合 —

構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物を増改築する場合、増改築部分の規模などに応じて、緩和を受けることができる条件が異なります。以下のフローチャートを参考に、計画している増改築がどのケースに該当するか、又はどのケースを選択するかを判断し、矢印の示す解説ページで具体的な条件や確認申請に必要な図書を確認してください。

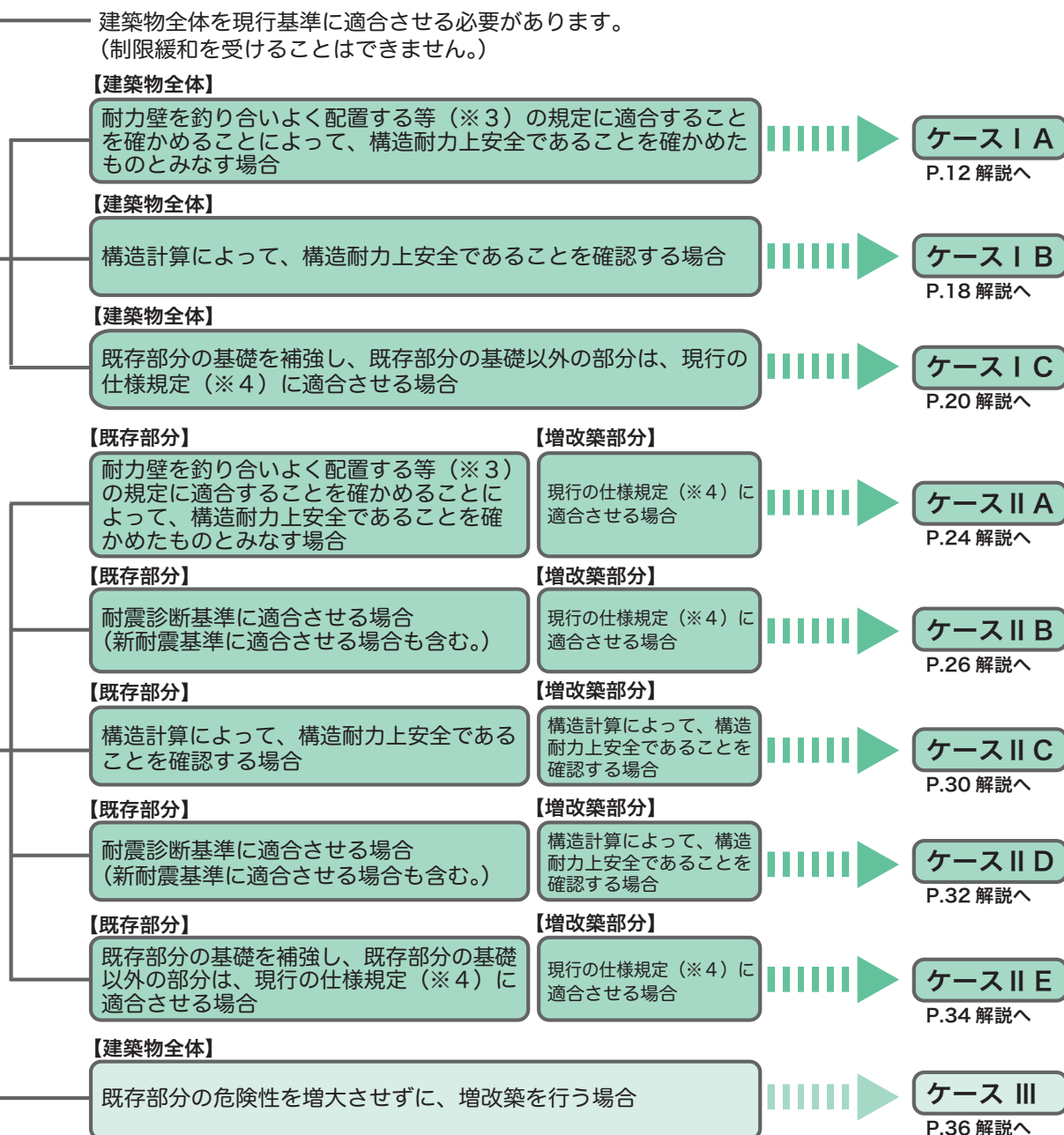
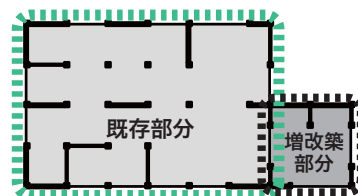


※1 既存部分の延べ面積とは、基準時における延べ面積です。基準時とは、構造耐力関係規定が改正されたことにより、改正前は適法であった建築物が、改正後の同規定に適合しなくなった時点を示します。

※2 構造上一体とは、増改築部分と既存部分を構造上分離せずに増改築を行うものをいい、構造上分離とは、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより、建築物を構造上二以上の部分に分けて増改築を行うものをいいます。なお、基礎、土台、柱や横架材など増築部分の構造上主要な部分が独立して施工されており、外装材等の影響を考慮し、相互に応力が伝わらないことが明らかな場合には、構造上分離されていると扱うことができます。

[構造耐力関係規定の緩和条件を定める告示の改正]

構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物に増改築する場合の、同規定の緩和条件は、令第137条の2及び同条に基づく告示（平17国交告第566号）に定められています。平17国交告第566号の告示は、平成21年8月に一部改正され、同年9月1日に施行されたところであり、下記のフローチャートでは、ケースⅠA・ⅡA・ⅡBが、新たに追加されています。



- ※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます。（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合にあっては5-（4）を参照してください。）
- ※4 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。
- ※5 上記の四角囲い内の説明は、構造耐力関係規定を緩和するための代表的な条件を示したものであり、正確な緩和条件は、それぞれのケースの解説ページを参考にしてください。

ケース I A

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確かめることによって、

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

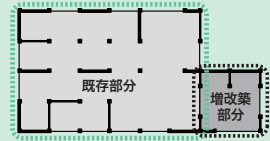
- ①建築物全体について、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②建築物全体が、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準（※3）に適合することを確かめること。
- ③増改築部分について、現行の仕様規定（※4）に適合させること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。
- ※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます。
- ※4 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

(2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 建築物全体について、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

建築物全体について、以下の耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

①構造部材の耐久並びに外壁内部等の防腐措置等について（令第 37 条・第 49 条）

構造耐力上主要な部分は、腐朽等のしにくい材料又は有効な防腐措置をした材料を使用し、特に木造の外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙等を使用する必要があります。また、構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1 m 以内の部分には、有効な防腐措置や必要に応じての防蟻措置が必要になります。

→参照：P.51 チェックリスト

②基礎の種別（令第 38 条第 1 項、第 5 項、第 6 項）

基礎は、荷重や外力を安全に地盤に伝え、地盤の沈下又は変形に対して安全なものとする必要があります。

→参照：P.51 チェックリスト

③屋根ふき材等の緊結方法（令第 39 条第 1 項）

屋根ふき材等の屋外に取り付けるものは、脱落しないように措置する必要があります。

→参照：P.50 屋根詳細図

④使用する木材の品質（令第 41 条）

使用木材の品質は、耐力上の欠点がないものとする必要があります。

→参照：P.51 チェックリスト

ケース I A

規 模	増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一 体 / 分 離	増改築部分と既存部分が構造上一体
適 用 ケ ー ス	耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確かめることによって、

(2) 建築物全体が、耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書

建築物全体について、以下の、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準に適合していることを示す図書が必要になります。

①土台及び基礎（令第 42 条）

最下階の柱の下部は、土台を設けるか又は基礎に緊結する必要があります。

→参照：P.51 基礎土台詳細図

②柱の小径（令第 43 条）

建築物の階数、屋根材の仕様等に応じて、定められた最低限の柱の寸法以上とする必要があります。

→参照：P.50 柱・筋かいの部材リスト

(注) 柱の小径に関する規定については、「木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習」P.49～52（財日本住宅・木材技術センター：<http://www.howtec.or.jp/>「改正建築基準法コーナー」に掲載）を参照下さい。

③構造耐力上必要な軸組等（令第 46 条）

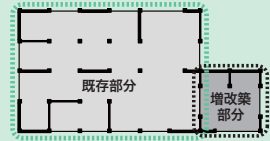
既存部分と増改築部分とを一体として、各階の張り間方向及びけた行方向に、壁又は筋かいを釣り合いよく配置する必要があります。地震及び風圧に対する壁量を確認するとともに、壁配置のバランス計算（四分割法：平 12 建告第 1352 号）により確認する必要があります。

なお、耐風については、許容応力度計算で確認することもできます。

→参照：P.51 壁量と壁配置のチェック

(注) 壁量の確認及び壁配置のバランス計算については、「木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習」P. 6～26（財日本住宅・木材技術センター：<http://www.howtec.or.jp/>「改正建築基準法コーナー」に掲載）を参照下さい。

構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合



(3) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分について、以下の現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。なお、仕様規定には耐久性等関係規定が含まれますが、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については2.(1)を参照してください(本項では解説を省略しています。)

①構造部材の耐久並びに外壁内部等の防腐措置等について(令第37条・第49条)

2.(1)①を参照してください。

→参照：P.51 チェックリスト

②基礎の構造(令第38条、平12建告第1347号)

基礎は、荷重や外力を安全に地盤に伝え、地盤の沈下又は変形に対して安全なものとする必要があります。

基礎の構造は、建築物の構造、形態、地盤の状況を考慮して、大臣が定めた構造方法(平12建告第1347号)とする必要があります。

→参照：P.51 基礎土台詳細図

③屋根ふき材の緊結(令第39条、昭46建告第109号)

屋根ふき材等の屋外に取り付けるものは、脱落しないように措置する必要があります。

屋根ふき材等の屋外に取り付けるものは、構造耐力上安全なものとして大臣が定めた構造方法(昭46建告第109号)とする必要があります。

→参照：P.50 屋根詳細図

④使用する木材の品質(令第41条)

2.(1)④を参照してください。

→参照：P.51 チェックリスト

⑤土台及び基礎(令第42条)

2.(2)①を参照してください。

→参照：P.51 基礎土台詳細図

ケース I A

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確かめることによって、

⑥柱の小径（令第 43 条）

2. (2) ②を参照してください。

→参照：P.50 柱・筋かいの部材リスト

⑦はり等の横架材（令第 44 条）

はり、けたその他の横架材には、その中央部分附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはいけません。

→参照：P.51 チェックリスト

⑧筋かい（令第 45 条）

引張り力を負担する筋かいは、厚さ 1.5cm 以上で幅 9cm 以上の木材又は径 9mm 以上の鉄筋を使用する必要がある、圧縮力を負担する筋かいは、厚さ 3cm 以上で幅 9cm 以上の木材を使用する必要があります。

筋かい端部は、柱と横架材との仕口に接近してボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結する必要があります。また、筋かいに欠込みをしてはいませんが、たすき掛けする等のやむを得ない場合は補強をする必要があります。

→参照：P.51 チェックリスト

⑨構造耐力上必要な軸組等（令第 46 条）

2. (2) ③を参照してください。

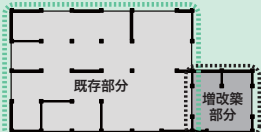
→参照：P.51 壁量と壁配置のチェック

⑩構造耐力上主要な部分である継手又は仕口（令第 47 条）

構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打等の、大臣が定める構造方法（平 12 建告第 1460 号）により、緊結する必要があります。また、継手又は仕口に使用するボルト締には、ボルト径に応じて有効な大きさと厚さを有する座金を使用する必要があります。

→参照：P.51 継手仕口金物リスト

(注) 継手・仕口の緊結方法については、「木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習」P.27～40（財日本住宅・木材技術センター：<http://www.howtec.or.jp/>「改正建築基準法コーナー」に掲載）を参照下さい。

	
構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合	

ケース I B

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①建築物全体について、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。
- ③建築物全体について、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認すること。

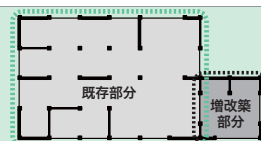
※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

(2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 建築物全体について、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

建築物全体について、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。耐久性等関係規定に適合していることを示す図書についてはケース I A 2. (1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(2) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。仕様規定に適合していることを示す図書についてはケース I A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(3) 建築物全体について、構造計算によって構造耐力上安全であることを示す図書

建築物全体について、以下の構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。

①地震に係る構造計算（法第 20 条第二号イ後段及び第三号イ後段）

本書の対象としている木造の四号建築物においては、一般的には令第 82 条第一号～第三号までに規定する許容応力度計算（ルート 1）により、地震に対して構造耐力上安全であることを確認する必要があります。

②地震以外に係る構造計算（令第 82 条第一号～第三号）

許容応力度計算により、地震以外に対し、構造耐力上安全であることを確認する必要があります。この場合、壁量計算（※）により構造耐力上安全であることを確認することもできます。その場合は、壁量を確認した計算書（耐風）を明示します。

注) 構造計算については、(財)日本住宅・木材技術センター発行の「木造軸組構法住宅の許容応力度計算（2008 年版）」が参考になります。

※ 壁量計算とは、令第 46 条第 4 項（表二に係る部分を除く）に規定する壁量計算のことです。

ケース I C

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体

適用ケース：既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行の仕様規定

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

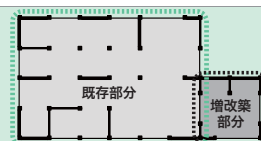
構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号ロ、平17国交告第566号第2）

- ① 既存部分の基礎は耐久性等関係規定に適合し、その補強方法について、大臣の定める基準（※2）に適合させること。
- ② 増改築部分と、既存部分の基礎以外の部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 大臣が定める基準とは、平17国交告第566号第2に定められている、基礎の補強方法に関する基準のことをいいます。
- ※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

に適合させる場合



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合する構造方法であることを示す図書

既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、以下の基準に適合していることを示す図書が、必要になります。

既存の基礎が耐久性等関係規定に適合していることを示す図書は、ケース I A 2. (1) ②を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

①基礎の種別（平 17 国交告第 566 号第 2 第一号・第二号）

既存部分の基礎は、地盤の地耐力（改良された地盤にあっては、改良後の地耐力）に応じて、べた基礎又は布基礎である必要があります（※）。

→参照：P.54 基礎土台詳細図

※ べた基礎である場合にあっては、地耐力は 20kN/m^2 以上であり、布基礎である場合にあっては、地耐力は 30kN/m^2 以上である必要があります。

②基礎の補強方法（平 17 国交告第 566 号第 2 第三号・第四号）

既存部分の基礎は、構造耐力上主要な柱の最下階の下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとし、補強方法が次の基準に適合する必要があります。

- 1) 打設する鉄筋コンクリート（以下「打設部分」という。）は、立上り部分の高さは地上 30 cm 以上、厚さ 12 cm 以上、底盤厚さはべた基礎の補強では 12 cm 以上（布基礎の補強では 15 cm 以上）であること。
- 2) 打設部分は、立上がり部分の主筋として径 12 mm 以上の異形鉄筋を上端及び下部底盤にそれぞれ 1 本以上配置し、補強筋と緊結すること。

ケース I C

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行の仕様規定

- 3) 打設部分は、立上がり部分の補強筋として径 9mm以上の鉄筋を 30cm 以下の間隔で縦に配置すること。
- 4) 打設部分は、立上がり部分の上部及び下部にそれぞれ 60cm 以下の間隔でアンカーを設け、かつ当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ 6 cm以上としたもの、又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとする。

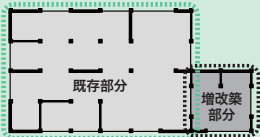
→参照：P.54 基礎土台詳細図

(2) 増改築部分と、既存部分の基礎以外の部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分と、既存部分の基礎以外の部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書については、ケース I A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

に適合させる場合	



ケース II A

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確認することによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離されたする既存部分について、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準（※3）に適合することを確認すること。
- ③構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※4）に適合させること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

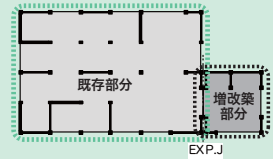
※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます。

※4 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

(2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケース I A 2. (1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(2) 構造上分離された既存部分について、耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分について、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準に適合していることを示す図書が必要になります。

耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書については、ケース I A 2. (2) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(3) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

仕様規定に適合していることを示す図書についてはケース I A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

ケース II B

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐震基準に適合させる場合（新耐震基準に適合させる場合も含む。）

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。
- ③構造上分離された既存部分について、耐震診断基準（※4）によって地震に対して安全な構造であることを確認すること（新耐震基準（※5）に適合させることで、地震に対して安全な構造であることを確認することもできる。）。
- ④構造上分離された既存部分について、地震以外に対し、構造耐力上安全であることを確認すること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

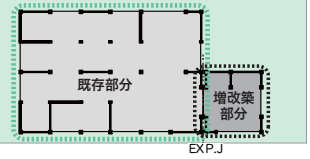
※4 耐震診断基準とは、平18国交告第185号に定める基準のことをいいます。

※5 新耐震基準とは、昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）のことをいいます。

(2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号・第三号）に適合させること。

【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(1)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(2) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書が必要になります。

仕様規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(3) 既存部分の地震に対する安全性の確認について、耐震診断基準(①)によるか、又は新耐震基準(②)に適合させるかの、いずれかが必要になります。

① 構造上分離された既存部分について、耐震診断基準によって地震に対して安全であることを確かめたことを示す図書

構造上分離された既存部分について、耐震診断基準に適合する必要があります。平 18 国交告第 184 号・第 185 号に定める耐震診断の基準に基づき、耐震診断を行い、安全な構造であることを確かめたことについて、図書に明示します。

なお、耐震診断及び、耐震補強の方法については、(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」等を参考としてください。

ケース II B

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐震基準に適合させる場合（新耐震基準に適合させる場合も含む。）

② 構造上分離された既存部分について、新耐震基準に適合することで、地震に対して安全であることを確認する場合の図書

構造上分離された既存部分について、耐震診断基準への適合に代えて、新耐震基準（※）に適合することで、地震に対して安全であることを確認することができます。

なお、新耐震基準のうち構造部材の耐久等に係る規定に適合するものであることの確認にあたっては、現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を直接確認した上で行う必要があります。

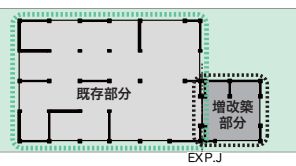
→参照：添付図書の例 P.55 ～ 57

※ 新耐震基準とは、昭和 56 年 6 月 1 日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）のことをいいます。
条文の内容については、P.67 ～ 71 を参照ください。

(4) 既存部分の地震以外に対する安全性を確認したことを示す図書

構造上分離された既存部分について、構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。当該構造計算書等については、ケース I B 2. (3) ②を参照してください（本項では解説を省略します。）。

【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



ケース II C

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

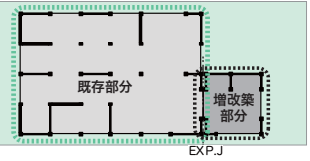
- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。
- ③構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認すること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。
- ※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

(2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

【増改築部分】構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(2) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

仕様規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(3) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、構造計算によって構造耐力上安全であることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれにおいて、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。

当該構造計算書等については、ケースⅠ B 2.(3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

ケース II D

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐震基準に適合させる場合（新耐震基準に適合させる場合も含む。）

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させ、かつ、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認する。
- ③構造上分離された既存部分について、耐震診断基準（※4）によって地震に対して安全な構造であることを確認すること（新耐震基準（※5）に適合させることで、地震に対して安全な構造であることを確認することもできる）。
- ④構造上分離された既存部分について、地震以外に対し、構造耐力上安全であることを確認すること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

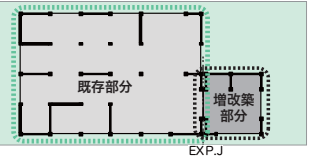
※4 耐震診断基準とは、平18国交告第185号に定める基準のことをいいます。

※5 新耐震基準とは、昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）のことをいいます。

(2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

【増改築部分】構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(1)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(2) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合し、かつ、構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合し、かつ、構造計算によって、構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書が必要になります。仕様規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

また、構造計算によって、構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書については、ケースⅡ C 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(3) 既存部分の地震に対する安全性の確認について、耐震診断基準(①)によるか、又は新耐震基準(②)に適合させるかの、いずれかが必要になります。

構造上分離された既存部分の地震に対する安全性の確認方法については、ケースⅡ B 2.(3)を参照して下さい（本項では解説を省略します。）。

(4) 既存部分の地震以外に対する安全性を確認したことを示す図書

構造上分離された既存部分について、構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。当該構造計算書等については、ケースⅠ B 2.(3)②を参照してください（本項では解説を省略します。）。

ケース II E

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の上部構造は、現行の仕様規定に適合させる場合

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

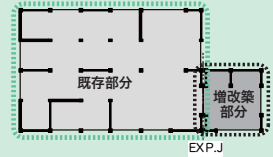
構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号ロ、平17国交告第566号第2）

- ①構造上分離された既存部分の基礎は耐久性等関係規定に適合し、その補強方法について、大臣の定める基準（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 大臣が定める基準とは、平17国交告第566号第2に定められている、基礎の補強方法に関する基準のことをいいます。
- ※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

(1) 構造上分離された既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合する構造方法であることを示す図書

構造上分離された既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合していることを示す図書が必要になります。

既存の基礎が耐久性等関係規定に適合していることを示す図書は、ケースⅠ A 2. (1) ②を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

基礎の補強方法について大臣が定める基準に適合していることを示す図書は、ケースⅠ C 2. (1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

(2) 構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書は、ケースⅡ A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

ケース

Ⅲ

規 模	増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/20 以下かつ 50㎡以下
一体／分離	構造上一体となるか、又は独立するかを問わない
適用ケース	既存部分の危険性を増大させずに、増改築を行う場合

1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

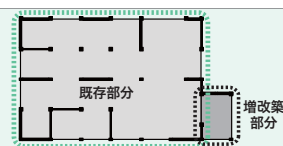
構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

(1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第二号）

- ①増改築部分について、現行の仕様規定（※2）に適合させること。
- ②既存部分について、構造耐力上の危険性が増大しないこと。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。



2. 主な緩和条件適合図書

(1) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分について、以下の現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書は、ケースⅠA2.(3)を参照してください(本項では解説を省略します。)

(2) 既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない増改築であることを示す図書

既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とする必要があります。危険性が增大する構造方法としては、例えば、増築することによって耐力壁の充足率が低下する場合などが考えられます。既存部分の構造耐力上の危険性が增大する増改築ではないことを、図書に明示する必要があります。

5 参考事項

5- (1) シックハウス対策について

①既存建築物におけるシックハウス関係規定の考え方

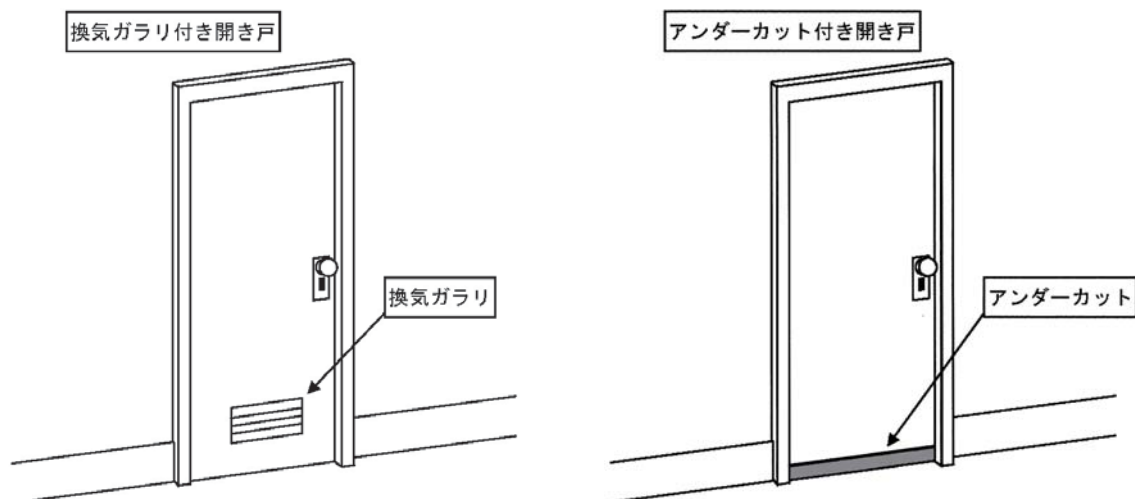
シックハウス関係規定（法第 28 条の 2 第三号）については、増改築部分と既存部分が換気計画上一体として扱われるかどうかによって、既存部分への遡及適用の有無が変わります。個別の計画が換気計画上一体として扱われるかどうかについては、具体的には、増改築部分と既存部分との境界に設けられる建具が「通気が確保される建具」に該当するかどうかによって判断されます。

シックハウス関係規定は平成 15 年 7 月 1 日から施行されたものであるため、それ以前に建てられた住宅の場合は、法第 28 条の 2 第三号の規定について既存不適格となっている可能性があります。特に、機械換気設備の義務付け（いわゆる 24 時間換気システム）に関しては、平成 15 年 6 月 30 日以前に建てられた住宅の場合、現行の技術的基準に適合していないことが想定されるため、注意が必要です。

「通気が確保される建具」としては、建具の四周などに十分な隙間があったり、ガラリなどが設置されているものとして、具体的には以下のようなものが想定されます。

- ・換気ガラリ付き開き戸（ドア）
- ・アンダーカット付き開き戸（ドア）
- ・折れ戸
- ・引き戸
- ・ふすま
- ・障子

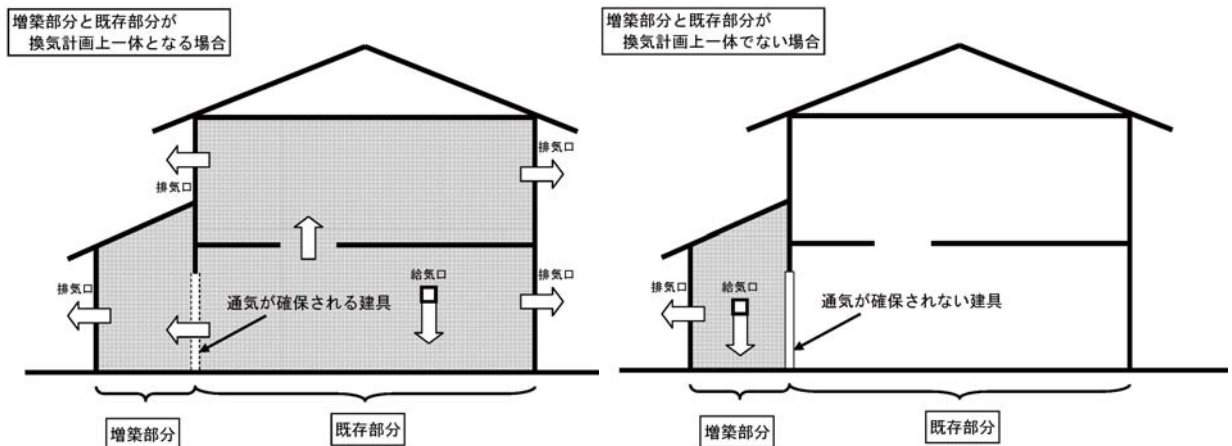
※通気が確保される建具のイメージ図



② 既存建築物におけるシックハウス関係規定の適用

増改築部分と既存部分が、換気計画上一体となっているかどうか（具体的には、それぞれの部分の境界に「通気が確保される建具」が用いられているかどうか）によって、以下のとおり、基準の適用関係が変わります。

	換気計画上一体となる場合 (通気が確保される建具が用いられる場合)	換気計画上一体でない場合 (通気が確保される建具が用いられない場合)
増改築部分	シックハウス対策が必要	シックハウス対策が必要
既存部分	シックハウス対策が必要	シックハウス対策が不要



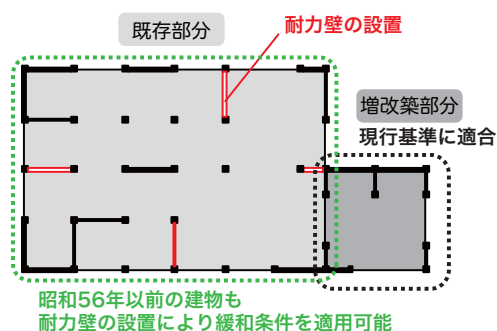
ここでいうシックハウス対策とは、一般的には、換気回数 0.5 [回/h] を確保できる 24 時間換気システムの設置 (令第 20 条の 8) のこととなります。

5- (2) 昭和 56 年以前に建てられた木造住宅（在来工法）の増改築について

地震力に対する必要壁量の算出で床面積に乗じる数値が、昭和 56 年の政令改正（新耐震基準のスタート）により増えていますが、昭和 56 年より以前に建てられた住宅でも、令第 42 条、第 43 条、第 46 条に適合すれば、適法に増改築することが可能です。また、改正前後で壁倍率は異なっても、必要壁量を満たすような若干の増設により、適法な増改築が可能となります。

地震に対する必要壁量の変遷（単位：cm/m²）

制定または改正	建築物の種類	2階建	
		1階	2階
1950年	屋根および壁の重い建築物	12	16
	屋根の軽い建築物	8	12
1959年	屋根および壁の重い建築物	15	24
	屋根の軽い建築物	12	21
1981年	屋根および壁の重い建築物	15	33
	屋根の軽い建築物	11	29



5- (3) 同一敷地内に別の建築物がある場合について

同一敷地内に、別の建築物として建てられている既存の勉強部屋や物置、車庫等については、申請に係る建築物以外の別の建築物として取扱われるため、単体規定への適合を確認するための図書は、必要とされません。

5- (4) 枠組壁工法・木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築について

枠組壁工法（2×4）及び木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築に際して、ケースⅠA又はケースⅡAを適用する場合、平13国交告第1540号（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件）第一から第十までの規定に適合することを確認することによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができます。

（注） 枠組壁工法の構造安全性の確認に当たっては、（社）日本ツーバイフォー建築協会発行の最新版の枠組壁工法建築物設計の手引き及び構造計算指針などが参考となります。

5- (5) 建築基準法令の規定の主な改正経緯

	対象となる規定		昭和34年 1月1日	昭和34年 12月23日	昭和44年 5月1日	昭和46年 1月1日	昭和56年 6月1日	平成12年 6月1日	平成13年 4月1日	平成15年 7月1日	
	法律	政令									
基礎	第20条	第38条				一体の布基礎の義務化／異なる構造方法の基礎の併用禁止	軟弱地盤における無筋コンクリートの基礎の禁止	構造方法の明確化			
柱		第43条		小径寸法の強化							
壁量		第46条		必要壁量強化			風に対する必要壁量の新設	必要壁量強化	釣合いの良い配置方法の明確化		
継手・仕口		第47条					ボルト締の座金の義務化	柱補強の義務化	緊結方法の明確化		
浄化槽	第31条	第32条			構造基準の制定		構造基準の改正		単独処理浄化槽の撤廃		
内装制限	第35条の2	第128条の4				火気使用室					
階段	第36条	第25条						手すりの設置の義務化			
換気設備	第28条の2	第20条の8								シックハウス対応基準の制定	
	第36条	第112条	風道の防火カバー要求								
		第129条の2の6					構造基準の制定				
給排水設備	第36条	第129条の2の5	技術基準の制定		区画貫通部への不燃材料要求	飲料水・排水配管の技術基準の制定		飲料水・排水配管の技術基準の改正			

資料

●既存不適格調書の記入例

- ・ 現況の調査書
- ・ 既存建物平面図及び配置図
- ・ 建築確認申請台帳記載証明書
- ・ 登記事項証明書

●添付図書の例

- ・ ケースⅠ Aによる添付図書
- ・ ケースⅠ Cによる添付図書
- ・ ケースⅡ Bによる添付図書

(注) ・ この資料は、既存不適格調書及び添付図書の一例を示したものです。なお、個別の申請内容等により、提出内容が異なる場合もあります。
・ 本文解説ページに記載の参照図書（例：「→参照：P.66 配置兼1階平面図」など）については、P.49～57に掲載する添付図書の例で取り上げるそれぞれのケースに該当しない場合であっても、図書への明示内容の例として、参照図面として取扱っています。


既存不適格調書

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

様

住所 東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇
 建築主 氏名 増 築 太 郎 

既存建築物について、適切に建築されていることを調査したので報告します。

確認済証 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> 有り (昭和〇〇年△△月△△日 第△△△△△号)	<input type="checkbox"/> 無し
検査済証 番 号	<input type="checkbox"/> 有り ()	<input checked="" type="checkbox"/> 無し
建築場所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
既存建築物を 調査した者 氏名・電話番号	(一級)建築士 (大臣)登録 第 〇〇〇〇 号 (一級)建築士事務所 (〇〇)登録 第 〇〇〇〇 号 氏名 改 築 安 子  (電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	

状況報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物は、昭和52年に建築 ・ 既存不適格事項については、別添調査書のとおり 	
備考欄	建築主事又は確認検査機関記入欄

本調書を構成する図書

1. 現況の調査書 (所定の記入欄への必要事項を記載)
2. 既存建築物の平面図及び配置図 (増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります)
3. 新築又は増改築の時期を示す書類
 - ・ 検査済証
 - ・ 検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明(建築確認を行った機関が交付したもの)に加えて、工事の実施を特定できる書類(工事契約書等、登記事項証明書等)
 - ・ 建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
4. 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等 (法第6条第1項第四号などの小規模建築物については、1.現況の調査書が兼ねます)

現 況 の 調 査 書

私 **増築太郎** は、今般下表の「3計画概要」の計画をしていますが、既存建築物の現況を調査しましたので報告いたします。

この調査書に記載の事項は事実と相違ありません。

様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建築主住所 **東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇**

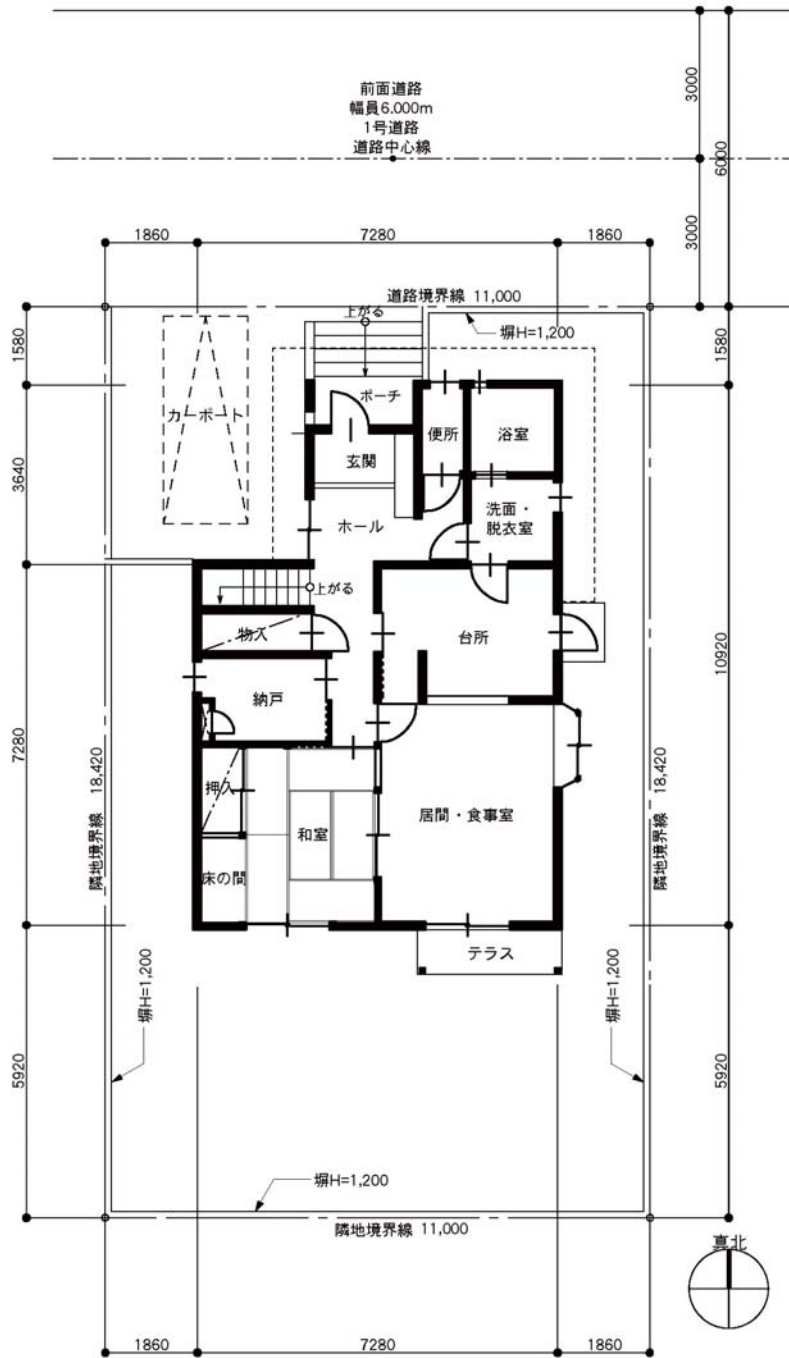
氏名 **増築太郎**



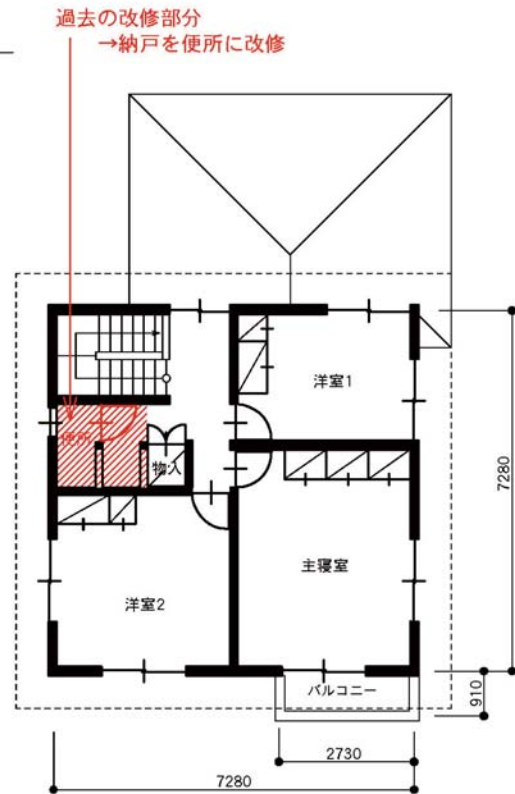
電話番号 **〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

1 代理者	① 氏名	改築安子		
	② 住所	東京都△△市△△町△-△-△		
	③ 電話番号	△△-△△△△-△△△△		
2 調査者	① 資格	(一級)建築士 (大臣)登録 第 〇〇〇〇 号		
	② 氏名	改築安子		
	③ 建築士事務所名	(一級)建築士事務所 (〇〇)知事登録 第 〇〇〇〇 号 〇〇△△建築設計事務所		
	④ 所在地	東京都△△市△△町△-△-△		
	⑤ 電話番号	△△-△△△△-△△△△		
3 計画概要	① 敷地位置	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
	② 現況主要用途	専用住宅	③ 予定建築物用途	専用住宅
	④ 工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更		
	⑤ 予定建築物確認申請予定年月日	平成〇〇年〇〇月確認申請予定		
4 調査結果概要	① 集団規定	<input checked="" type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項		
	② 構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項 <small>法20条に基づく令38条3項に規定する基礎の構造が不適合 (基準時:平成12年) 法20条に基づく令46条4項に規定する必要壁量が不足 (基準時:昭和56年) 法20条に基づく令47条に規定する継手又は仕口の構造方法が不適合 (基準時:平成12年)</small>		
	③ 上記以外の規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項 <small>法28条の2に基づく令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)が不足 (基準時:平成14年)</small>		
	④ 増改築等の履歴	平成10年に、2階納戸を便所に改修:図示		
	⑤ 既存部分の劣化状況	目視等により調査した結果、構造耐力上支障となるような損傷、腐食その他の劣化の状況は認められません		

■ 既存建築物の平面図及び配置図 S=1/150



■ 1階平面図 S=1/150



■ 2階平面図 S=1/150

■ 建築物概要

敷地概要		敷地面積	202.62㎡
都市計画区域		都市化区域	
用途地域		第1種低層住居専用地域	
防火地域		準防火地域	
指定建蔽率		50%	
指定容積率		100%	
高さ制限		10m	
高度地区		第1種高度地区	
日影規制		4時間、2.5時間、1.5m	
道路		前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m	
建築物概要		建物用途	一戸建ての住宅
		構造	木造
		階数	2階建て
		建築面積	71.20 ㎡
		床面積	1階床面積 69.22 ㎡
			2階床面積 52.99 ㎡
			延床面積 122.21 ㎡

- 確認台帳の記載事項証明書の例
(確認済証(確認通知書)を紛失等した場合の添付書類の一例)

建築確認申請台帳記載証明書

建築確認申請 受付年月日・番号	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇〇 号
建築確認申請 確認年月日・番号	昭和〇〇年△△月△△日 第 △△△△△ 号

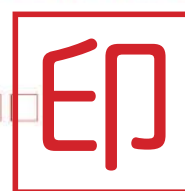
敷地の地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△		
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	氏名	増築太郎	
主要用途	専用住宅		
工事種別・主たる建築物の構造	木造	地上 2	階建 地下 0
敷地面積	202.62 m ²		
建築面積・延べ面積	73.69 m ²	・延べ	122.21 m ²
検査済証交付年月日	-		

上記のとおり建築確認申請台帳に記載してある事項と相違ないことを証明します。

第 〇〇〇〇〇 号

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇



注 この証明は、建築確認がなされた事項を証明しているもので、建築の現況等を証明しているものではありません。

■ 登記事項証明書・・・全部事項証明書（建物）

全部事項証明書 (建物)

県 市 丁目

【表題部】 (主たる建物の表示)		調製 平成 年 月 日	所在図番号	余白
【不動産番号】				
【所在】	市 丁目 番地	余白		
【家屋番号】	番	余白		
【①種類】	【②構造】	【③床面積】	㎡	【登記の日付】
居宅	木造瓦葺2階建	1階 2階	〇〇.〇〇 〇〇.〇〇	昭和 年 月 日新築 余白
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成 年 月 日

(甲 区) (所有権に関する事項)

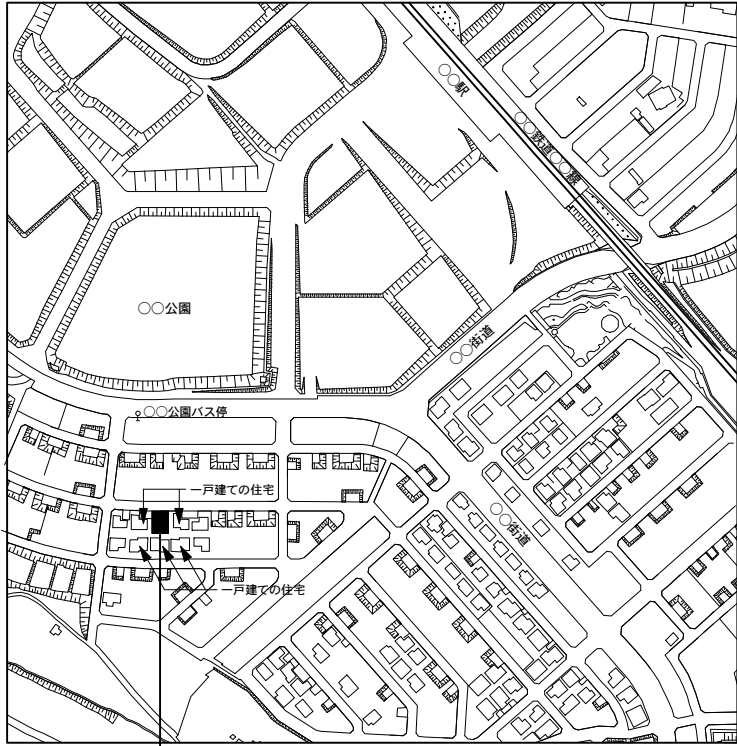
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権保存	昭和 年 月 日 第 号	余白	所有者 市 丁目 番 号 順位1番の登記を移記
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成 年 月 日

整理番号 ()

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

A4版

■ 付近見取図 S=1/5000

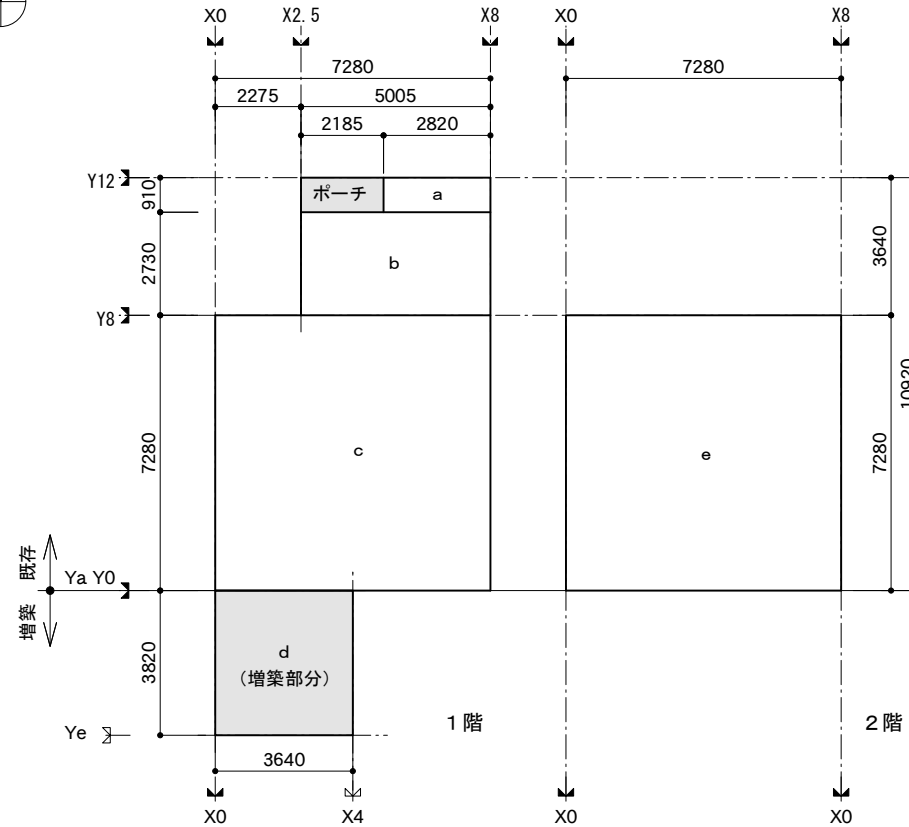


申請地: ○市○町○区○(住居表示)
○市○町△-△ (地名地番)

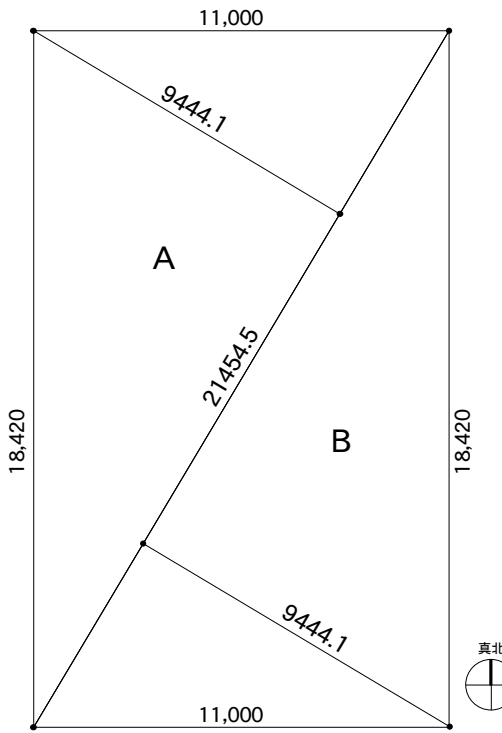
■ 計画概要

工事名称	増築部増築工事
建築主	住所 東京都○市○町○区○-○-○ 氏名 増築太郎
敷地概要	地名地番 東京都○市○町△-△ 住居表示 東京都○市○町○区○-○-○ 敷地面積 202.62㎡ 都市計画区域 市街化区域 用途地域 第1種低層住居専用地域 防火地域 準防火地域 指定建蔽率 50% 指定容積率 100% 高さ制限 10m 高度地区 第1種高度地区 日影規制 4時間、2.5時間、1.5m 道路 前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m
建築概要	建物用途 一戸建ての住宅 工事の種別 増築工事 構造 木造 階数 2階建て 地盤面 B M+0.347 m 最高高さ 8.003 m 軒高さ 6.393 m 建築面積 85.10 m ² (増築による増加分: 13.90 m ²) 床面積 1階床面積 83.12 m ² (増築による増加分: 13.90 m ²) 2階床面積 52.99 m ² 延べ面積 136.11 m ² (増築による増加分: 13.90 m ²)

■ 求積図 S=1/200



■ 敷地面積求積図 S=1/200



■ 敷地面積表

符号	底辺	高さ	倍面積
A	21.4545	9.4441	202.6184
B	21.4545	9.4441	202.6184
倍面積合計			405.2368
合計面積			202.6184
地積			202.62 m ²

■ 面積表

階	符号	縦	横	面積
		既存	a	0.91
1階	b	2.73	5.005	13.663
	c	7.28	7.28	52.998
	既存1階床面積			69.22
	増築	d	3.82	3.64
2階	増築床面積			13.90
	1階床面積			83.12 m ²
	e	7.28	7.28	52.998
	既存2階床面積			52.99
延べ面積			136.11 m ²	

階	縦	横	面積
1階	ポーチ		1.9883
	ポーチ面積: α 1.98 m ²		
面積	1階床面積 = 既存1階床面積 + 増築床面積 = 69.22 m ² + 13.90 m ² = 83.12 m ²		
	2階床面積 = 既存2階床面積 = 52.99 m ² = 52.99 m ²		
	延べ面積 (=容積対象面積) = 1階床面積 + 2階床面積 = 136.11 m ²		
	建築面積 = 既存1階床面積 + α + 増築床面積 = 69.22 m ² + 1.98 m ² + 13.90 m ² = 85.10 m ²		

■ 室内仕上げ表

階	室名	床			巾木			壁			天井	備考		
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	仕上	記号	厚			仕上	記号
1階	和室 (特定寝室)	本畳敷き	F2		畳		じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	障子
		構造用合板 特類	F6	12			ラスボード	W6	7.5		化粧石こうボード	C2	9.5	
	押入	合板1類	F5	15	雑巾指		合板1類	W4	9.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
		構造用合板 特類	F6	12										
	床の間	うすべり敷き	F2	3	畳		じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	
			構造用合板 特類	F6			12							

■ 外部仕上げ表

部位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
外壁	モルタル厚25の上リシン吹付け	
軒裏	繊維混入ケイ酸カルシウム板 厚11mm	防火時間30分 (認定番号: QF030RS-○○○○)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ	防火設備(住宅防火戸) (認定番号: EB-○○○○,△△△△,□□□□,●●●●)
	網入フロート板ガラス厚6.8mm	
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12mm	
	アスファルトルーフィング940 カラー亜鉛鍍板 厚0.3 瓦棒葺	

■ 設備概要

種類	設置場所	種別	検定番号等
住宅用防災機器	和室	光電式煙感知器	鑑ケ第○～○号

・ホルムアルデヒドに関する使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
F2	本畳敷き・うすべり敷き	規制対象外	
C2	化粧石こうボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W2	じゅらく塗	規制対象外	
引違換戸	ふすま紙	規制対象外 (F☆☆☆☆)	接着剤: 規制対象外

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
押入 (F5・W4・C3)	合板1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
F6	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W6	ラスボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
野地板	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	

・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造 (建物全体)

種類	機械換気設備 (第三種換気)
換気回数	0.56回/h (下表による)
居室出入口の通気措置	ふすま、ドアのアンダーカット1cm、引戸、換気ガラリ
機械換気 最終設置場所	便所 (1階、2階)

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の措置 (増築部分)

天井裏等	室名	和室
1階天井裏		規制対象外材料使用
1階床裏		規制対象外材料使用
外壁		規制対象外材料使用
間仕切壁		規制対象外材料使用

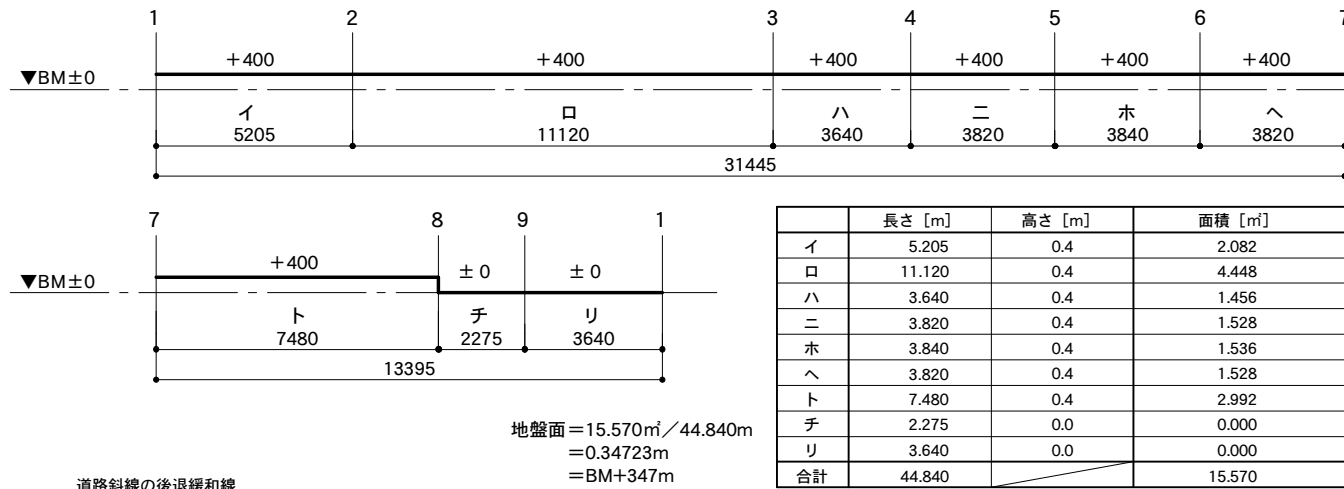
・居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 m ²	平均天井高 h	気積 m ³	必要有効換気量(A) m ³ /h	換気種別	給気機による給気量(A) m ³ /h	排気機による排気量(B) m ³ /h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	283.96×0.5	第3種換気設備 (給気口及び排気機)		80	0.56 > 0.5
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F ホール、廊下 便所、台所 居間、食事室	49.516	2.400	118.838					
1F 和室、床の間	12.085	2.400	29.004		第3種換気設備 (給気口及び排気機)			
2F 廊下、階段 便所 主寝室、洋室1,2	52.168	2.400	125.203					
合計			283.96					

■ 設計方針 ・「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き」ケースI Aを適用
 ・既存部分の基礎は無筋コンクリート造のまま既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する
 ・既存部分の構造上主要な部分である継手・仕口を使用している金物は既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する
 ・増築後の建物全体の必要換気量を算出し、令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)を設置する(既存部分は建築後5年以上経過のため、使用材料は規制対象外と判断)

一級建築士事務所 ○○○△建築設計事務所 一級建築士事務所○知事登録○ 一級建築士○○○大臣登録第○	工事名称 増築部増築工事	日付
図面名称 付近見取図、計画概要 敷地面積、増築面積、仕上げ表、設備概要	縮尺 図示	図番 01

■ 地盤面算定表 S=1/200



凡例

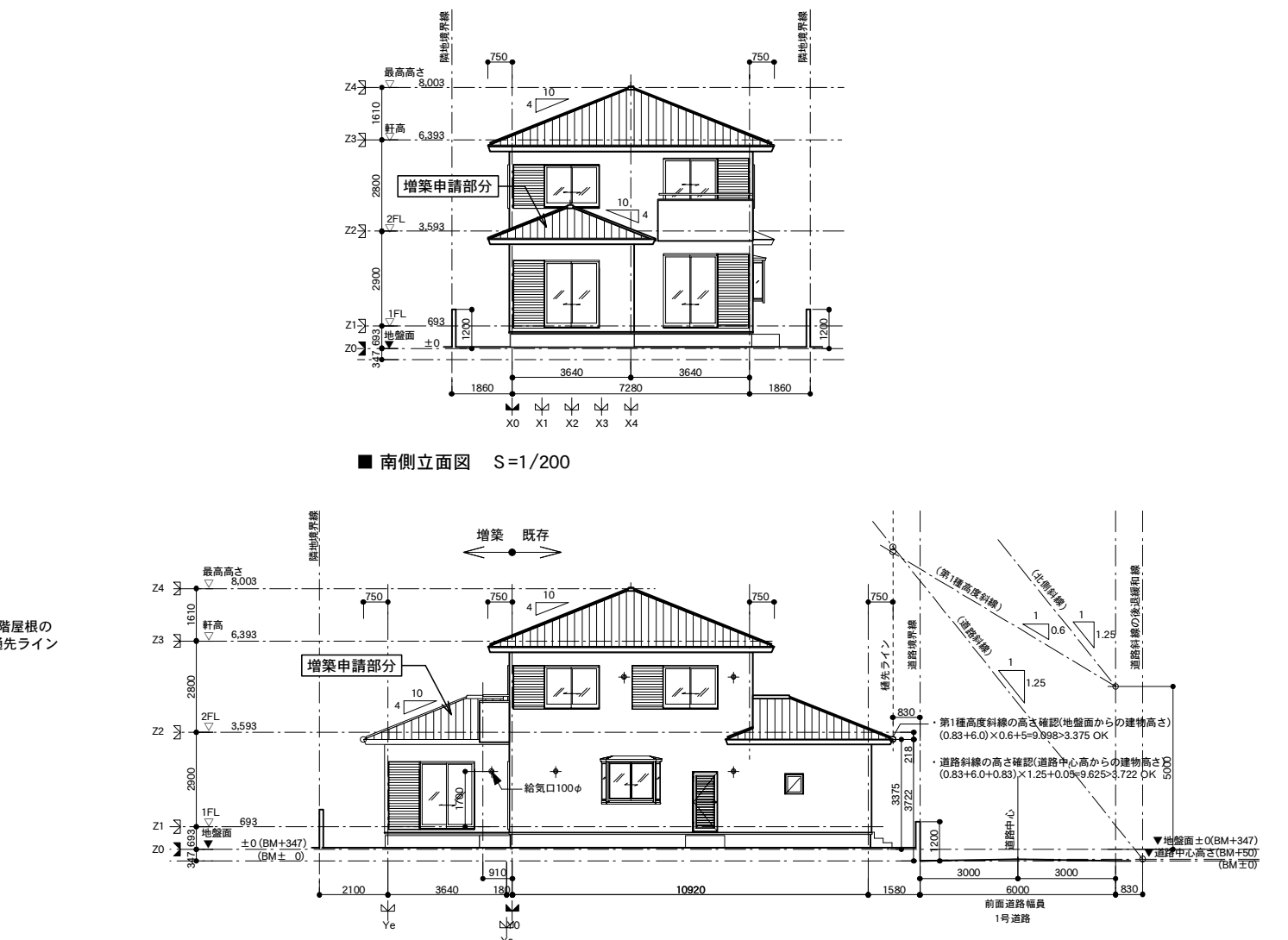
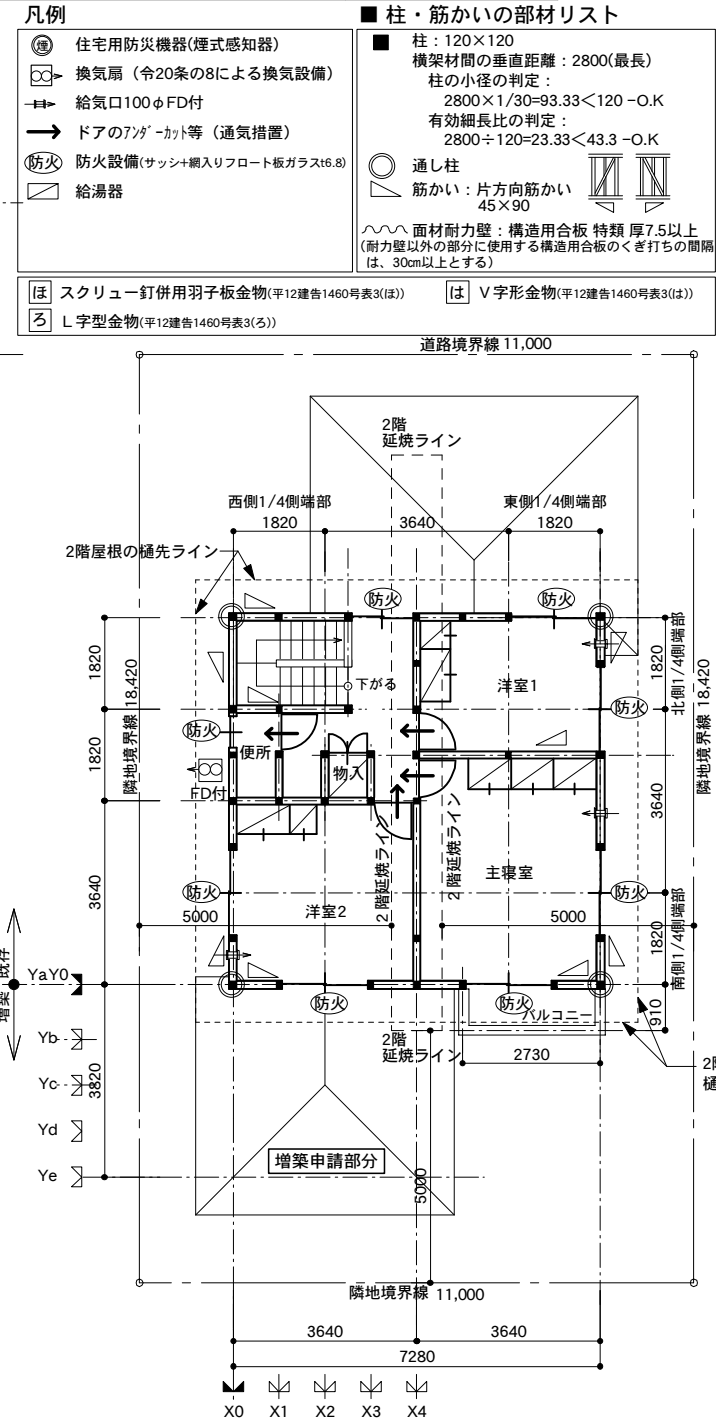
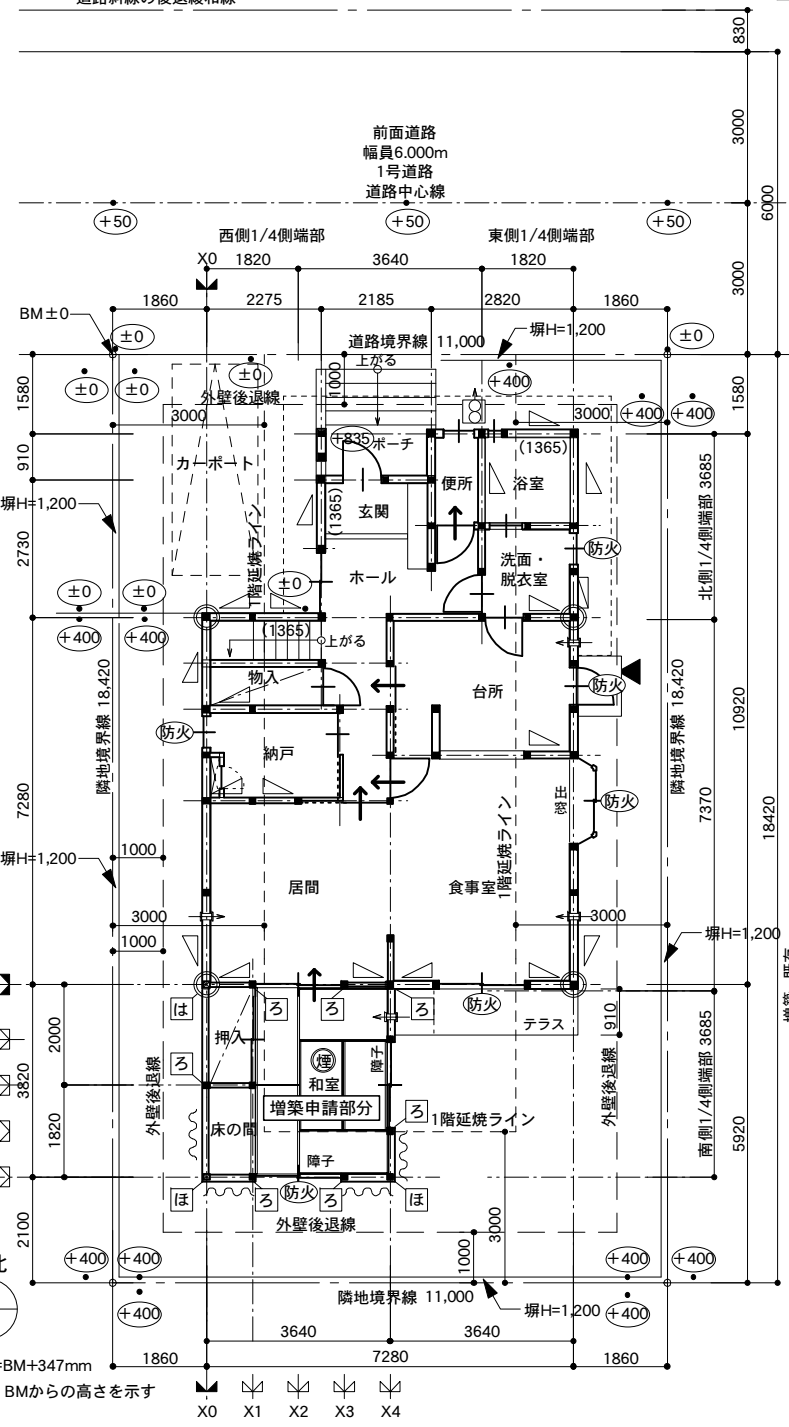
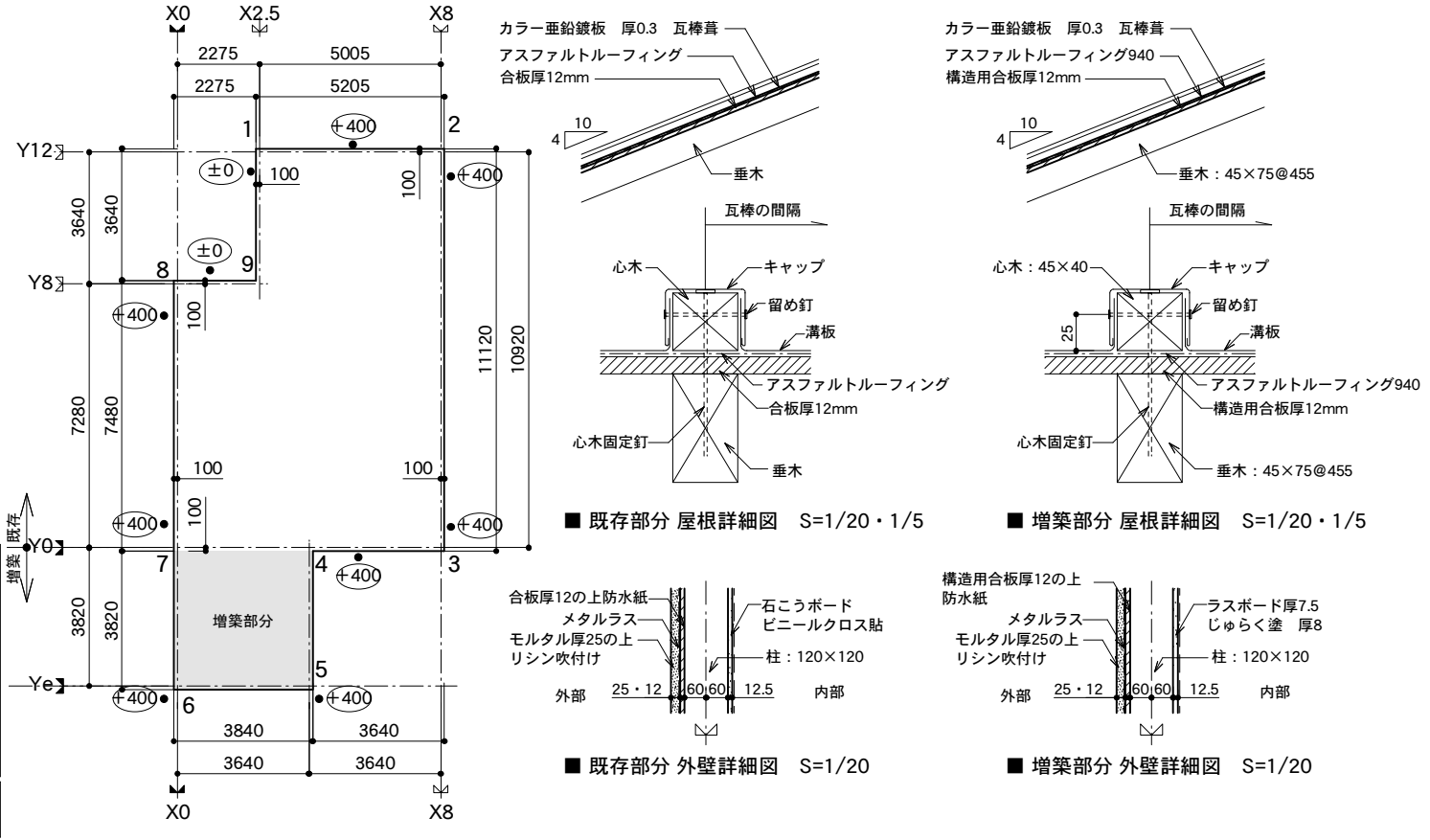
- 住宅用防災機器(煙式感知器)
- 換気扇 (令20条の8による換気設備)
- 給気口100φFD付
- ドアの7ヶ-カット等 (通気措置)
- 防火設備(サッシ+網入りフロート板ガラス16.8)
- 給湯器

柱・筋かいの部材リスト

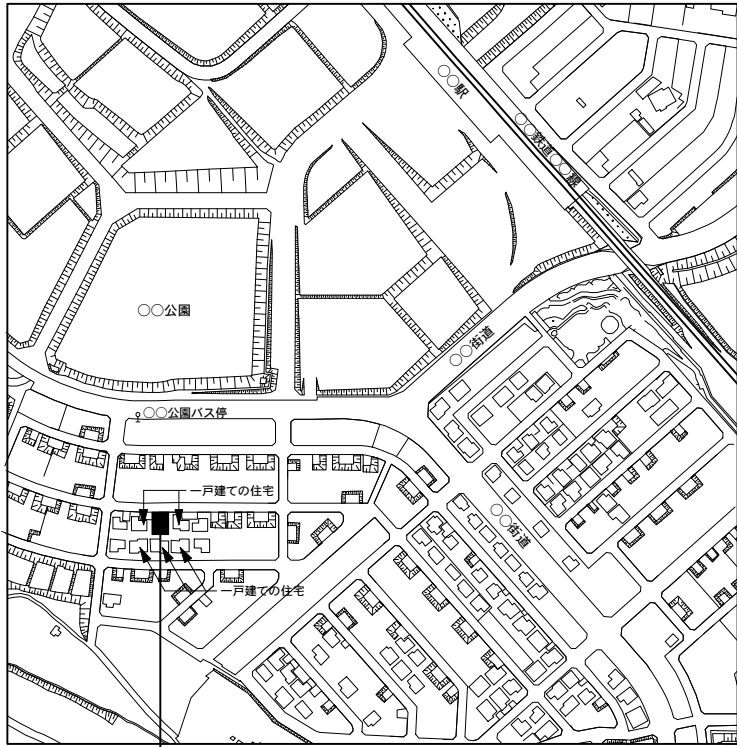
- 柱: 120×120
- 横架材間の垂直距離: 2800(最長)
- 柱の小径の判定: 2800×1/30=93.33<120-O.K
- 有効細長比の判定: 2800÷120=23.33<43.3-O.K
- 通し柱
- 筋かい: 片方向筋かい 45×90

面材耐力壁: 構造用合板 特厚 7.5以上 (耐力壁以外の部分に使用する構造用合板のくぎ打ちの間隔は、30cm以上とする)

は スクリュー釘併用羽子板金物(平12建告1460号表3(は))
 ろ L字型金物(平12建告1460号表3(ろ))
 は V字形金物(平12建告1460号表3(は))



■ 付近見取図 S=1/5000



■ 計画概要

工事名称	増築部増築工事		
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	
	氏名	増築太郎	
敷地概要	地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△	
	住居表示	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	
	敷地面積	202.62㎡	
	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	防火地域	準防火地域	
	指定建蔽率	50%	
	指定容積率	100%	
	高さ制限	10m	
	高度地区	第1種高度地区	
日影規制	4時間、2.5時間、1.5m		
道路	前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m		
建築概要	建物用途	一戸建ての住宅	
	工事の種類	増築工事	
	構造	木造	
	階数	2階建て	
	地盤面	B M+0.347 m	
	最高高さ	8.003 m	
	軒高さ	6.393 m	
	建築面積	85.10 ㎡ (増築による増加分: 13.90 ㎡)	
	床面積	1階床面積	83.12 ㎡ (増築による増加分: 13.90 ㎡)
		2階床面積	52.99 ㎡
延べ面積		136.11 ㎡ (増築による増加分: 13.90 ㎡)	

■ 室内仕上げ表

階	室名	床			巾木			壁			天井	備考			
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	仕上	記号	厚					
1階 増築部	和室 (特定寝室)	本量敷き	F2		畳寄			じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	障子
		構造用合板 特類	F6	12				ラスボード	W6	7.5					
	押入	合板1類	F5	15	雑巾摺			合板1類	W4	9.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
	構造用合板 特類	F6	12												
	床の間	うすべり敷き	F2	3	畳寄			じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	
		構造用合板 特類	F6	12											

■ 外部仕上げ表

部位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
外壁	モルタル厚25の上リシン吹付け	
軒裏	繊維混入ケイ酸カルシウム板 厚11mm	防火時間30分 (認定番号: QF030RS-〇〇〇〇)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシュ	防火設備(住宅防火戸) (認定番号: EB-〇〇〇〇,△△△△,□□□□,●●●●)
	網入フロート板ガラス厚6.8mm	
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12mm	
	アスファルトルーフィング940	
	カラー垂鉛鍍板 厚0.3 瓦葺	

■ 設備概要

・住宅用防災機器

種類	設置場所	種別	検定番号等
住宅用防災機器	和室	光電式煙感知器	鑑ケ第〇-〇号

・ホルムアルデヒドに関する使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
F2	本量敷き・うすべり敷き	規制対象外	
C2	化粧石こうボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W2	じゅらく塗	規制対象外	
引違襖戸	ふすま紙	規制対象外 (F☆☆☆☆)	接着剤: 規制対象外

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
押入 (F5・W4・C3)	合板1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
F6	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W6	ラスボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
野地板	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	

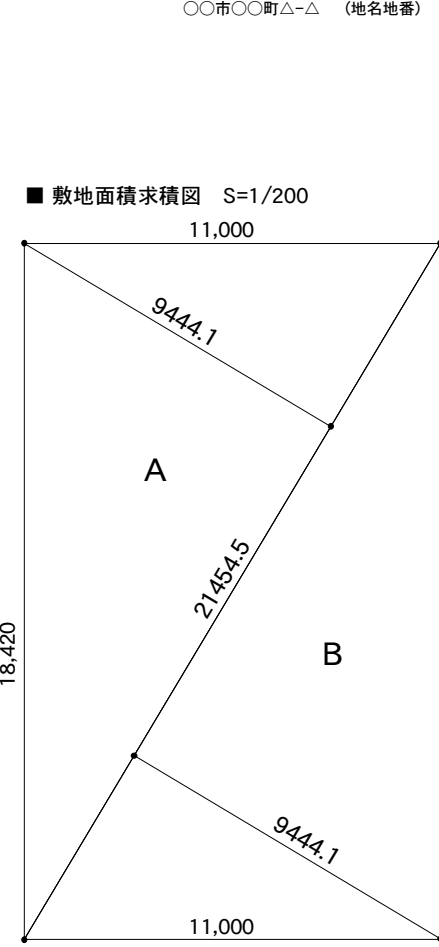
・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造 (建物全体) ・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の措置 (増築部分)

種類	機械換気設備 (第三種換気)	天井裏等	
		室名	和室
換気回数	0.56回/h (下表による)	1階天井裏	規制対象外材料使用
居室出入口の通気措置	ふすま、ドアのアンダーカット1cm、引戸、換気ガラリ	1階床裏	規制対象外材料使用
機械換気最終設置場所	便所 (1階、2階)	外壁	規制対象外材料使用
		間仕切壁	規制対象外材料使用

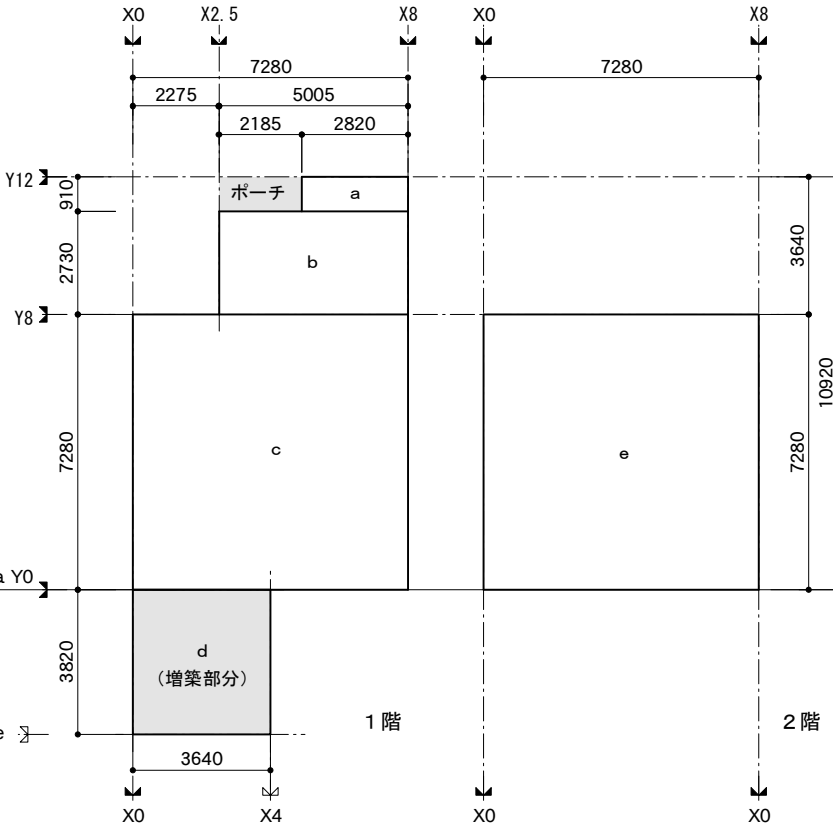
・居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 ㎡	平均天井高 h	気積 m³	必要有効 換気量(A) m³/h	換気種別	給気機による 給気量(A) m³/h	排気機による 排気量(B) m³/h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	283.96×0.5	第3種換気設備 (給気口及び 排気機)		80	0.56 > 0.5
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F ホール、廊下 便所、台所 居間、食事室	49.516	2.400	118.838					
1F 和室、床の間	12.085	2.400	29.004					
2F 廊下、階段 便所 主寝室、洋室1,2	52.168	2.400	125.203					
合計			283.96	141.980		160		

■ 敷地面積求積図 S=1/200



■ 求積図 S=1/200



■ 面積表

階	符号	面積		面積
		縦	横	
1階	a	0.91	2.82	2.566
	b	2.73	5.005	13.663
	c	7.28	7.28	52.998
	既存1階床面積			69.22
増築	d	3.82	3.64	13.904
	増築床面積			13.90
	1階床面積			83.12 ㎡
2階	e	7.28	7.28	52.998
	既存2階床面積			52.99
	延べ面積			136.11 ㎡

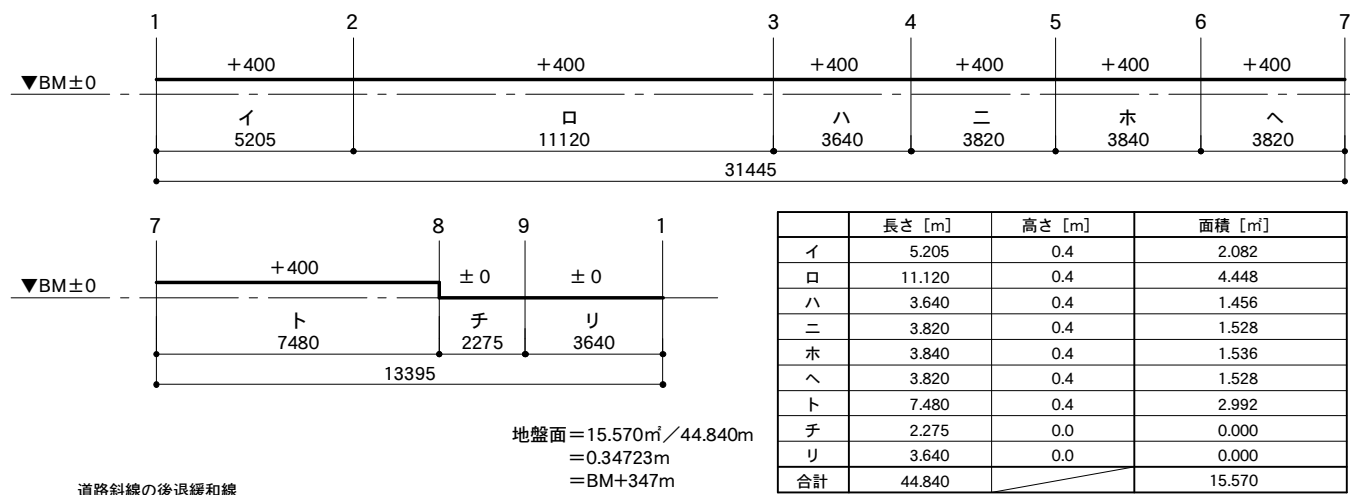
階	符号	面積		面積
		縦	横	
ポーチ		0.91	2.185	1.983
	ポーチ面積: α			1.98 ㎡
面積	1階床面積 = 既存1階床面積 + 増築床面積			= 69.22㎡ + 13.90㎡ = 83.12 ㎡
	2階床面積 = 既存2階床面積			= 52.99㎡
	延べ面積 (=容積対象面積)			= 1階床面積 + 2階床面積 = 136.11 ㎡
	建築面積 = 既存1階床面積 + α + 増築床面積			= 69.22㎡ + 1.98㎡ + 13.90㎡ = 85.10 ㎡

■ 敷地面積表

符号	底辺	高さ	倍面積
A	21.4545	9.4441	202.6184
B	21.4545	9.4441	202.6184
倍面積合計			405.2368
合計面積			202.6184
地積			202.62 ㎡

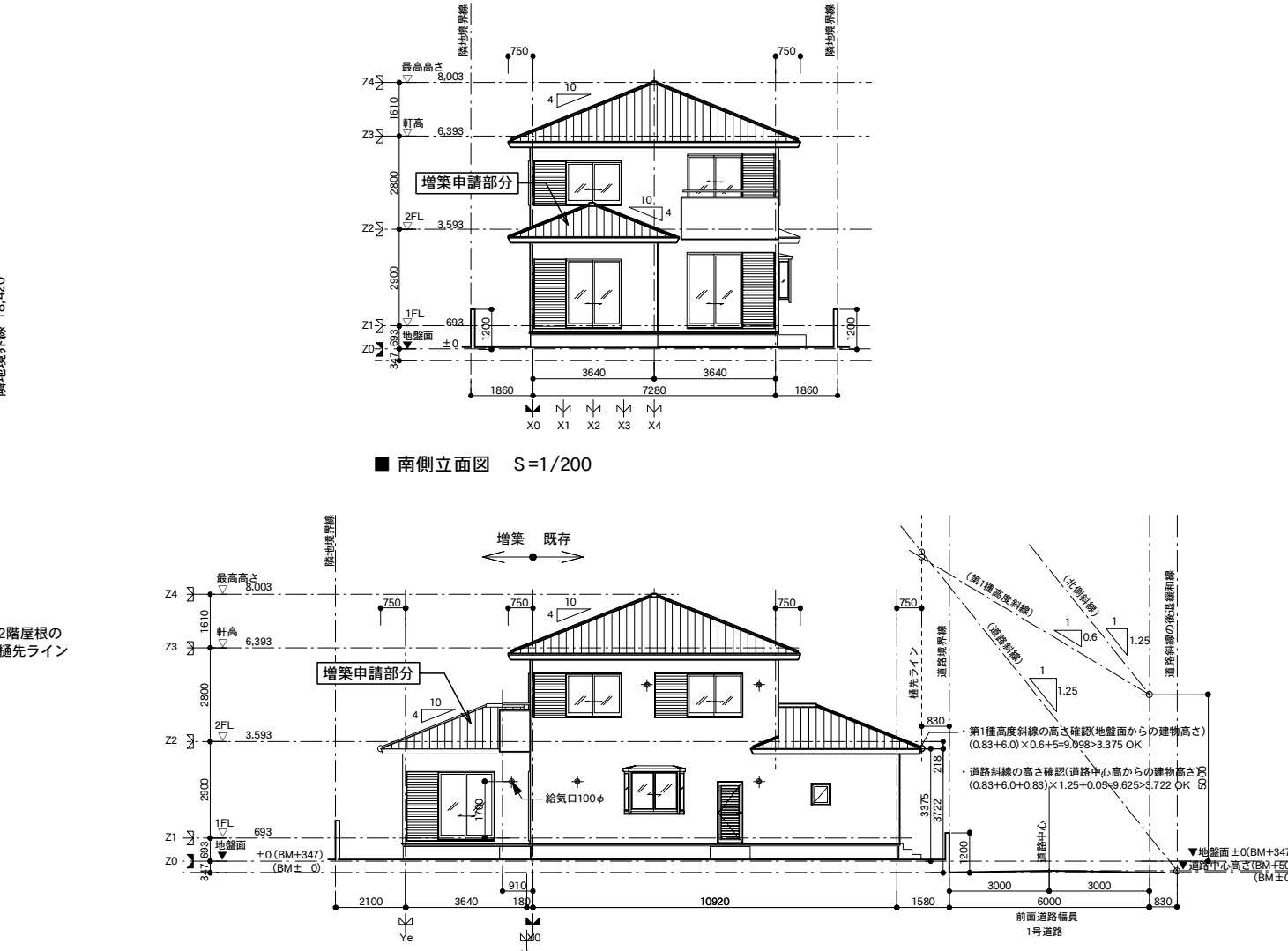
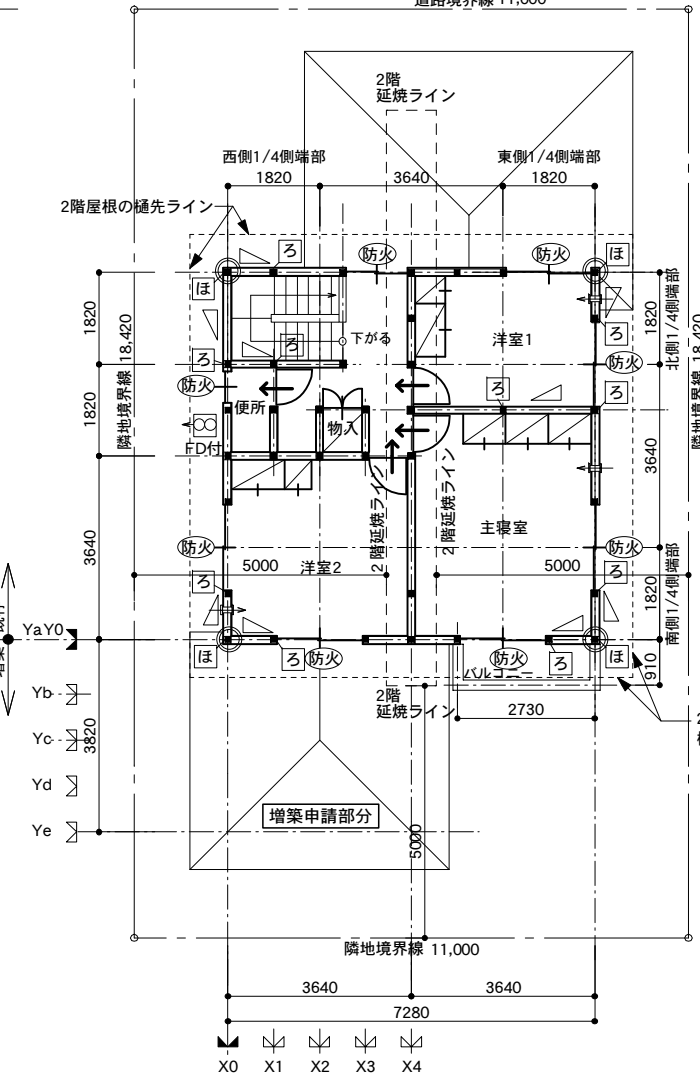
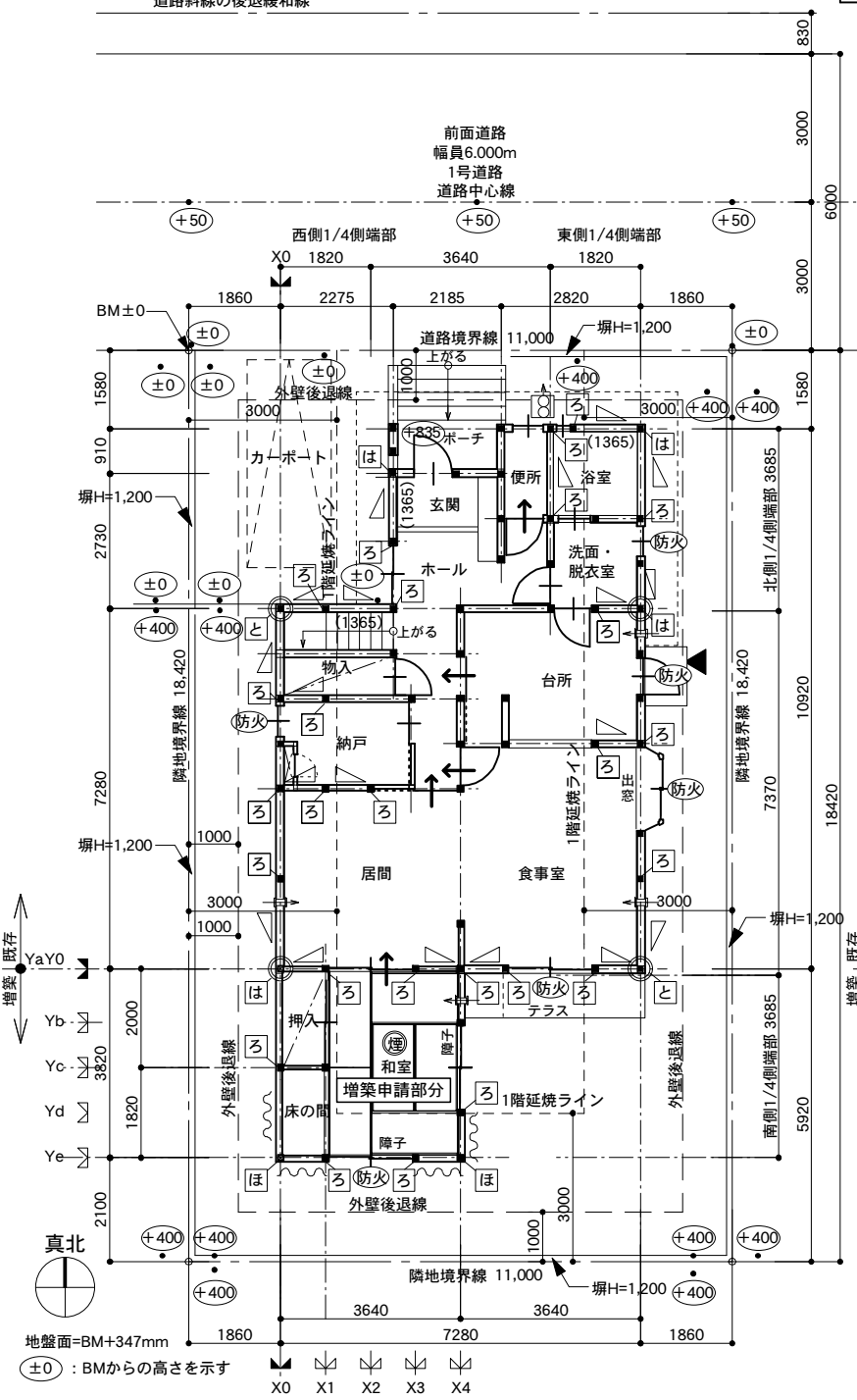
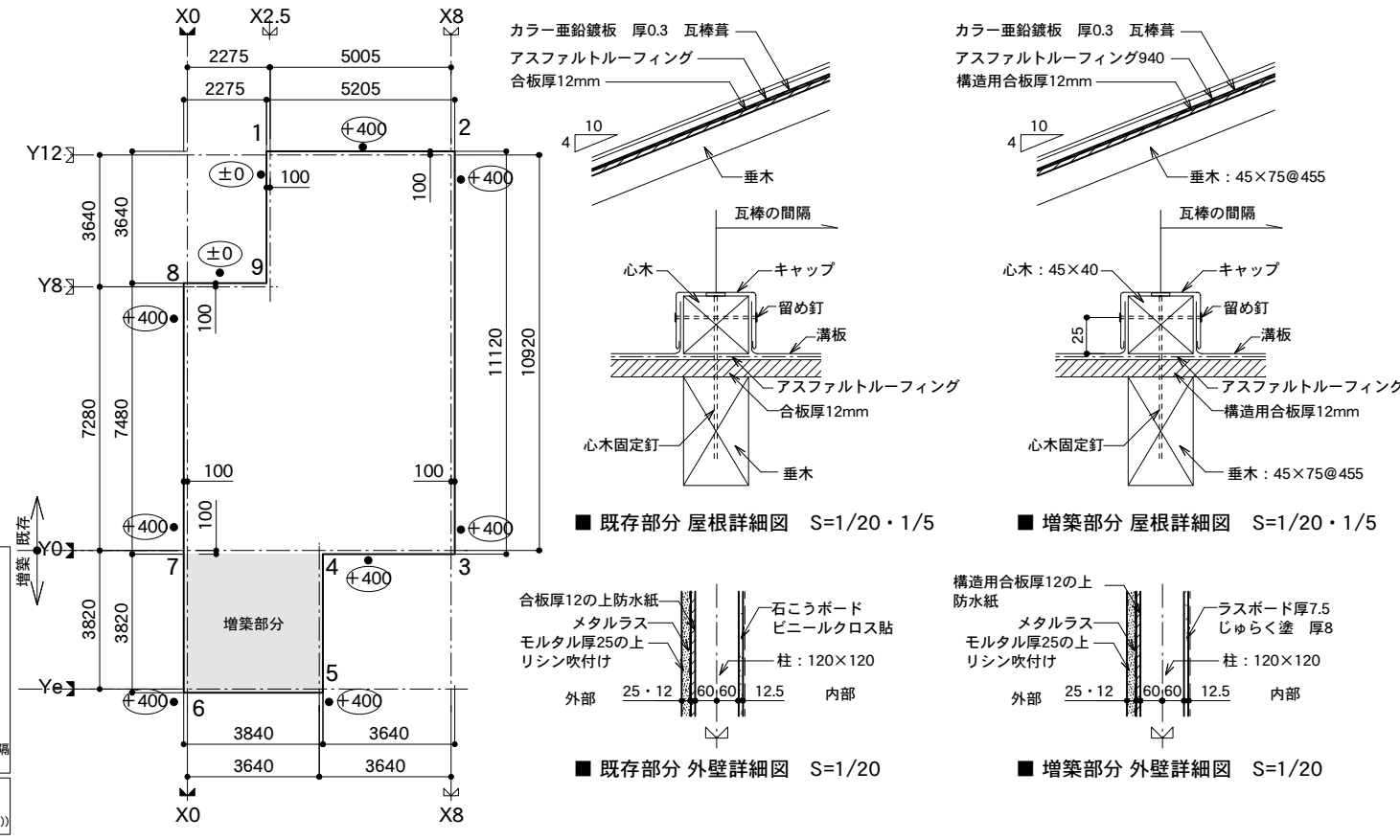
■ 設計方針 ・「木造住宅等の増築における建築確認申請の手引き」ケースI Cを適用
 ・既存部分の基礎をH17国交告第566号第2による基礎の補強に関する基準により補強する
 ・増築後の建物全体の必要換気量を算出し、令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)を設置する(既存部分は建築後5年以上経過のため、使用材料は規制対象外と判断)

■ 地盤面算定表 S=1/200

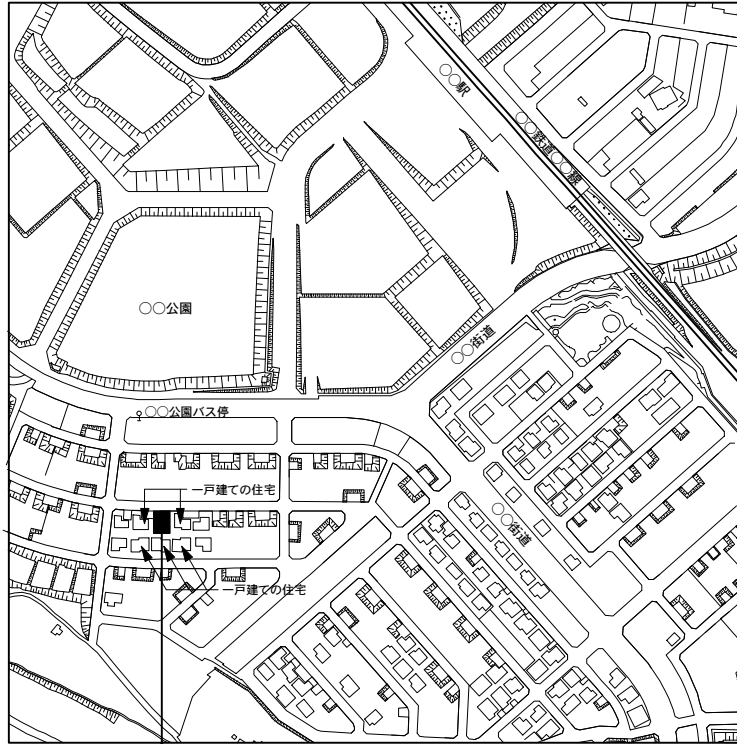


■ 柱・筋かいの部材リスト

- 凡例
- 住宅用防災機器(煙式感知器)
 - 換気扇(令20条の8による換気設備)
 - 給気口100φFD付
 - ドアのフグ-カット等(通気措置)
 - 防火 防火設備(サッシ+編入リフロート板ガラス16.8)
 - 給湯器
 - 柱: 120×120
横架材間の垂直距離: 2800(最長)
柱の小径の判定:
2800×1/30=93.33<120-O.K
有効細長比の判定:
2800÷120=23.33<43.3-O.K
 - 通し柱
 - 筋かい: 片方向筋かい 45×90
 - 面材耐力壁: 構造用合板 特厚 7.5以上 (耐力壁以外の部分に使用する構造用合板のくぎ打ちの間隔は、30cm以上とする)
 - は スクリュー釘併用羽子板金物(平12建告1460号表3(は))
 - は V字形金物(平12建告1460号表3(は))
 - ろ L字型金物(平12建告1460号表3(ろ))
 - と 15kN引き寄せ金物(平12建告1460号表3(と))



■ 付近見取図 S=1/5000



■ 計画概要

工事名称	増築部増築工事		
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	氏名	増築太郎	
敷地概要	地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△	
	住居表示	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	敷地面積	202.62㎡	
	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	防火地域	準防火地域	
	指定建蔽率	50%	
	指定容積率	100%	
	高さ制限	10m	
	高度地区	第1種高度地区	
日影規制	4時間、2.5時間、1.5m		
道路	前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m		
建築概要	建物用途	一戸建ての住宅	
	工事の種類	増築工事	
	構造	木造	
	階数	2階建て	
	地盤面	B M+0.347 m	
	最高高さ	8.003 m	
	軒高さ	6.393 m	
	建築面積	85.10 m ² (増築による増加分: 13.90 m ²)	
	床面積	1階床面積	83.12 m ² (増築による増加分: 13.90 m ²)
		2階床面積	52.99 m ²
延べ面積		136.11 m ² (増築による増加分: 13.90 m ²)	

■ 室内仕上げ表

階	室名	床			巾木			壁			天井	備考		
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	仕上	記号	厚				
1階 増築部	和室 (特定寝室)	本量敷き	F2		畳		じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	障子
		構造用合板 特類	F6	12			ラスボード	W6	7.5					
	押入	合板1類	F5	15	雑巾摺		合板1類	W4	9.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
		構造用合板 特類	F6	12										
床の間		うすべり敷き	F2	3	畳		じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	
		構造用合板 特類	F6	12										

■ 外部仕上げ表

部位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
外壁	モルタル厚25の上リシン吹付け	
軒裏	繊維混合ケイ酸カルシウム板 厚11mm	防火時間30分 (認定番号: QF030RS-〇〇〇〇)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシュ	防火設備(住宅防火戸) (認定番号: EB-〇〇〇〇,△△△△,□□□□,●●●●)
	網入フロート板ガラス厚6.8mm	
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12mm	
	アスファルトルーフィング940 カラー亜鉛鍍板 厚0.3 瓦棒葺	

■ 設備概要

種類	設置場所	種別	検定番号等
住宅用防災機器	和室	光電式煙感知器	鑑ケ第〇〜〇号

・ホルムアルデヒドに関する使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
F2	本量敷き・うすべり敷き	規制対象外	
C2	化粧石こうボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W2	じゅらく塗	規制対象外	
引違換戸	ふすま紙	規制対象外 (F☆☆☆☆)	接着剤: 規制対象外

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
押入 (F5・W4・C3)	合板1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
F6	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W6	ラスボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
野地板	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	

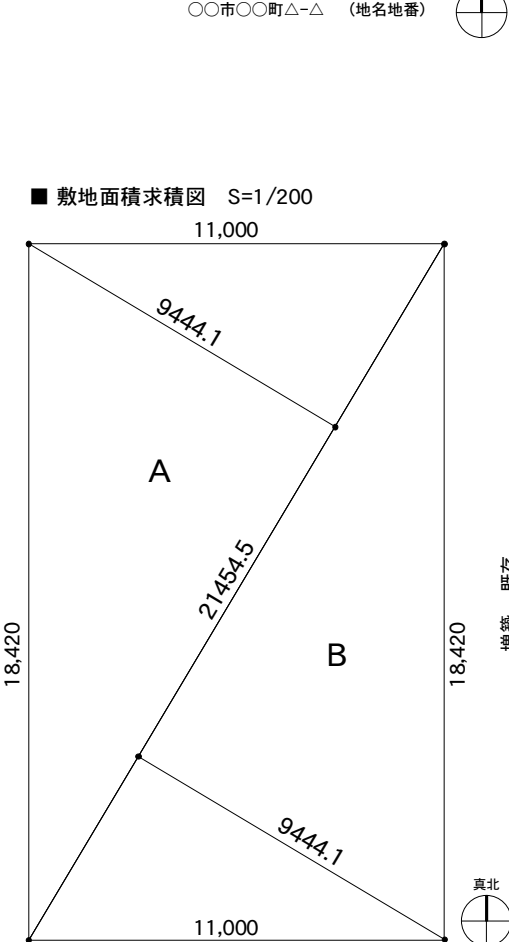
・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造 (建物全体) ・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の措置 (増築部分)

種類	機械換気設備 (第三種換気)	天井裏等		室名	和室
		換気回数	0.56回/h (下表による)		
居室出入口の通気措置	ふすま、ドアのアンダーカット1cm、引戸、換気ガラリ			1階床裏	規制対象外材料使用
機械換気最終設置場所	便所 (1階、2階)			外壁	規制対象外材料使用
				間仕切壁	規制対象外材料使用

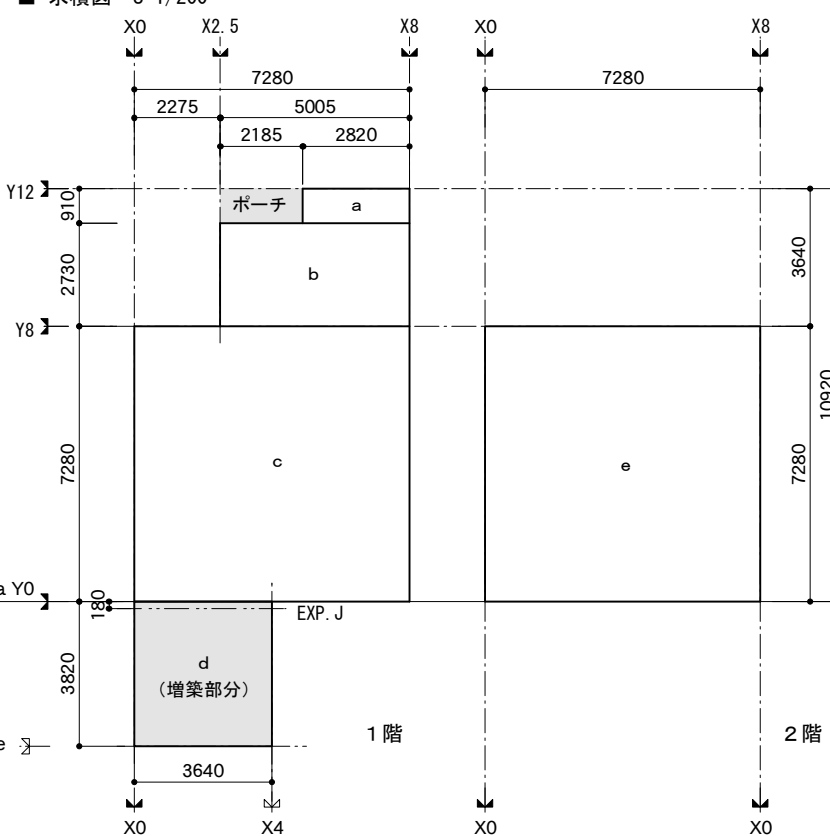
・居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 m ²	平均天井高 h	気積 m ³	必要有効 換気量(A) m ³ /h	換気種別	給気機による 給気量(A) m ³ /h	排気機による 排気量(B) m ³ /h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	283.96×0.5	第3種換気設備 (給気口及び 排気機)		80	0.56 > 0.5
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F ホール、廊下 便所、台所 居間、食事室	49.516	2.400	118.838					
1F 和室、床の間	12.085	2.400	29.004					
2F 廊下、階段 便所 主寝室、洋室1,2	52.168	2.400	125.203					
合計			283.96			160		

■ 敷地面積求積図 S=1/200



■ 求積図 S=1/200



■ 面積表

階	符号	縦		横		面積
		縦	横	縦	横	
1階	a	0.91	2.82	2.82	0.91	2.566
	b	2.73	5.005	5.005	2.73	13.663
	c	7.28	7.28	7.28	7.28	52.998
	既存1階床面積 69.22					
増築	d	3.82	3.64	3.64	3.82	13.904
	増築床面積 13.90					
	1階床面積 83.12 m ²					
2階	e	7.28	7.28	7.28	7.28	52.998
	既存2階床面積 52.99					
	延べ面積 136.11 m ²					

■ 敷地面積表

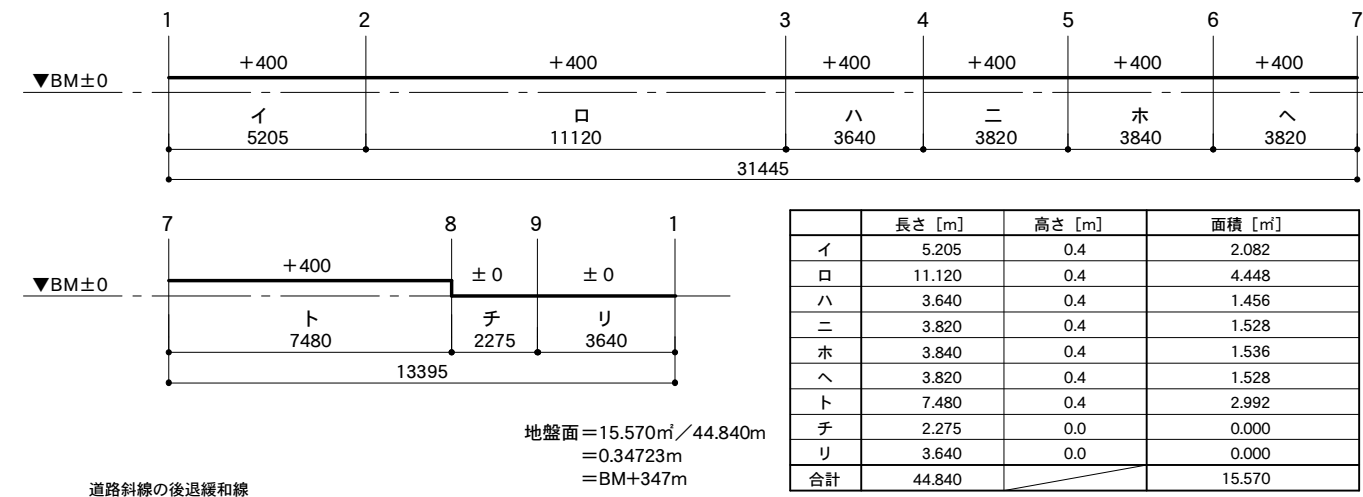
符号	底辺	高さ	倍面積
A	21.4545	9.4441	202.6184
B	21.4545	9.4441	202.6184
倍面積合計			405.2368
合計面積			202.6184
地積			202.62 m ²

■ 設計方針 ・「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き」ケースII Bを適用
 ・既存部分の基礎は無筋コンクリート造のまま既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する
 ・既存部分の構造上主要な部分である継手・仕口を使用している金物は既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する
 ・増築後の建物全体の必要換気量を算出し、令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)を設置する (既存部分は建築後5年以上経過のため、使用材料は規制対象外と判断)

一級建築士事務所 ○○△△建築設計事務所
 一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇
 一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇〇号
 増築部増築工事
 付近見取図、計画概要
 敷地面積、増築面積、仕上表、設備概要
 図示
 01

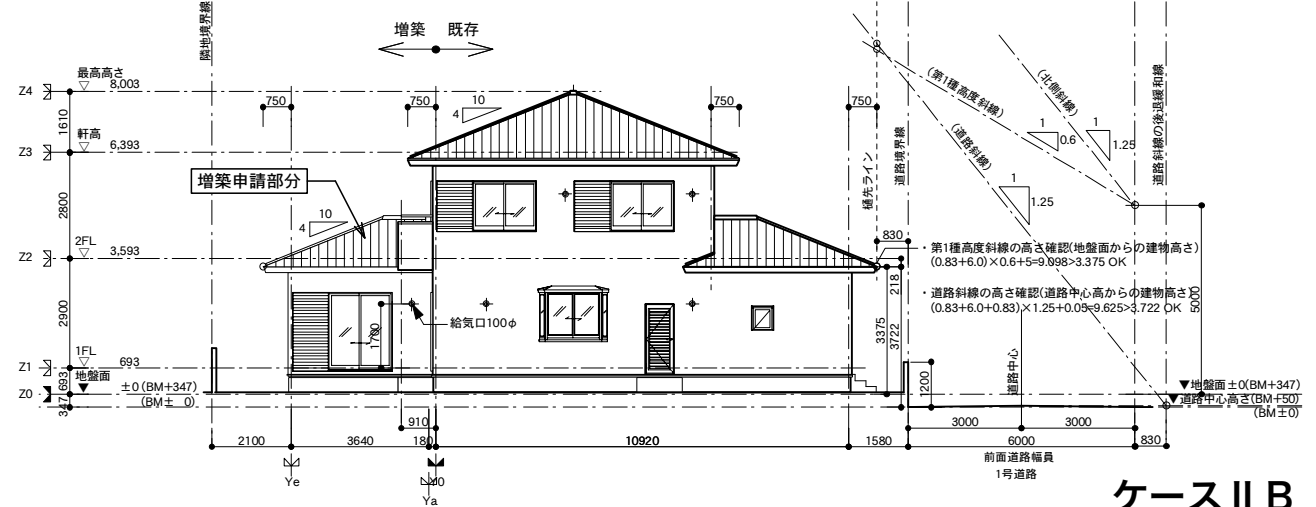
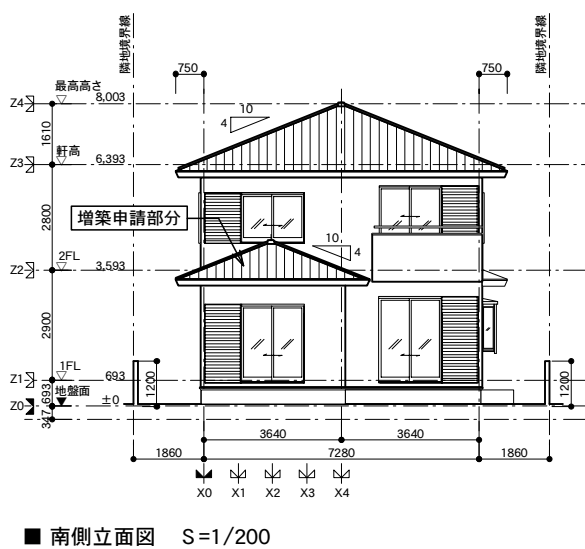
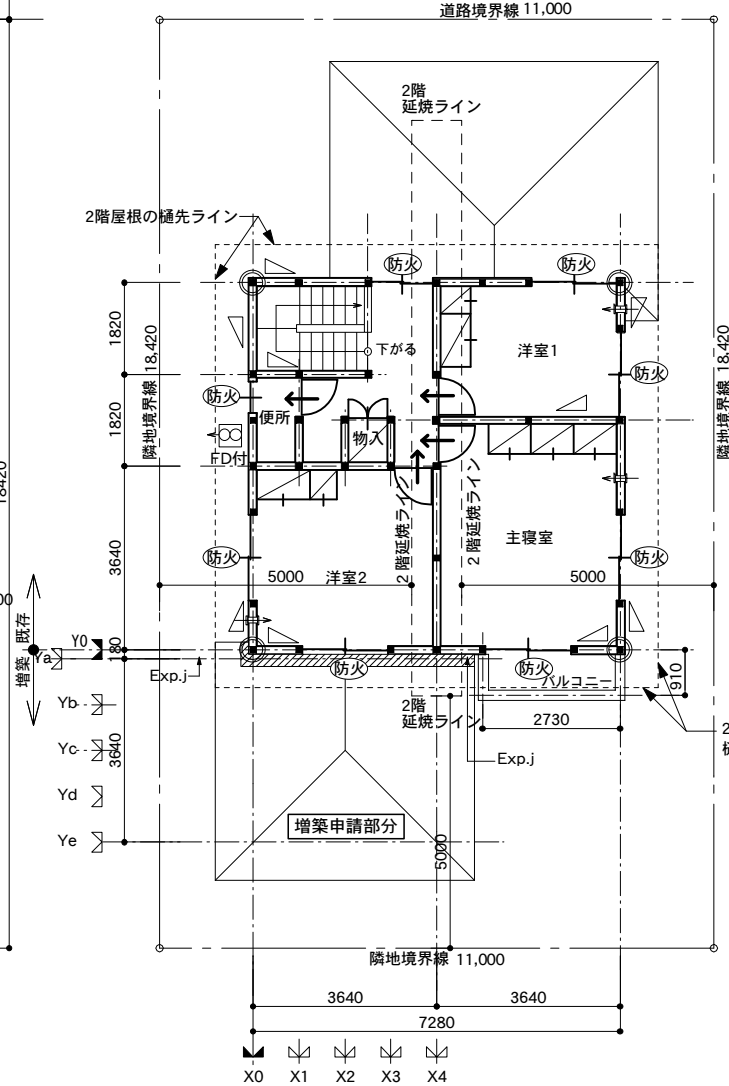
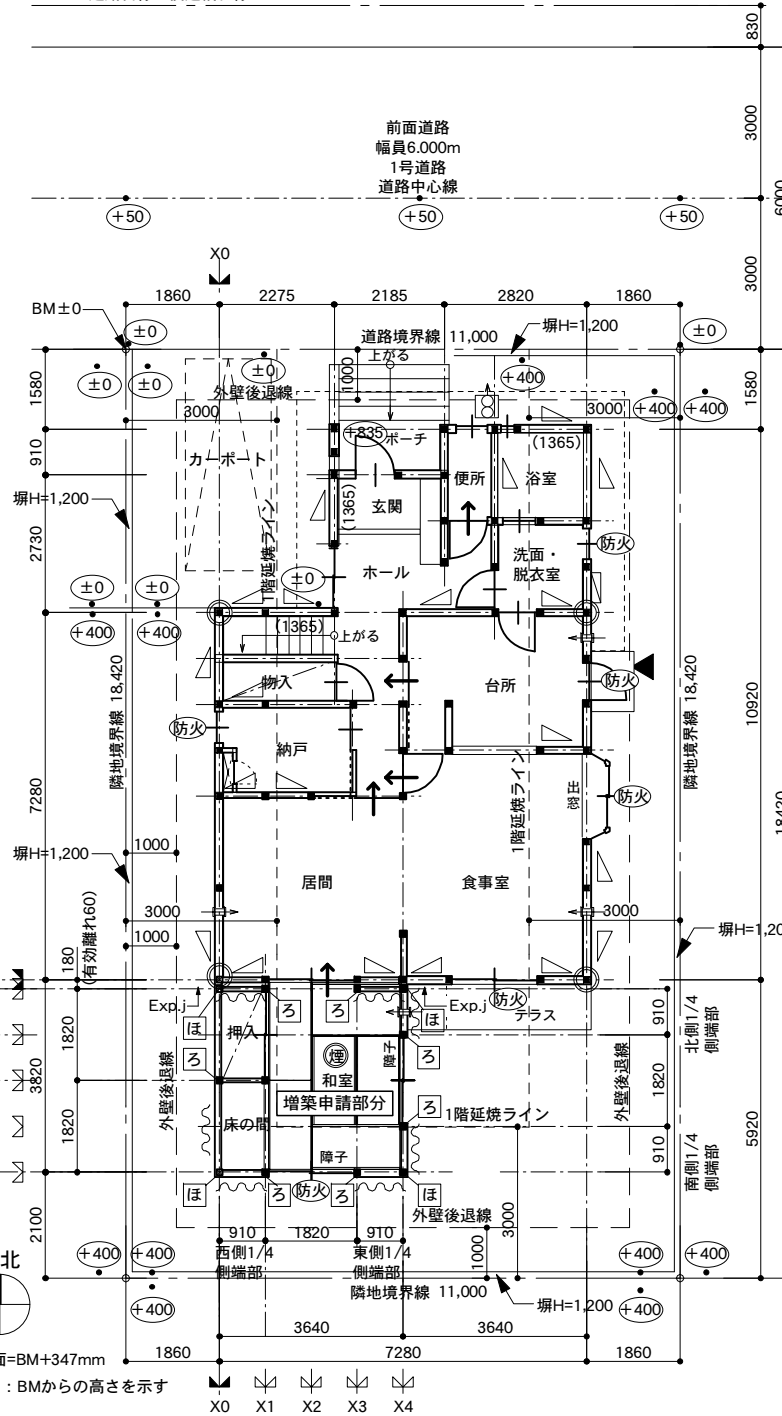
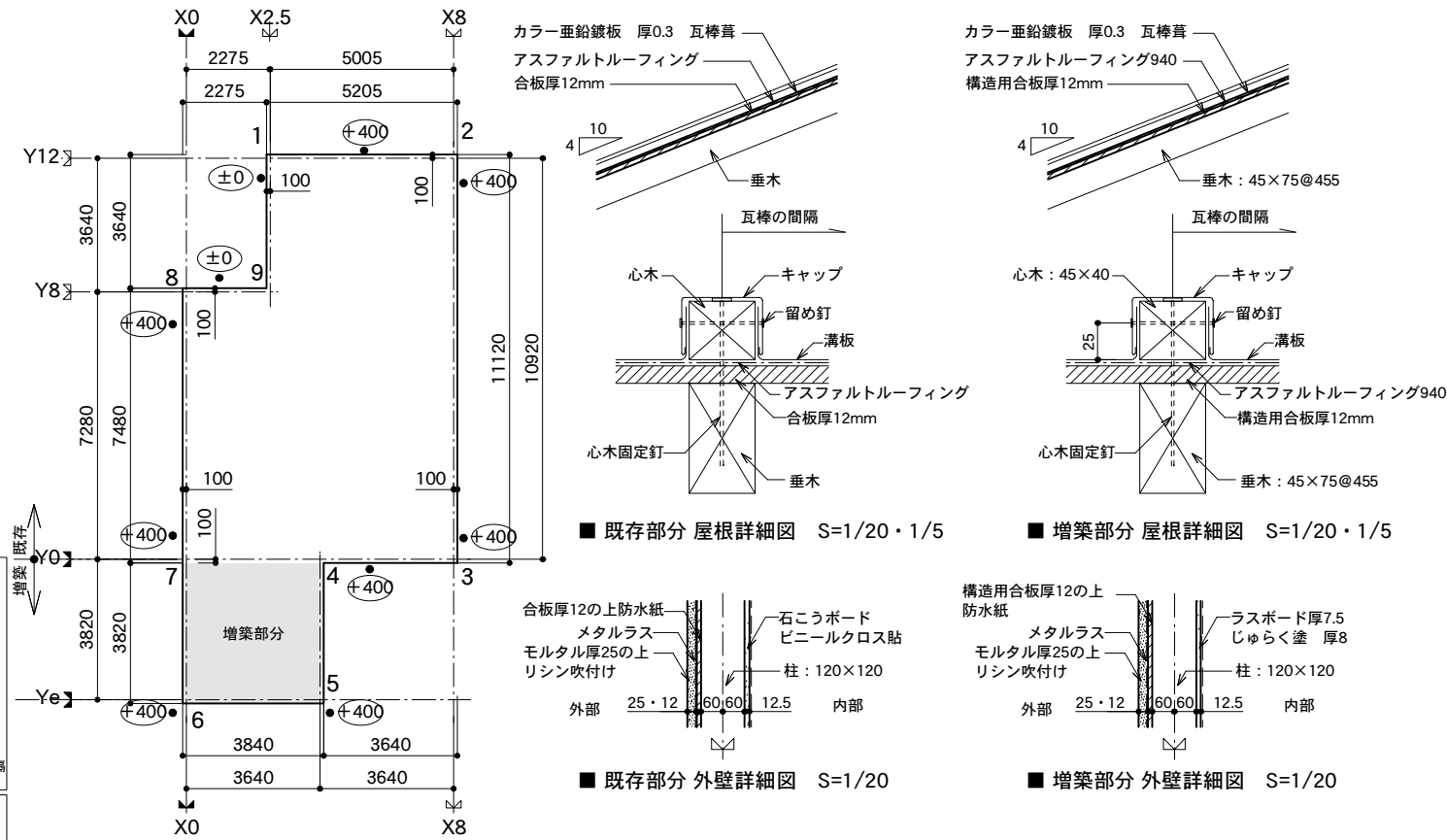
ケースII B (既存部分について新耐震基準に適合)

■ 地盤面算定表 S=1/200



■ 柱・筋かいの部材リスト

- 凡例**
- 住宅用防火機器(煙感知器)
 - 換気扇 (令20条の8による換気設備)
 - 給気口100φFD付
 - ドアのアンダーカット等 (通気措置)
 - 防火 防火設備(サッシ+網入りフロート板ガラス16.8)
 - 給湯器
- 柱・筋かいの部材リスト**
- 柱: 120×120
 - 横架材間の垂直距離: 2800(最長)
 - 柱の小径の判定: 2800×1/30=93.33<120-O.K
 - 有効細長比の判定: 2800÷120=23.33<43.3-O.K
 - 通し柱
 - 筋かい: 片方向筋かい 45×90
 - 面材耐力壁: 構造用合板 特厚 7.5以上 (耐力壁以外の部分に使用する構造用合板のくぎ打ちの間隔は、30cm以上とする)
- スクリーニング併用羽子板金物(平12建告1460号表3(註))
L字型金物(平12建告1460号表3(註))



ケースII B (既存部分について新耐震基準に適合)

■ チェックリスト

適用範囲	仕様規定	内 容	チェック
既存部分	増築部分	令37条 : 構造部材の耐久	構造耐力上主要な部分の防腐若しくは摩損防止の措置
○	○	令38条1項 : 基礎の種類	基礎の種類
○	○	令38条5項 : 基礎の寸法	基礎の寸法
○	○	令38条6項 : 木く	常水面に対する木くの高さ
○	○	令39条1項 : 屋根ふき材等の緊結	屋根ふき材等が脱落しないための措置
○	○	令41条 : 木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の耐力上の欠点
○	○	令49条1項 : 外壁内部等の防腐措置等	軸組が腐りやすい構造である木材の下の防水紙等の使用
○	○	令49条2項 : 同上	柱、筋かい及び土台の地面から1m以内の部分の防腐・防蟻措置等
○	○	令38条2・3項 : 基礎の構造方法	異種構造の併用禁止・平12年建告第1347号の構造方法による基礎
○	○	令39条2項 : 屋根ふき材等の構造	昭46年建告第109号の構造方法による屋根ふき材等の緊結
○	○	令42条 : 土台及び基礎	最下階の柱と土台又は基礎との緊結
○	○	令43条 : 柱の小径	柱の小径、横架材間の垂直距離に対する割合、隅柱の措置、柱の細長比
○	○	令44条 : はり等の横架材	はり等の横架材の中央部附近の下側への耐力上支障のある欠点
○	○	令45条1・2項 : 筋かいの材料	引張り力及び圧縮力を負担する筋かいの材料と寸法
○	○	令45条3項 : 筋かい端部の緊結	筋かい端部の、柱と横架材との仕口に接近した部分での緊結
○	○	令45条4項 : 筋かいの補強	筋かいをたすき掛けるためにやむを得ず欠点みをする場合の補強措置
○	○	令46条1・4項 : 構造耐力上主要な軸組	壁又は筋かいを入れた軸組の釣り合いよい配置、必要壁量の設置
○	○	令46条3項 : 火打材・振れ止め	床組及び小屋ばり組の隅角の火打材の使用、小屋組の振れ止めの措置
○	○	令47条 : 継手又は仕口	平12年建告第1460号の構造方法による継手又は仕口

適用範囲	仕様規定	内 容	チェック
○	○	昭56年時の仕様規定(耐久性等関係規定以外)	令38条1・2項 : 基礎の安全性
○	○	令39条 : 屋根ふき材等の構造	昭46年建告第109号の構造方法による屋根ふき材等の緊結
○	○	令39条の2 : 屋上から突出する水槽等	屋上から突出する水槽等の地震その他の震動及び衝撃に対する安全性
○	○	令42条1項 : 土台及び基礎	最下階の柱と土台又は基礎との緊結
○	○	令42条2項 : 基礎の構造	一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎
○	○	令43条 : 柱の小径	柱の小径、横架材間の垂直距離に対する割合、隅柱の措置、柱の細長比
○	○	令44条 : はり等の横架材	はり等の横架材の中央部附近の下側への耐力上支障のある欠点
○	○	令45条1・2項 : 筋かいの材料	引張り力及び圧縮力を負担する筋かいの材料と寸法
○	○	令45条3項 : 筋かい端部の緊結	筋かい端部の、柱と横架材との仕口に接近した部分での緊結
○	○	令45条4項 : 筋かいの補強	筋かいをたすき掛けるためにやむを得ず欠点みをする場合の補強措置
○	○	令46条1・3項 : 構造耐力上主要な軸組	壁又は筋かいを入れた軸組の釣り合いよい配置、必要壁量の設置
○	○	令46条2項 : 火打材・振れ止め	床組及び小屋ばり組の隅角の火打材の使用、小屋組の振れ止めの措置
○	○	令47条 : 継手又は仕口	継手又は仕口のボルト締、かすがい打、込み栓打等による緊結

■ 継手仕口金物リスト (昭56年時: 令47条)

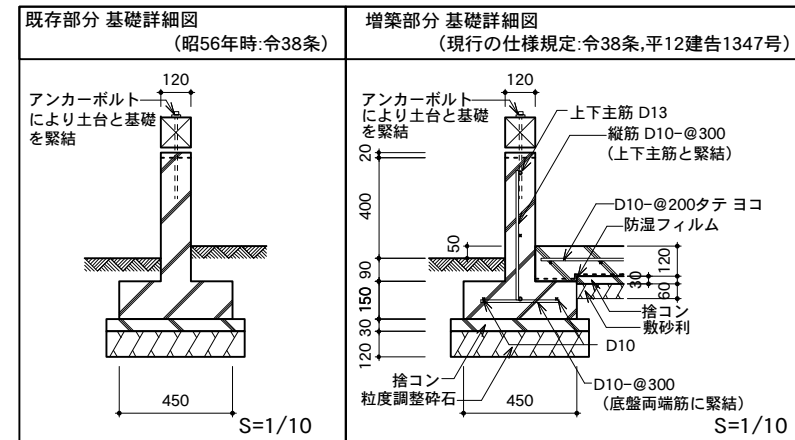
既存部分の柱	使用する金物
	ボルト締め にかすがい打ち 込み栓打ち その他 (V字金物)

■ 継手仕口金物リスト (現行の仕様規定: 令47条)

増築部分の柱	位置	金物の仕様	記号	備考
○	出隅の柱	スクリュー釘併用羽子板金物	ほ	平12建告1460号第二号表3(ほ)の方法による接合
	その他の柱	L字型金物	ろ	平12建告1460号第二号表3(ろ)の方法による接合

軸組の種類と柱の配置に応じ、平12建告第1460号の表より選定

■ 基礎土台詳細図 S=1/10

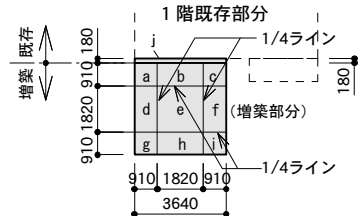


地耐力: 目視等により調査した結果、既存部分の地盤の沈下、基礎の亀裂等が生じていないことから、地耐力30kN/m²以上と判断する

耐力壁の仕様と壁倍率

耐力壁	筋かいの種類	仕様	記号	倍率	備考
○	筋かい	片方向筋かい 45×90	△	2.0	令46条4項表1(4)の軸組
	面材耐力壁	構造用合板特厚 7.5以上	〰	2.5	昭56建告1100号別表第1(1)の軸組

■ 1階増築部分壁量計算用床積図 S=1/300

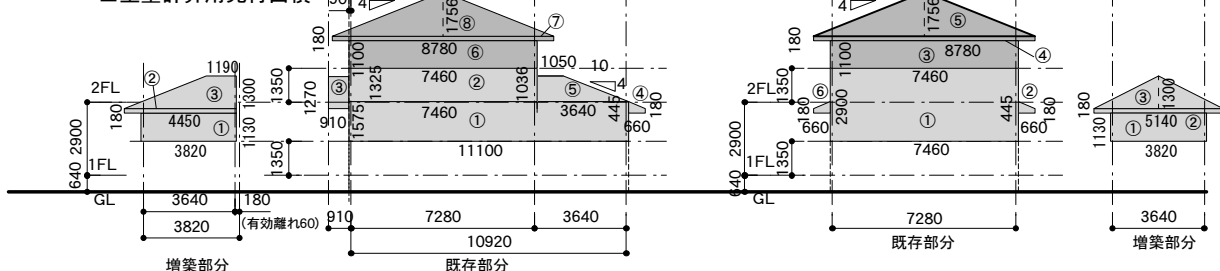


■ 壁量計算用面積表

	縦	横	面積
a	0.910	0.910	0.828
b	0.910	1.820	1.656
c	0.910	0.910	0.828
d	1.820	0.910	1.656
e	1.820	1.820	3.312
f	1.820	0.910	1.656
g	0.910	0.910	0.828
h	0.910	1.820	1.656
i	0.910	0.910	0.828
j	0.180	3.640	0.655

1階壁量計算用床面積	1階床面積	
a+b+c+d+e+f+g+h+i+j		13.90m ²
1階北側1/4側端部	a+b+c	3.31m ²
1階南側1/4側端部	g+h+i	3.31m ²
1階西側1/4側端部	a+d+g	3.31m ²
1階東側1/4側端部	c+f+i	3.31m ²

■ 壁量計算用見付面積



■ X方向用見付面積

既存部分	1階	2階	合計
①	1.575×11.1		17.48
②	1.325×7.46		9.88
③	1.27×0.91		1.15
④	(0.18+0.445) × 0.66/2		0.20
⑤	(3.64+1.05) × 1.036/2		2.42
⑥	1.1×7.46		8.20
⑦	0.18×8.78		1.58
⑧	8.78×1.756/2		7.70
合計			48.61
2階	⑥	1.1×7.46	8.20
	⑦	0.18×8.78	1.58
	⑧	8.78×1.756/2	7.70
合計			17.48

増築部分	1階	合計
①	1.13×3.82	4.32
②	0.18×4.45	0.80
③	(4.45+1.19) × 1.3/2	3.44
合計		8.56

■ Y方向用見付面積

既存部分	1階	2階	合計
①	2.9×7.46		21.63
②	(0.18+0.445) × 0.66/2		0.20
③	1.1×7.46		8.20
④	0.18×8.78		1.58
⑤	8.78×1.756/2		7.70
⑥	(0.18+0.445) × 0.66/2		0.20
合計			39.51
2階	③	1.1×7.46	8.20
	④	0.18×8.78	1.58
	⑤	8.78×1.756/2	7.70
合計			17.48

増築部分	1階	合計
①	1.13×3.82	4.31
②	0.18×5.14	0.92
③	5.14×1.3/2	3.34
合計		8.57

【増築部分】

■ 壁量と壁配置のチェック (現行の仕様規定: 令46条)

①方向・階	②ゾーン	③耐力壁の種類	④壁倍率	⑤壁の実長(cm)	⑥=④×⑤存在壁量(cm)	⑦床面積(m ²)	⑧床面積に乘ずる数値(cm/m ²)	⑨=⑦×⑧建築基準法の地震に関する必要壁量(cm)	⑩=⑥/⑨壁量充足率	⑪壁量充足率によるバランスよい壁配置の判定	⑫壁率比	⑬壁率比によるバランスよい壁配置の判定	⑭見付面積(m ²)	⑮見付面積に乘ずる数値(cm/m ²)	⑯=⑭×⑮建築基準法の地震に関する必要壁量(cm)	⑰必要壁量	⑱=⑯存在壁量	⑲判定(⑱≥⑰なら適)	
X軸方向1階	北側1/4	構造用合板	2.50	182.00	455.00	3.31	11	36.41	12.49	適	(1.00)	(適)	8.56	50	428.00	428.00	910.00	適	
		計			455.00														
		構造用合板	2.50	0.00	0.00	6.63													
	南側1/4	構造用合板	2.50	182.00	455.00	3.31	11	36.41	12.49										
		計			455.00														
		合計			910.00	13.90	29	403.10	2.25										(壁量適)
Y軸方向1階	西側1/4	構造用合板	2.50	182.00	455.00	3.31	11	36.41	12.49	適	(1.00)	(適)	8.57	50	428.50	428.50	910.00	適	
		計			455.00														
		構造用合板	2.50	0.00	0.00	6.63													
	東側1/4	構造用合板	2.50	182.00	455.00	3.31	11	36.41	12.49										
		計			455.00														
		合計			910.00	13.90	29	403.10	2.25										(壁量適)

ケースII B (既存部分について新耐震基準に適合)

参照条文

- 構造耐力関係規定（現行の建築基準法、施行令）
- 耐久性等関係規定
- 既存建築物に対する制限の緩和（構造耐力関連、ほか）
- 既存不適格建築物の増築等に係る確認申請手続きの円滑化について（技術的助言）
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）
- 既存の建築物に対する制限の緩和：容積率関係
- 既存の建築物に対する制限の緩和：防火地域及び特定防災街区整備地区関係
- 既存の建築物に対する制限の緩和：準防火地域関係
- 新耐震基準（昭和56年時の構造耐力関係規定）
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

構造耐力関係規定（現行の建築基準法、施行令）

建築基準法（平成21年9月現在）

（構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前号に定める基準に適合すること。
- 三 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。
- 四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。
 - ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

建築基準法施行令（平成21年9月現在）

（構造方法に関する技術的基準）

第36条 法第20条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第37条まで、第38条第1項、第5項及び第6項、第39条第1項、第41条、第49条、第70条、第72条（第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。）、第74条から第76条まで（これらの規定を第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。）、第79条（第79条の4において準用する場合を含む。）、第79条の3並びに第80条の2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 法第20条第二号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

- 一 第81条第2項第一号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第4節の2まで、第5節（第67条第1項（同項各号に掲げる措置に係る部分を除く。）及び第68条第4項（これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。）を除く。）、第6節（第73条、第77条第二号から第六号まで、第77条の2第2項、第78条（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで2以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。）及び第78条の2第1項第三号（これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。）を除く。）、第6節の2、第80条及び第7節の2（第80条の2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）を除く。）の規定に適合する構造方法
- 二 第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法
- 三 第81条第2項第二号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法

3 法第20条第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

第36条の2 法第20条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 地階を除く階数が4以上である組構造又は補強コンクリートブロック造の建築物
- 二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが20mを超えるもの
- 四 木造、組構造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 地階を除く階数が4以上である建築物
 - ロ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

（構造設計の原則）

第36条の3 建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

（構造部材の耐久）

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13m又は延べ面積3000㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき100kNを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものとならなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等の緊結)

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(適用の範囲)

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組構造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

(木材)

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

(土台及び基礎)

第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建ての建築物で足固めを使用した場合（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内においては、当該柱を基礎に緊結した場合に限る。）においては、この限りでない。

2 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、前項ただし書の規定によつて指定した区域外における平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内のものについては、この限りでない。

(柱の小径)

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

建築物 \ 柱		張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が10㎡以内のものを除く。）若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱		左欄以外の柱	
		最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	1/22	1/20	1/25	1/22
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	1/30	1/25	1/33	1/30
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	1/25	1/22	1/30	1/28

2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cmを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3 法第41条の規定によつて、条例で、法第21条第1項及び第2項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。

4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の1/3以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。

5 階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）は、150以下としなければならない。

(はり等の横架材)

第44条 はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

(筋かい)

- 第45条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。
- 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材を使用したものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。
- 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすぎ掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行なったときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。
 - 一 次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。）に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。
 - ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。
 - 二 方づえ（その接着する柱が添木等によつて補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの
- 3 床組及び小屋ばり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定によつて各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表2に掲げる数値（特定行政庁が第88条第2項の規定によつて指定した区域内における場合においては、表2に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表3に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、国土交通大臣が定める基準に従つて設置しなければならない。

表1

	軸組の種類	倍率
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1
	厚さが1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	
(3)	厚さが3cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ4.5cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2)から(4)までに掲げる筋かいをたすぎ掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞれの数値の2倍
(7)	(5)に掲げる筋かいをたすぎ掛けに入れた軸組	5
(8)	その他(1)から(7)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	0.5から5までの範囲内において国土交通大臣が定める数値
(9)	(1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6)までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1)又は(2)のそれぞれの数値と(2)から(6)までのそれぞれの数値との和

表2

建築物	階の床面積に乗ずる数値（単位 cm/㎡）					
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
第43条第1項の表の(1)又は(3)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第43条第1項の表の(2)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

表3

	区域	見付面積に乗ずる数値（単位 cm/㎡）
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1)で掲げる区域以外の区域	50

(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)

第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によつて補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

(外壁内部等の防腐蚀措置等)

第49条 木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の地下には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐蚀措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

耐久性等関係規定 (令36条第1項で規定される以下の条)

令36条 (構造方法に関する技術的基準)

令36条の2 (地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

令36条の3 (構造設計の原則)

令37条 (構造部材の耐久)

令38条 (基礎) 第1項・第5項・第6項

令39条 (屋根ふき材等の緊結) 第1項

令41条 (木材)

令49条 (外壁内部等の防腐蚀措置等)

(条文は前述を参照)

既存の建築物に対する制限の緩和：構造耐力関連 (法86条の7、令137条の2、平17国交告566号)

建築基準法

第6章 雑則

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第86条の7 第3条第2項(第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第87条において同じ。)の規定により第20条、第26条、第27条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第30条、第34条第2項、第47条、第48条第1項から第13項まで、第51条、第52条第1項、第2項若しくは第7項、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第57条の4第1項、第57条の5第1項、第58条、第59条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第60条の2第1項若しくは第2項、第61条、第62条第1項、第67条の2第1項若しくは第5項から第7項まで又は第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 第3条第2項の規定により第20条又は第35条(同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第87条第4項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物であつて、第20条又は第35条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 第3条第2項の規定により第28条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第29条から第32条まで、第34条第1項、第35条の3又は第36条(防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

建築基準法施行令

第8章 既存の建築物に対する制限の緩和等

(構造耐力関係)

第137条の2 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物(同条第一号に掲げる建築物及び法第86条の7第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない部分を除く。第137条の1第1項において同じ。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法
 - ロ 第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く。)の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法(法第20条第四号に掲げる建築物である場合に限る。)
- 二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/20(50㎡を超える場合にあっては、50㎡)を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 増築又は改築に係る部分が第3章の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
 - ロ 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

平成 17 年 6 月 1 日 国土交通省告示第 566 号 (平成 17 年 6 月 1 日施行 / 最終改正 平成 21 年 9 月 1 日施行)

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 137 条の 2 第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第 1 に、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第 2 に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

第 1 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁(以下「屋根ふき材等」という。)の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。
 - イ 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令(以下「令」という。)第 3 章(第 8 節を除く。)の規定及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
 - ロ 地震に対して、建築物全体(令第 137 条の 14 第一号に規定する部分(以下この号において「独立部分」という。)であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。)が法第 20 条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算(それぞれ地震に係る部分に限る。)によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第 42 条、第 43 条並びに第 46 条第一項から第三項まで及び第四項(表 3 に係る部分を除く。)の規定(平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法(以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。)を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定)に適合することを確認することによって地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。
 - ハ ロの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成 18 年国土交通省告示第 185 号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。
- 二 地震時を除き、令第 82 条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによる構造計算によって建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げる建築物のうち木造のものであって、令第 46 条第四項(表 2 に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第一から第十までの規定)に適合するものについては、この限りでない
- 三 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。
 - イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第 129 条の 2 の 4 第三号の規定に適合すること。
 - ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第二号及び第三号の規定に適合すること。
 - ハ 建築物に設ける昇降機は、令第 129 条の 4 及び令第 129 条の 5 (令第 129 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。)、令第 129 条の 6 第一号並びに令第 129 条の 8 第 1 項の規定に適合すること。
- 三 屋根ふき材等については、昭和 46 年建設省告示第 109 号に定める基準に適合すること。

第 2 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。
- 二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。)が、既存の基礎がべた基礎である場合にあっては 1㎡につき 20kN 以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあっては 1㎡につき 30kN 以上であること。
- 三 建築物の基礎の補強の方法は、次のイからニまでのいずれにも適合するものとする。
 - イ 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。
 - (1) 打設する鉄筋コンクリート(以下この号において「打設部分」という。)の立上り部分の高さは、地上部分で 30cm 以上とすること。
 - (2) 打設部分の立上り部分の厚さは、12cm 以上とすること。
 - (3) 打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあっては 12cm 以上とし、布基礎の補強の場合にあっては 15cm 以上とすること。
 - ロ 打設部分は、立上り部分の主筋として径 12mm 以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ 1 本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。
 - ハ 打設部分は、立上り部分の補強筋として径 9mm 以上の鉄筋を 30cm 以下の間隔で縦に配置したものとすること。
 - ニ 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ 60cm 以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ 6cm 以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること。
- 四 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとする。

2 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第 72 条から令第 76 条までの規定を準用する。

既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について（技術的助言）

国住指第2153号
平成21年9月1日

各都道府県建築主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について（技術的助言）

建築確認の申請手続きの円滑化については、これまで、関係者との密接な連携の下できめ細かな取組みの継続をお願いしているところであるが、既存不適格建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により、建築基準法令の規定の適用を受けない建築物をいう。以下同じ。）における増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合の建築確認の申請についても、下記事項に留意の上、円滑な審査に努められたい。

本技術的助言の内容については、建築主、建築士等に対しても、十分な情報提供をお願いする。

また、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 既存不適格調書について

既存建築物の増築等について法第86条の7の適用を受ける場合にあっては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3第1項において、建築確認に係る申請書の添付図書として同項表二第（63）項に規定する既存不適格調書を提出することとされている。

同項においては「既存建築物の基準時及びその状況に関する事項」を明示すべきこととされているが、具体的には、以下の（1）から（4）までに掲げる図書及び書類（以下「図書等」という。）において必要な事項が示されていることを確認できれば、申請に係る建築物を既存不適格建築物として取り扱って差し支えない。

（1）現況の調査書

現況の建築物の状態等が分かる図書等に、以下の①から⑤までに掲げる事項が示されていること。

① 建築主の記名及び押印

② 当該調査書を作成した者の記名及び押印

③ 既存不適格となっている規定及びその建築物の部分（既存不適格となっている建築物の部分は具体的に明記すること。）

④ 既存不適格となっている建築物の部分ごとの基準時

⑤ 当該申請に係る増築等以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事（以下「既往工事」という。）の履歴

（2）既存建築物の平面図及び配置図

既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示されていること。

（3）新築又は増築等の時期を示す書類

原則として、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明（完了検査を行った機関が交付したもの。）により、新築又は増築等を行った時点を明らかにすること。

これらの書類がない場合にあっては、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあっては「確認通知書」）、建築確認台帳に係る記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの。）、登記事項証明書のほか、建築確認後の工事の実施を特定できるその他書類により、建築主事又は指定確認検査機関が新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認められることができる。ただし、（1）及び（2）に掲げる書類により、新築又は増築等の時期における建築基準関係規定への適合を確かめること。

なお、建築主事又は指定確認検査機関が、法第12条第7項に規定する台帳又は法第77条の29に規定する帳簿によって、当該建築物について新築又は増築等に係る確認済証又は検査済証が交付されたことが確かめられる場合にあっては、本書類の添付を省略することとして差し支えない。

（4）基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等

審査においては、当該建築物の用途・規模等に応じ、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な図書等の提出を求めることができる。

2. 既存不適格調書以外に必要な図書等について

既存建築物の増築等について法第86条の7の規定の適用を受ける場合にあっては、同条に規定する一定の範囲内で増築等が行われていること等を確かめる必要があるため、既存不適格調書以外にも、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の2から令第137条の15までの規定のうち、該当する規定の内容に適合することの確認に必要な図書等において、当該規定に適合することを確認する必要がある。

特に、令第137条の2第1号イの規定の適用を受ける場合にあっては、増築又は改築に係る部分の令第3章（第8節を除く。）の規定等への適合及び既存部分の耐久性等関係規定への適合を確認できる図書等に加えて、以下の（1）から（4）までに掲げる必要な図書等により、令第137条の2第1号イの規定に適合することを確認する必要がある。

また、これらの図書等の作成は原則として建築士によるものであると考えられるが、特に、建築士以外の者によるものについては、当該図書等と建築物の現況の整合を現地確認するなど、確実な審査を行わなければならない。

（1）構造計算書（法第20条第2号イ後段及び第3号イ後段に規定する構造計算に係るもの）

（2）釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準に適合することを示す図書等（令第42条、第43条、第46条等関係（法第20条第4号に掲げる建築物のうち木造のものの場合））

（3）既存部分の耐震診断書（構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合するものであることを確認することにより耐震診断を行う場合には、写真等により、構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を確認すること。）

（4）平成17年国土交通省告示第566号第1の規定に適合することを確認するために必要な図書等

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）

国住指第2072号
平成21年9月1日

各都道府県知事殿

国土交通省住宅局長

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）

平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第一本文ただし書の規定に基づき、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法について、別添のとおり認定したので、通知する。この方法の運用にあたっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

また、貴職におかれては、関係市町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知方願います。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認することについて

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「新耐震基準」という。）に適合するものであることを確認することは、建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第1号又は第2号に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法である。なお、新耐震基準のうち構造部材の耐久等に係る規定に適合するものであることの確認にあたっては、現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を直接確認した上で行うこと。

（別添）

認定書

平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第一本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力があるものと認める。この場合において、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法は、対応する告示の規定の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力があるものとする。

平成21年9月1日

国土交通大臣金子一義

表

耐震診断の方法	対応する告示の規定
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認すること。	指針第1第一号及び第二号

既存の建築物に対する制限の緩和：容積率関係（令 137 条の 8）

（容積率関係）

第 137 条の 8 法第 3 条第 2 項の規定により法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項又は法第 60 条第 1 項（建築物の高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に第 2 条第 1 項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（以下この条において「自動車車庫等」という。）の用途に供するものであること。
- 二 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること。
- 三 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の $1/5$ （改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の $1/5$ を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計）を超えないものであること。

既存の建築物に対する制限の緩和：防火地域及び特例防災街区整備地区関係（令 137 条の 10）

（防火地域及び特例防災街区整備地区関係）

第 137 条の 10 法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条又は法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50m²を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500m²を超えないこと。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

既存の建築物に対する制限の緩和：準防火地域関係（令 137 条の 11）

（準防火地域関係）

第 137 条の 11 法第 3 条第 2 項の規定により法第 62 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50m²を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下であること。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

新耐震基準（昭和56年時の構造耐力関係規定）

建築基準法（昭和56年時のもの）

（構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。
2 第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物に関する設計図書の作成にあたっては、構造計算によって、その構造が安全である事を確かめなければならない。

建築基準法施行令（昭和56年時のもの）

（構造設計の原則）

第36条 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、つりあいよく配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の障害となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

（構造部材の耐久）

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

（基礎）

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3 高さ1.3m又は延べ面積300.0㎡をこえる建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき10tをこえるものの基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合には、当該基礎ぐいの先端）は、良好な地盤に達していなければならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものではない。

5 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

（屋根ふき材等の緊結）

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び野外に面する帳壁は、建設大臣の定める基準に従って安全上支障のないようにしなければならない。（関連 = 昭和46年建設省告示第109号）

（屋上から突出する水槽等）

第39条の2 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、建設大臣の定める基準に従って地震その他も震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

（適用の範囲）

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組構造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

（木材）

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

（土台及び基礎）

第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建の建築物で足固めを使用した場合（特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内においては、当該柱を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結した場合に限る。）においては、この限りでない。

2 土台は、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎（前項の区域内においては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎）に緊結しなければならない。ただし、当該区域外における平家建の建築物で延べ面積が50㎡以上のものについては、この限りでない。

（柱の小径）

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）を考慮した構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

建築物		柱		左欄以外の柱	
		張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が10㎡以内のものを除く。）若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱		最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これらに類する壁の重量が特に大きい建築物	1/22	1/20	1/25	1/22
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、石綿スレート、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	1/30	1/25	1/33	1/30
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	1/25	1/22	1/30	1/28

- 2 地階を除く階数が2をこえる建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cmを下ってはならない。
- 3 法第41条の規定によって、条例で、法第21条第1項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は同項の規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。
- 4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の1/3以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。
- 5 階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。
- 6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細身比は、150以下としなければならない。

(はり等の横架材)

第44条 はり、けた、その他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

(筋かい)

第45条 引っぱり力を負担する筋かいは、厚さ1.5cmで幅9cmの木材若しくは径9mmの鉄筋を使用したもの又はこれらと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。

- 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cmで幅9cmの木材を使用したもの又はこれと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その端部を柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。
- 4 筋かいには、欠け込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組をつりあいよく配置しなければならない。ただし、方づえ（その接する柱が添木等によって補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があって構造耐力上支障がない場合においては、この限りでない。

2 床組及び小屋はり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定によって各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組は、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類・欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、表二に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向またはけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表1

	軸組の種類	倍率
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1
	厚さが1.5cm以上で幅9cmの木材若しくは径9mmの鉄筋又はこれらと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	
(3)	厚さ3cmで幅9cmの木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ4.5cmで幅9cmの木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm角の木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2)から(4)までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞれの数値の2倍
(7)	(5)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5
(8)	その他建設大臣が(1)から(7)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものと認めて定める軸組を受けたもの(→次頁参照)	0.5から5までの範囲内において建設大臣が定める数値
(9)	(1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6)までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1)又は(2)のそれぞれの数値と(2)から(6)までのそれぞれの数値との和

表2

建築物	階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m ²)					
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
第43条第1項の表の(1)又は(3)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第43条第1項の表の(2)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。						

表3

	区域	見付面積に乗ずる数値(単位 cm/m ²)
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1)で掲げる区域以外の区域	50

(構造耐力上主要な部分である継ぎ手又は仕口)

第47条 構造耐力上主要な部分である継ぎ手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他これらに類する構造方法によりその部分存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

(外壁内部等の防腐処置等)

第49条 木造の外壁のうち、鉄鋼モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

関連告示（昭和56年時のもの）

建築基準法施行令第46条第3項表一（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第3項表一（8）項の規定に基づき、同表（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第46条第3項表一（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

- 一、別表（い）欄に掲げる材料を、（ろ）欄に掲げる方法によって柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、けた若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。）
- 二、厚さ1.5cm以上で幅4.5cm以上の木材を31cm以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（日本工業規格（以下「JIS」という。）A5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、別表（い）欄に掲げる材料をくぎ（JIS A5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるN32又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が15cm以下のものに限る。）を設けた軸組
- 三、前二号に掲げる壁のうち二を併用した軸組
- 四、第一号又は二号に掲げる壁と令第46条第3項表一（1）項に掲げる壁又は同表（2）項から（6）項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 五、第一号又は二号に掲げる壁、令第46条第3項表一（1）項に掲げる壁及び同表（2）項から（6）項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 六、第一号及び第二号に掲げる壁のうち二と令第46条第3項表一（2）項から（6）項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 七、前各号に掲げるもののほか、建設大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組

第2 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

- 一、第1第一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表（は）欄に掲げる数値
- 二、第1第二号に定める軸組にあつては、0.5
- 三、第1第三号に定める軸組にあつては、併用する壁のそれぞれを設けた軸組の前二号に掲げるそれぞれの数値の和
- 四、第1第四号から第六号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号若しくは第二号又は令第46条第3項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が五を超える場合は5）
- 五、第1条第七号に定める軸組にあつては、当該軸組にあつては、当該軸組について建設大臣が定めた数値

別表

	(い) 材 料	(ろ) くぎ打の方法		(は) 倍 率															
		くぎの種類	くぎの間隔																
					(1)	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和51年農林省告示第894号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下この表において「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが5mm（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、7.5mm）以上のものに限る。）	N50	15cm以下	2.5										
(2)	パーティクルボード（JISA5908-1979（パーティクルボード）に定める200タイプ又は150タイプで厚さが12mm以上のものに限る。）																		
(3)	ハードボード（JISA5907-1977（硬質繊維板）に定める450又は350で厚さが5mm以上のものに限る。）																		
(4)	硬質木片セメント板（JISA5417-1979（木片セメント板）に定める0.9Cで厚さが12mm以上のものに限る。）																		
(5)	フレキシブル板（JISA5403-1980（石綿スレート）に定めるフレキシブル板で厚さが6mm以上のものに限る。）	GN40	2																
(6)	石綿セメントパーライト板（JISA5413-1979（石綿セメントパーライト板）に定める0.8-P又は0.8-PAで厚さが12mm以上のものに限る。）																		
(7)	石綿けい酸カルシウム板（JISA5418-1979（石綿けい酸カルシウム板）に定める1.0-CKで厚さが8mm以上のものに限る。）																		
(8)	炭酸マグネシウム板（JISA6701-1979（炭酸マグネシウム板）に定める0.8で厚さが12mm以上のものに限る。）																		
(9)	パルプセメント板（JISA5414-1978（パルプセメント板）に適合するもので厚さが8mm以上のものに限る。）	SN40	1枚の壁材につき外周部は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1															
(10)	せっこうボード（JISA6901-1979（せっこうボード）に適合するもので厚さが12mm以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）																		
(11)	シージングボード（JISA5905-1979（軟質繊維板）に定めるシージングインシュレーションボードで厚さが12mm以上のものに限る。）	N38	15cm以下																
(12)	ラスシート（JISA5524-1977（ラスシート）に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが0.4mm以上、メタルラスの厚さが0.6mm以上のものに限る。）																		
<p>一 この表において、N38及びN50は、それぞれJISA5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるN38及びN50又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>二 この表において、GN40及びSN40は、それぞれ次の表に掲げるもの又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>くぎの種類</th> <th>長 さ</th> <th>外 径</th> <th>頭 径</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GN40</td> <td>38mm</td> <td>2.3mm</td> <td></td> <td>JISH8610-1977（電気亜鉛メッキ）に定める電気亜鉛メッキを施したもの</td> </tr> <tr> <td>SN40</td> <td>38mm</td> <td>3.0mm</td> <td>11mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三 表中（い）欄に掲げる材料を地面から1m以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p>					くぎの種類	長 さ	外 径	頭 径	備 考	GN40	38mm	2.3mm		JISH8610-1977（電気亜鉛メッキ）に定める電気亜鉛メッキを施したもの	SN40	38mm	3.0mm	11mm	
くぎの種類	長 さ	外 径	頭 径	備 考															
GN40	38mm	2.3mm		JISH8610-1977（電気亜鉛メッキ）に定める電気亜鉛メッキを施したもの															
SN40	38mm	3.0mm	11mm																

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平 18 国交告 184 号）

(別添)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項【木造部分を抜粋】

第1 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 1 条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）、屋根ふき材等（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備（建築基準法第 2 条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ行うものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあつては第一号、第三号及び第四号に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分（第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあつては第二号から第四号までにそれぞれ適合する場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

- 一、木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイから八までに定めるところによりそれぞれ求め、別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

- イ、建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、 I_w 、 P_d 及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- I_w 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標
- P_d 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位 kN）
- Q_r 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位 kN）

- ロ、イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第 82 条の 4 に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e)E$$

この式において、 P_d 、 P_w 、 P_e 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- P_d イに定める P_d の数値（単位 kN）
- P_w 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位 kN）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第 46 条第 4 項表 1 の軸組の種類欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に 1.96 を乗じた数値（別表第 2 の軸組の種類欄に掲げる軸組にあつては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位 m）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が 1 の建築物にあつては別表第 3-1、地階を除く階数が 2 の建築物の 1 階並びに地階を除く階数が 3 の建築物の 1 階及び 2 階にあつては別表第 3-2 の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。
- P_e 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Q_r の数値に 0.25 を乗じた数値とする（単位 kN）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。
- E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第 4 の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

- 八、イに定める建築物の各階の Q_r は、次の式によって得られる数値（1階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で2階又は3階が木造である建築物の木造部分の階の Q_r については、同式によって得られる数値を1.2倍した数値）とする。ただし、令第88条第1項及び第2項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

この式において、 Q_r 、 A_f 、 C_r 、 W_s 、 Z 、 C_d 及び C_g は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_r イに定める Q_r の数値（単位 kN）

C_r 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第5の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位 kN/m²）

W_s 令第86条第2項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあっては、同条第3項に規定する垂直積雪量（単位 m）に0.26を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位 kN/m²）

A_f 当該階の床面積（単位 m²）

Z 令第88条第1項に規定する Z の数値

C_d 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが4m未満の建築物であって、地階を除く階数が2の建築物の1階又は地階を除く階数が3の建築物の1階若しくは2階の場合には1.13、その他の場合には1

C_g 令第88条第2項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては1.5、それ以外の建築物にあっては1

地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平18国交告185号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第一号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2090号は、廃止する。

<建築確認申請手続きの運用改善に伴う
建築基準法・国土交通省告示 新旧対照表>

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 建築基準法施行規則 第3条の2 | 改正新旧対照表 |
| 2. 建築基準法施行規則 第1条の3 | 改正新旧対照表 |
| 3. 平成19年国土交通省告示835号 | 改正新旧対照表 |

○ 建築基準法施行規則第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更

新	旧
<p>第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。</u></p> <p>一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。))及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2メートル(条例で規定する場合にあつてはその長さ)以上である場合に限る。)</p> <p>二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)</p> <p>三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更</p> <p>五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。)</p> <p>イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの</p> <p>ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの</p> <p>七 用途の変更(令第137条の17で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)</p> <p>八 構造耐力上主要な部分であつて、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)</p> <p>九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。))又は位置の変更(間仕切壁にあつて</p>	<p>第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。</u></p> <p>一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。))及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2メートル(条例で規定する場合にあつてはその長さ)以上である場合に限る。)</p> <p>二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)</p> <p>三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更</p> <p>五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。)</p> <p>イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの</p> <p>ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの</p> <p>七 用途の変更(令第137条の17で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)</p> <p>八 構造耐力上主要な部分であつて、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)</p> <p>九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。))又は位置の変更(間仕切壁にあつて</p>

新		旧	
は主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。)		は主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。)	
十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号及び前号に係る部分の変更を除く。）		十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号及び前号に係る部分の変更を除く。）	
不燃材料	不燃材料	不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料	準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料	難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造	準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造	防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造
令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造
令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造
令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造
令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造	令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造
法第23条の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造	法第23条の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造
法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造
法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備	特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備
法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備	法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備
法第64条の技術的基準に適合する構造	特定防火設備 令第114条第5項	法第64条の技術的基準に適合する構造	特定防火設備 令第114条第5項

新		旧	
適合する防火設備	において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備	適合する防火設備	において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備
令第20条の5第1項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	令第20条の5第1項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）以外の建築材料	令第20条の5第1項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	令第20条の5第1項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）以外の建築材料
令第20条の5第1項第四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	令第20条の5第1項第四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
十二 井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）		十二 井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）	
十三 開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）		十三 開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）	
イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気有効面積が減少するもの		イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気有効面積が減少するもの	
ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの		ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの	
ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの		ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの	
(1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの		(1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの	
(2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの		(2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの	
ニ 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの		ニ 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの	
十四 天井の高さの変更		十四 天井の高さの変更	
十五 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）		十五 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）	
2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、 変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。		2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、 安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が	

新	旧
<p>一 第1条の3第4項の表一の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更</p> <p>二 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）</p> <p>3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。</u></p> <p>一 第3条第1項の表一の配置図における当該工作物の位置の変更</p> <p>二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）</p> <p>三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）</p> <p>四 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更</p> <p>五 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）</p> <p>4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。</u></p> <p>一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更</p> <p>二 高さが減少する場合における当該高さの変更</p>	<p><u>高くならないものとする。</u></p> <p>一 第1条の3第4項の表一の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更</p> <p>二 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）</p> <p>3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。</u></p> <p>一 第3条第1項の表一の配置図における当該工作物の位置の変更</p> <p>二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）</p> <p>三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）</p> <p>四 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合には、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更</p> <p>五 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）</p> <p>4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。</u></p> <p>一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更</p> <p>二 高さが減少する場合における当該高さの変更</p>

○ 建築基準法施行規則 第1条の3 確認申請書の様式

新	旧
<p>第1条の3 確認申請書の様式 (確認申請書の様式)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表二の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本1通及び副本1通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本2通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるもの)に限る。)</p> <p>イ 次の表一の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの)においては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの)においては表二の(1)項の(ろ)欄並びに次の表五の(1)項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)</p> <p>(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の(ろ)欄及び次の表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ)欄及び表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算の計算書を除く。)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ</p>	<p>第1条の3 確認申請書の様式 (確認申請書の様式)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表二の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本1通及び副本1通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本2通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるもの)に限る。)</p> <p>イ 次の表一の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの)においては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの)においては表二の(1)項の(ろ)欄並びに次の表五の(1)項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)</p> <p>(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の(ろ)欄及び次の表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ)欄及び表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算の計算書を除く。)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ</p>

新	旧																																																																								
<p>る物をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したのもをもつて代えることができる。</p> <p>(i) 次の表三の各項の(イ)欄上段(2)項にあつては(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書</p> <p>(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの</p> <p>(3) 次の表四の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)</p> <p>二 別記第三号様式による建築計画概要書</p> <p>三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)</p> <p>四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し</p> <p>五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第五号及び第3条第3項第五号において同じ。)にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書(第4項第五号及び第3条第3項第五号において「証明書」という。)の写し。ただし、法第20条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。</p> <p>六 申請に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し</p>	<p>る物をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したのもをもつて代えることができる。</p> <p>(i) 次の表三の各項の(イ)欄上段(2)項にあつては(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書</p> <p>(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの</p> <p>(3) 次の表四の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)</p> <p>二 別記第三号様式による建築計画概要書</p> <p>三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)</p> <p>四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し</p> <p>五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第五号及び第3条第3項第五号において同じ。)にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書(第4項第五号及び第3条第3項第五号において「証明書」という。)の写し。ただし、法第20条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。</p> <p>六 申請に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し</p>																																																																								
<p>2</p> <table border="1" data-bbox="240 1429 791 2049"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">(イ)</th> <th colspan="2">(ロ)</th> </tr> <tr> <th>図書の書類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(9)</td> <td rowspan="2">法第27条の規定が適用される建築物</td> <td rowspan="2">各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> </tr> <tr> <td>耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">耐火構造等の構造詳細図</td> <td>外壁、そで壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物</td> <td>配置図</td> <td>敷地内における通路の位置及び幅員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"></td> <td>耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難上有効なバルコニーの位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2面以上の立面</td> <td>令第115条の2の2第1項第三号</td> </tr> </tbody> </table>		(イ)	(ロ)		図書の書類	明示すべき事項	(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置			耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ			主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員		各階平面図	開口部及び防火設備の位置				耐力壁及び非耐力壁の位置			避難上有効なバルコニーの位置			2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号	<p>2</p> <table border="1" data-bbox="836 1429 1390 2049"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">(イ)</th> <th colspan="2">(ロ)</th> </tr> <tr> <th>図書の書類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(9)</td> <td rowspan="2">法第27条の規定が適用される建築物</td> <td rowspan="2">各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> </tr> <tr> <td>耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">耐火構造等の構造詳細図</td> <td>外壁、そで壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物</td> <td>配置図</td> <td>敷地内における通路の位置及び幅員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"></td> <td>耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難上有効なバルコニーの位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2面以上の立面</td> <td>令第115条の2の2第1項第三号</td> </tr> </tbody> </table>		(イ)	(ロ)		図書の書類	明示すべき事項	(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置			耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ			主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員		各階平面図	開口部及び防火設備の位置				耐力壁及び非耐力壁の位置			避難上有効なバルコニーの位置			2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号
			(イ)	(ロ)																																																																					
	図書の書類	明示すべき事項																																																																							
(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置																																																																						
			耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																						
		耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ																																																																						
			主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法																																																																						
	法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員																																																																						
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置																																																																						
			耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																						
			避難上有効なバルコニーの位置																																																																						
		2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号																																																																						
	(イ)	(ロ)																																																																							
		図書の書類	明示すべき事項																																																																						
(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置																																																																						
			耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																						
		耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ																																																																						
			主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法																																																																						
	法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員																																																																						
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置																																																																						
			耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																						
			避難上有効なバルコニーの位置																																																																						
		2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号																																																																						

新				旧					
			図	に規定する窓その他の開口部の構造			図	に規定する窓その他の開口部の構造	
			耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第一号に規定する部分、令第115条の2の2第1項第四号ハに規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法			耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第一号に規定する部分、令第115条の2の2第1項第四号ハに規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		法第27条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置			法第27条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置					耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ					外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
				削除					防火区画の位置及び面積
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
3				3					
	(い)		(ろ)				(い)	(ろ)	
			構造計算書の種類	明示すべき事項				構造計算書の種類	明示すべき事項
(1)	令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	削除	削除			(1)	令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項
			構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項					構造計算チェックリスト プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
(2)	令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物		削除	削除			(2)	令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項
			構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項					構造計算チェックリスト プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
(3)	令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	削除	削除			(3)	令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項
			構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項					構造計算チェックリスト プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項

新				旧														
(4)	令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	削除	削除	(4)	令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項									
			構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項				構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項									
<p>4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする</p> <p>七 申請に係る建築物が建築士法第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し</p>					<p>4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする</p> <p>七 申請に係る建築物が建築士法第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し</p>													
(1)	法第28条第2項から第4項までの規定が適用される換気設備	(イ)	(ロ)	図書の書類	明示すべき事項	(1)	(イ)	(ロ)	図書の書類	明示すべき事項								
				各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積				居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	給気機又は給気口の位置	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	火を使用する室に関する換気経路	中央管理室の位置				
					2面以上の断面図										給気機又は給気口の位置	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		
															換気設備の仕様書		換気設備の有効換気量	中央管理方式の空気調和設備の有効換気量
					換気設備の構造詳細図										火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別		
															給気口及び排気口の有効開口面積等を算出した際の計算書		給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積及びその算出方法	給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積及びその算出方法
																	排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積及びその算出方法	
				煙突の有効断面積及びその算出方法					煙突の有効断面積及びその算出方法									
				給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ	給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ													

新				旧			
(2)	法第28条の2第三号の規定が適用される換気設備	各階平面図	中央管理室の位置 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法	(2)	法第28条の2第三号の規定が適用される換気設備	各階平面図	中央管理室の位置 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法
		換気設備の構造詳細図	令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法 令第20条の8第1項第一号イ(3)、ロ(3)及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法			換気設備の構造詳細図	令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法 令第20条の8第1項第一号イ(3)、ロ(3)及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法
		給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法			給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法
(3)	法第31条第1項の規定が適用される便所	配置図	排水ます及び公共下水道の位置	(3)	法第31条第1項の規定が適用される便所	配置図	排水ます及び公共下水道の位置
(4)	法第31条第2項の規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽(以下この項において「浄化槽」という。)	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	(4)	法第31条第2項の規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽(以下この項において「浄化槽」という。)	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
		浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能 浄化槽の処理対象人員及びその算出方法 浄化槽の処理方式 浄化槽の各槽の有効容量			浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能 浄化槽の処理対象人員及びその算出方法 浄化槽の処理方式 浄化槽の各槽の有効容量
		浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造			浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造
(5)	法第32条の規定が適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置 非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置	(5)	法第32条の規定が適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置 非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置
		電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 <u>削除</u> ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造			電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 <u>予備電源の容量及びその算出方法</u> ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造
		<u>予備電源の容量を算出した際の計算書</u>	<u>予備電源の容量及びその算出方法</u>				

新				旧					
(6)	法第33条の規定が適用される避雷設備	付近見取図	建築物の周囲の状況	(6)	法第33条の規定が適用される避雷設備	付近見取図	建築物の周囲の状況		
		2面以上の立面図	建築物の高さが20メートルを超える部分			2面以上の立面図	建築物の高さが20メートルを超える部分		
			雷撃から保護される範囲				雷撃から保護される範囲		
			受雷部システムの配置				受雷部システムの配置		
小屋伏図	受雷部システムの配置	小屋伏図	受雷部システムの配置						
避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	日本工業規格A4201-1992又は日本工業規格A4201-2003の別	日本工業規格A4201-1992又は日本工業規格A4201-2003の別	避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	日本工業規格A4201-1992又は日本工業規格A4201-2003の別	日本工業規格A4201-1992又は日本工業規格A4201-2003の別		
		受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造				受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造			
		接地極の位置及び構造				接地極の位置及び構造			
		避雷設備の使用材料表				腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分		避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分
(7)	法第34条第1項の規定が適用される昇降機	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	(7)	法第34条第1項の規定が適用される昇降機	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置		
		昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造			昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造		
(8)	法第34条第2項の規定が適用される非常用の昇降機	各階平面図	非常用の昇降機の位置	(8)	法第34条第2項の規定が適用される非常用の昇降機	各階平面図	非常用の昇降機の位置		
(9)	法第35条の規定が適用される建築設備	令第5章第2節の規定が適用される排煙設備	排煙設備の構造詳細図	令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法	(9)	法第35条の規定が適用される建築設備	令第5章第2節の規定が適用される排煙設備	排煙設備の構造詳細図	令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法
			令第5章第3節の規定が適用される排煙設備	各階平面図				排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	各階平面図
		令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置					令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置		
		防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置					防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置		
		排煙口の位置					排煙口の位置		
		排煙風道の配置					排煙風道の配置		
		排煙口に設ける手動開放装置の使用法を表示する位置					排煙口に設ける手動開放装置の使用法を表示する位置		
		排煙口の開口面積又は排煙機の位置					排煙口の開口面積又は排煙機の位置		
		法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置					法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置		
		予備電源の位置	予備電源の位置						

新			旧		
			不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置		不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置
			給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置		給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置
			給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造		給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造
		床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		2面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置	2面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置
			排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置		排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置
			給気口の位置		給気口の位置
			給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積		給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積
		使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別	使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別
		排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造
排煙口に設ける手動開放装置の使用方法	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法				
排煙風道の構造	排煙風道の構造				
排煙設備の電気配線に用いる配線の種別	排煙設備の電気配線に用いる配線の種別				
給気室の構造	給気室の構造				
排煙機の空気を排出する能力を算出した際の計算書	排煙機の空気を排出する能力及びその算出方法	排煙機の空気を排出する能力を算出した際の計算書	排煙機の空気を排出する能力及びその算出方法		
排煙設備の使用材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別	排煙設備の使用材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別		
令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置	各階平面図	照明装置の位置及び構造	各階平面図	照明器具の配置	
		非常用の照明装置によって、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる範囲		非常用の照明装置によって、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる範囲	
	削除	削除	予備電源の位置		
令第5章第6節の規定が適用される非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備	非常用の照明設備の構造詳細図	照度	非常用の照明設備の構造詳細図	照度	
		照明設備の構造		照明設備の構造	
		照明器具の位置及び材料の種別		照明器具の位置及び材料の種別	
	非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積	非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積	
垂れ壁の材料の種別		垂れ壁の材料の種別			
排煙設備の構造、配置及び材料の種別		排煙設備の構造、配置及び材料の種別			

新				旧			
(10)	法第36条の規定が適用される建築設備	令第129条の2の4第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備	構造詳細図	排煙口の自動開放装置の構造及び位置 排煙機の能力	令第129条の2の4第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備	構造詳細図	排煙口の自動開放装置の構造及び位置 排煙機の能力
			地下道の床面積求積図	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式		地下道の床面積求積図	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式
			非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種別		非常用の排水設備の構造及び材料の種別	排水設備の構造及び材料の種別
				排水設備の能力		排水設備の能力	排水設備の能力
		令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の位置	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の位置	
			各階平面図	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造	各階平面図	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造	
			便所の構造詳細図	尿尿に接するくみ取便所の部分	尿尿に接するくみ取便所の部分	便所の構造詳細図	尿尿に接するくみ取便所の部分
				削除	削除		便槽の構造
				くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの污水管の構造	くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの污水管の構造		便器及び小便器から便槽までの污水管の構造
				水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造	水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造		水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造
便槽の種類及び構造	便槽の種類及び構造			便槽の種類及び構造			
改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造	改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造			改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造			
便所の断面図	くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置	くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置		くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置			
	くみ取便所のくみ取口の位置及び構造	くみ取便所のくみ取口の位置及び構造		くみ取便所のくみ取口の位置及び構造			
	改良便槽の貯留槽の構造	改良便槽の貯留槽の構造	便所の断面図	改良便槽の貯留槽の構造			
	汚水の温度の低下を防止するための措置	汚水の温度の低下を防止するための措置		汚水の温度の低下を防止するための措置			
便所の使用材料表	便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種別	便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種別	便所の使用材料表	便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種別			
	耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分	耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分		耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分			
井戸の断面図	令第34条ただし書の適用に係る井戸の構造	井戸の断面図	令第34条ただし書の適用に係る井戸の構造				
井戸の使用材料表	令第34条ただし書の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分	井戸の使用材料表	令第34条ただし書の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分				

新			旧				
令第115条の規定が適用される煙突	各階平面図	煙突の位置及び構造	令第115条の規定が適用される煙突	各階平面図	煙突の位置及び構造		
	2面以上の立面図	煙突の位置及び高さ		2面以上の立面図	煙突の位置及び高さ		
令第129条の2の5の規定が適用される配管設備	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置	令第129条の2の5の規定が適用される配管設備	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置		
		配管設備の種別及び配置			配管設備の種別及び配置		
		給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)			給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)		
	各階平面図	配管設備の種別及び配置		配管設備の種別及び配置	各階平面図	配管設備の種別及び配置	配管設備の種別及び配置
		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造			
		給水タンク等の位置及び構造		給水タンク等の位置及び構造			
		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況			
		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置			
	2面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	2面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造
		給水タンク等の位置及び構造		給水タンク等の位置及び構造			
建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況					
ガス漏れ警報設備を設けた場合にあっては、当該設備及びガス栓の位置		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置					
配管設備の仕様書	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	配管設備の構造詳細図	配管設備の構造	配管設備の構造		
	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別		腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置			
	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置		圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造			
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置		水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造			
	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置		給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置			
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置		金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置			
				排水のための配管設備の容量			

新		旧			
		配管設備の構造 詳細図	<u>ガス栓の金属管等への接合方法</u>	<u>及びその算定方法並びに傾斜</u>	
			<u>ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種類</u>	<u>配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置</u>	
			<u>排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が附着又は沈殿しない措置</u>	<u>配管設備の覆いの有無</u>	
			飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	
			給水タンク等の構造	<u>給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置</u>	
			排水槽の構造	<u>給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造</u>	
		阻集器の位置及び構造	<u>給水タンク等(圧力タンクを除く。)に設けるオーバーフロー管の位置及び構造</u>		
		ガス漏れ警報設備の構造	<u>オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置</u>		
		配管設備の系統 図	配管設備の種類、配置及び構造	配管設備の末端の連結先	<u>給水タンク等(圧力タンクを除く。)の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等(圧力タンクを除く。)の容量</u>
				給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	<u>排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。)の構造</u>
給水管の止水弁の位置	<u>排水トラップ及び阻集器の位置及び構造</u>				
排水トラップ、通気管等の位置	<u>ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造</u>				
<u>排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書</u>	<u>排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法</u>	配管設備の系統 図	配管設備の種類、配置及び構造		
配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種類別材料表		配管設備の末端の連結先		
風道の構造詳細図	風道の構造		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置		
	防火設備及び特定防火設備の位置		給水管の止水弁の位置		
令第129条の2の6の規定が適用される換気設備	各階平面図	給気口又は給気機の位置	排水トラップ、 <u>阻集器及び</u> 通気管の位置		
		排気口若しくは排気機又は排気筒の位置			
	2面以上の断面	給気口又は給気機の位置	配管設備の使用 材料表	配管設備に用いる材料の種類別材料表	
令第129条の2の6の規定が適用される換気設備	各階平面図	給気口又は給気機の位置		風道の構造	
		排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	防火設備及び特定防火設備の位置		
	2面以上の断面	給気口又は給気機の位置	風道の構造詳細 図		

新				旧			
		図	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置			図	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
		換気設備の構造詳細図	排気筒の立上り部分及び頂部の構造			換気設備の構造詳細図	排気筒の立上り部分及び頂部の構造
			給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造				給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造
			直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の換気能力を外気の流れによって著しく低下させないための構造				直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造
			中央管理方式の空調調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造				中央管理方式の空調調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造
		中央管理方式の空調調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力を算出した際の計算書	中央管理方式の空調調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法			中央管理方式の空調調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	
		換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別			換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別
令 第 129 条の2の7の規定が適用される冷却塔設備	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離		令 第 129 条の2の7の規定が適用される冷却塔設備	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	
	2面以上の断面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離			2面以上の断面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	
	冷却塔設備の仕様書	冷却塔設備の容量			冷却塔設備の仕様書	冷却塔設備の容量	
	冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別			冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別	

○ 平成19年 国土交通省告示第835号 確認審査等に関する指針

新	旧
<p>平成19年6月20日国土交通省告示第835号 確認審査等に関する指針</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。</p> <p>平成19年6月20日 国土交通省告示第835号 改正 平成21年5月20日 国土交通省告示第547号</p> <p>確認審査等に関する指針</p> <p>第1 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通（法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあっては、副本2通）並びにこれらに添えた図書及び書類（第5項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。</p> <p>二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造設計一級建築士による構造設計によるものであること又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものであることを確かめること。</p> <p>二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の3の</p>	<p>平成19年6月20日国土交通省告示第835号 確認審査等に関する指針</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。</p> <p>平成19年6月20日 国土交通省告示第835号 改正 平成21年5月20日 国土交通省告示第547号</p> <p>確認審査等に関する指針</p> <p>第1 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通（法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあっては、副本2通）並びにこれらに添えた図書及び書類（第5項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。</p> <p>二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造設計一級建築士による構造設計によるものであること又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものであることを確かめること。</p> <p>二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の3の</p>

新	旧
<p>規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計一級建築士による設備設計によるものであること又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることを確かめること。</p> <p>三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。</p> <p>四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第1において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。</p> <p>イ 法第68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し</p> <p>ロ 法第68条の20第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し</p> <p>五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること。</p> <p>ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表三の各項（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算書（以下単に「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項（法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第20条第一号から第三号までに定める基準（同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項の(ろ)欄（これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項につ</p>	<p>規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計一級建築士による設備設計によるものであること又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることを確かめること。</p> <p>三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。</p> <p>四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第1において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。</p> <p>イ 法第68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し</p> <p>ロ 法第68条の20第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し</p> <p>五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること</p> <p>ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表三の各項（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算概要書（以下単に「構造計算概要書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造計算概要書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項（法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第20条第一号から第三号までに定める基準（同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項の(ろ)欄（これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項につ</p>

新	旧
<p>いては、この限りでない。</p> <p>二 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。</p> <p>三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。</p> <p>四 法第68条の26第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。</p> <p>五 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項（これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。</p> <p>六 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。</p> <p>七 法第93条第4項に規定する場合以外の場合にあつては、<u>同条第1項</u>本文の規定により申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。</p> <p>八 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項（これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第6項又は第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第20条に適合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p>三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。</p>	<p>いては、この限りでない。</p> <p>二 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。</p> <p>三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。</p> <p>四 法第68条の26第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。</p> <p>五 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項（これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。</p> <p>六 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。</p> <p>七 法第93条第1項ただし書に規定する場合以外の場合にあつては、<u>同項</u>本文の規定により申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。</p> <p>八 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項（これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第6項又は第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第20条に適合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、<u>証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめることを要しない。</u></p> <p>三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。</p>

新	旧
<p>イ 法第20条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第1項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。</p> <p>ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p><u>(1) 第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、施行規則第2条第2項第2号（施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えること。</u></p> <p><u>(2) 第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受ける前においては、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u></p> <p><u>(3) 定結果通知書の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。</u></p> <p>(i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。</p> <p>(ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第2第4項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。</p> <p>ハ 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(は)欄に掲げる審査すべき事項及び同表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。</p> <p>ニ 法第20条第三号イの規定に基づき令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの <u>別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u>ただし、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確</p>	<p>イ 法第20条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第1項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。</p> <p>ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p><u>(1) 第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいては、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>(i) 別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u></p> <p><u>(ii) (i)の場合において、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合にあつては、施行規則第2条第2項第2号（施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて構造計算適合性判定を求めると。</u></p> <p><u>(2) 第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。</u></p> <p>(i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。</p> <p>(ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第2第4項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。</p> <p>ハ 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(は)欄に掲げる審査すべき事項及び同表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。</p> <p>ニ 法第20条第三号イの規定に基づき令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの <u>ロ(1)(i)に定めるところにより行うこと。</u>ただし、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確</p>

新	旧
<p>係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。</p> <p>5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。</p> <p>一 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。</p> <p>二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。</p> <p>三 前3項の審査又は第2第4項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。</p> <p>イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測される程度のものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。</p> <p>ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前3項の規定による審査を行うこと。</p>	<p>かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。</p> <p>5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。</p> <p>一 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。</p> <p>二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。</p> <p>三 前3項の審査又は第2第4項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書（以下この号において「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」という。）を交付すること。この場合において、次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該イ及びロの区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定めるところによるものとする。</p> <p>イ 申請書等に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）がある場合 適合するかどうかを決定できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。</p> <p>(i) 当該軽微な不備について補正を求める旨</p> <p>(ii) 補正の期限</p> <p>(iii) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日までの日数は、法第6条第4項、法第6条第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨</p> <p>ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 適合するかどうかを決定できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前3項の規定による審査を行うこと。</p> <p>(i) 当該不明確な点について追加説明書の提出を求める旨</p> <p>(ii) 追加説明書の提出に当たって申請書等の差替え又は訂正はすることができない旨</p>

新	旧
<p>四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。</p>	<p><u>(iii) 追加説明書の提出期限</u> <u>(iv) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日までの日数は、法第6条第4項、第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨</u></p> <p>四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。</p>
	<p>第2 構造計算適合性判定に関する指針 変更なし</p>
	<p>第3 完了検査に関する指針 変更なし</p>
	<p>第4 中間検査に関する指針 変更なし</p>
	<p>別表 変更なし</p>

建築確認手続き等の運用改善マニュアル「小規模建築物用(木造住宅等)」

平成22年3月 第1版発行

発行 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目2番 19号 アドレスビル5階

電話(03)3560-2882 / FAX (03)3560-2878

印刷 (株)第一印刷所 東京本部

※本書の一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。

